

令和 2 年 7 月 1 7 日閣議決定
「世界最先端デジタル国家創造宣言・
官民データ活用推進基本計画」

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について

〔令和2年7月17日
閣議決定〕

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第7項の規定に基づき、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定）の全部を別冊のとおり変更する。

世界最先端デジタル国家創造宣言
・
官民データ活用推進基本計画

令和2年7月17日

この計画は、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 8 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目次

第1部	世界最先端デジタル国家創造宣言	1
I.	新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現	1
1	情報通信技術を活用した新型コロナウイルス感染症対策に係る取組	2
	(1) マクロ的な観点から感染症対策を支援するための技術	2
	(2) 感染症拡大を踏まえた新たな生活様式を支援するための技術	3
	(3) 医療機関や保健所等の支援	3
	(4) オープンデータによる情報発信の促進	4
2	デジタル強靱化を実現するための基本的な考え方	5
	(1) 社会全体のデジタル化に向けた取組と新型コロナウイルスの感染拡大が突きつけた課題	5
	(2) ニュー・ノーマルに対応したデジタル強靱化社会の構築	7
	(3) 喫緊に取り組むべき事項	9
3	働き方改革（テレワーク）	11
4	学び改革（オンライン教育）	13
	(1) 児童生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速を含む GIGA スクール構想の実現	13
	(2) ICTを活用した教育サービスの充実	14
	(3) 児童生徒の学習データの継続的な活用に向けたデータ基盤の検討	14
5	くらし改革	15
	(1) 健康・医療・介護・障害福祉	15
	(2) 子育て・介護等のワンストップ化	16
	(3) 経済活動・企業活動	16
	(4) 国の行政機関等における慣習の見直し等（「隗より始めよ」）	18
6	防災×テクノロジーによる災害対応	19
7	社会基盤の整備	21
	(1) デジタル・ガバメント	21
	(2) 次世代インフラの整備	26
	(3) デジタル格差対策	27
	(4) データ流通環境の整備、セキュリティ/トラストの確保	28
	(5) モビリティシステムのデジタル化	29
	(6) サプライチェーン	30
	(7) 建設分野におけるデジタルトランスフォーメーション	30
	(8) 裁判関連手続のデジタル化	31
8	規制のリデザイン	32

II.	デジタル技術の社会実装.....	34
	(1) 5Gと交通信号機との連携によるトラステッドネットの全国展開.....	34
	(2) スマートフードチェーン構築及び農業データ連携基盤の利活用促進.....	35
	(3) 健康・医療・福祉分野のデータに基づくくらし改革と働き方改革.....	37
	(4) サイバーポートによる港湾の生産性革命.....	38
	(5) 運転免許業務及び警察情報管理システムの合理化・高度化による国民の利便性 向上.....	39
III.	データ利活用によるインクルーシブな社会の実現.....	40
1	安全・公正なデジタル市場のルール形成.....	41
	(1) 国際的なデータ流通の推進及び枠組みの構築.....	41
	(2) デジタル市場における透明性・公正性の確保に向けた取組.....	42
	(3) 個人情報の安全性確保.....	44
2	官民連携による円滑なデータ流通に向けた環境整備.....	45
	(1) 日本発のパーソナルデータ等利活用モデルの加速.....	45
	(2) 分野間データ連携の実現に向けたルール整備.....	46
	(3) 官民一体的なデータ利活用促進に向けた制度整備.....	47
	(4) 民間部門のデジタルトランスフォーメーションの促進等.....	48
	(5) モビリティ関連データの利活用拡大.....	49
	(6) シェアリングエコノミーの更なる推進.....	49
3	オープンデータの更なる深化.....	51
	(1) 更なる官民連携によるオープンデータの取組強化.....	52
	(2) オープンデータの質の向上.....	53
	(3) 地域におけるオープンデータの利活用の推進.....	53
IV.	社会基盤の整備.....	56
1	5Gを軸とした協業促進によるインフラ再構築.....	56
	(1) 協業により広がる産業利用.....	56
	(2) ローカル5Gの制度整備をはじめとした5Gの全国展開に向けた取組.....	57
	(3) 5G環境等の普及、光ファイバ網の整備.....	57
2	基盤技術等.....	59
	(1) AI-Readyな社会基盤づくり.....	59
	(2) クラウド活用とエッジ・コンピューティングの進化.....	61
	(3) デジタル時代のセキュリティ対策.....	62
	(4) ブロックチェーンなどの新技術の利用.....	65
3	スタートアップ.....	66
	(1) 世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成の推進.....	66
	(2) 日本版SBIR制度の抜本的改正.....	66
4	人材の育成等.....	68

(1) AI人材の育成.....	68
(2) IoT・セキュリティ人材の育成.....	68
第2部 官民データ活用推進基本計画.....	71
I. 官民データ活用推進基本計画に基づく施策の推進.....	71
1 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針.....	72
(1) 基本計画の策定とその着実な実施.....	72
(2) 重点分野の指定（分野横断的なデータ連携を見据えつつ）.....	73
(3) 官民データ活用によるEBPMの推進.....	74
2 推進体制.....	75
(1) 基本計画のPDCA.....	75
(2) 関係本部等との連携.....	76
(3) 地方公共団体との連携・協力.....	77
(4) 事業者等との連携・協力.....	78
II. 施策集.....	80
II- (1) 行政手続等のオンライン化原則等【官民データ基本法第10条関係】.....	82
II- (2) オープンデータの促進【官民データ基本法第11条第1項及び第2項関係】.....	85
II- (3) データの円滑な流通の促進【官民データ基本法第11条第3項関係】.....	95
II- (4) データ利活用のルール整備【官民データ基本法第12条関係】.....	97
II- (5) マイナンバーカードの普及・活用【官民データ基本法第13条関係】.....	101
II- (6) 利用の機会等の格差の是正【官民データ基本法第14条関係】.....	106
II- (7) 情報システム改革・業務の見直し【官民データ基本法第15条第1項関係】.....	112
II- (8) データ連携のためのプラットフォーム整備【官民データ基本法第15条第2項関係】.....	115
II- (9) 研究開発【官民データ基本法第16条関係】.....	126
II- (10) 人材育成、普及啓発【官民データ基本法第17条及び第18条関係】.....	136
II- (11) 国の施策と地方の施策との整合性の確保【官民データ基本法第19条関係】.....	141
II- (12) 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開.....	142

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言

I. 新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強^{じん}靱化社会の実現

今般のコロナ禍ともいえる新型コロナウイルス感染症の感染拡大の猛威により、我が国における社会経済活動は激変している。長期化する外出自粛や学校休業要請により、国民一人一人がいわゆる巣籠り状態での活動を余儀なくされ、これに伴い様々な課題が浮き彫りになった。

第一に、新型コロナウイルス感染症対策そのものへのITやデジタル技術の適用が急務である。治療薬やワクチンの開発・普及へのデータの活用、雇用・家計・事業を守るためのデジタルトランスフォーメーション（DX）¹の取組とともに、日常生活における接触機会削減においてもデジタル化による支援（統計データ等の活用による人流の見える化やクラスター推定、接触確認アプリ等）が有効である。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対策において、社会的距離（ソーシャルディスタンス）の確保の取組が必須とされている。この点、デジタル化推進をうたいながらも、従来、対面でのやりとりを明示的あるいは暗黙のうちに前提としていた、仕事や学び、日常生活や行政手続及び経済活動を、いよいよオンライン化を当然のこととして変革を加速しなければならない。

今般の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和2年4月7日発出）は、一面では、働き手・学生・生活者それぞれが、オンライン化を実現できていない現状の不自由さを、分野・地域を問わず身をもって体験する初めての機会であった。この体験を一過性のものとして終わらせることなく、あえて言えばピンチをチャンスに、この機会に、我が国をデジタル技術により強^{じん}靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、ITをユーザーの自律的な判断・行動を支援するツールとし、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進める必要がある。

具体的には、①直近の取組としての新型コロナウイルス感染症の感染拡大の阻止に向けたITの活用と、②デジタル強^{じん}靱化による社会構造の変革・社会全体の行動変容の両面を進める必要がある。後者については、直近ですぐに進めるべき施策と、中長期的な取組の双方が求められることは言うまでもない。これらについて、今般の世界最先端デジタル国家創造宣言（以下「IT総合戦略」という。）において、特に重点を置いて取り組むものとする。

¹ Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション、DX）は、将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。企業が外部エコシステム（顧客、市場）の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること。

1 情報通信技術を活用した新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

情報通信技術は、グローバル化が進む中、経済の発展はもとより、生産性向上や日常生活に大きな役割を果たしてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、その対応が長期化する中では、①人と人との接触を肯定的に避けるいわゆるソーシャルディスタンスを実現するための手段、②感染症対策に係る諸施策を効率的に実施するための手段といった新たな役割を求められている。

このうち、①については、行政手続のオンライン化やテレワークの推進、オンライン学習など、これまでも主として国民生活の利便性の向上の観点からICTの利活用の推進が図られてきた施策について、ソーシャルディスタンスへの取組として、喫緊の必要性が求められるものであり、これらの取組を抜本的に加速することで実現を図るべきものである。また、医療の分野においても、国民生活の利便性向上の観点のほか、感染症が拡大する状況下においては、患者と医療従事者双方の安心・安全を確保する観点からも、その実用性や実効性確保、医療安全等に配慮しつつ、遠隔医療を活用することは重要である。

さらには、見えない感染症の拡大により、人の行動の制限やサプライチェーンの分断等が生じる中、情報通信技術を活用してこうした状況を打破しようとする取組が世界各国でみられる。

我が国においても、AI²を含めた情報通信技術を積極的に活用し、感染症対策に貢献していくことを目的に官民テックチームを組織し、内閣官房や厚生労働省を中心に、複数の省庁が連携し、民間の知見もいかしながら、以下の観点から新たな取組を実施している。

(1) マクロ的な観点から感染症対策を支援するための技術

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、人の流れなど、クラスター対策に資する情報についてマクロ的に把握するため、①携帯電話事業者やプラットフォーム事業者の保有する位置情報等や公共交通機関の改札通過人数等を統計処理したデータの活用、②インターネット関連企業の協力を得て実施した「新型コロナ対策のための全国調査」の結果の活用等に取り組んでいる。

携帯電話事業者・プラットフォーム事業者や公共交通機関の統計データを活用することで、全国の主要都市や駅周辺、繁華街、観光地等での人の流れをマクロ的に把握することが可能となり、政府のみならず、地方公共団体においても住民への外出自粛への協力や要請の効果を把握し、必要に応じて更なる対応を検討す

² Artificial Intelligence の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。(官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第2条第2項)

るなどの措置を講ずることが可能となっている。

(2) 感染症拡大を踏まえた新たな生活様式を支援するための技術

感染症拡大の防止の観点から、従来の日常生活においてそれほど意識してこなかった、「密」を避けることや、陽性者と接触した可能性がある場合に人との接触を回避することを意識した行動変容が求められている。

こうした人の行動変容を促す観点からは、日常を構成する仕事、学習、生活、各種手続や経済活動等あらゆる分野での人と人との対面のやりとりを遠隔でも可能にする、つまりデジタル技術によるオンライン化を進め、テレワークやリモート教育、オンライン手続、オンライン/キャッシュレス決済を当たり前使える環境を実現することや、実用性や実効性確保、医療安全等に配慮しつつ遠隔医療を活用していくことが有効であるが、他方で、日常生活においても意識的に人の密集地域を避けたり、陽性者と接触した可能性がある場合に人との接触を極力避けたりするなど、日常生活における行動様式そのものの変更を支援するための取組についても、ITを活用した様々なアイデアが実現されている。具体的には、スマートフォン間の信号 (Bluetooth) のやりとりにより接触履歴を記録し、陽性者と接触した可能性について通知するアプリケーションや、特定の店舗や公園での人の動きを画像データ等を用いて分析し、できるだけ密集を避ける行動を支援するといった、行動変容を促す新たな取組について、官民連携による普及や効果的な運用を図っていくことが必要である。また、店舗、公的施設、イベント会場等に掲示したQRコードを通じた来訪者への通知システムや、店舗等の事業者が行う感染症対策の見える化等、地方公共団体による取組を紹介することで横展開を図っていく取組も有用である。

(3) 医療機関や保健所等の支援

新型コロナウイルス感染症に係る医療現場においては、急増する感染者に対応するために受入病床や人的リソースが逼迫するだけでなく、世界的な需要の高まりから、マスクやサージカルエプロンといった医療現場に必要な物資も逼迫している。

こうした医療機関の状況をできる限り迅速に収集できるよう、厚生労働省と内閣官房は、全国約8,000の医療機関を対象とした情報収集システム(新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS))の構築・運用を本年5月から開始し、新型コロナウイルス感染症対策を担う医療機関を中心に物資の不足状況や人員の求人状況また承認された薬剤の投与状況や大規模な医療機関が新型コロナウイルス感染症以外の患者を受け入れる場合の対応状況等を把握することが可能となった。

また、ICTの活用により効果的・効率的に情報を収集・共有し、保健所や都道府

県等の業務負担を軽減しながら、新型コロナウイルス感染症対策により注力できる体制を構築するため、厚生労働省は、感染者情報を一元的に管理するシステム（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS））を構築・導入した。これにより、オンラインで、医師による発生届や患者本人による毎日の健康状態の報告、保健所による感染経路等の情報入力等を行えるようになり、関係者間での迅速な情報共有がなされ、より効果的・効率的な対応が可能となることが期待される。本年5月末から、全国で、準備が整った地方公共団体等から順次利用を開始しており、引き続き、地方公共団体、医療機関等における積極的な利用を促しつつ、関係者の意見を踏まえ、システムの改善が図られるよう検討を進めていくことが重要である。

今後は、感染症対策の長期化や次なる感染症の拡大を見据え、G-MISやHER-SYSの長期的な活用のための方策として、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）とのそれぞれの利点・特徴を踏まえ、医療機関側の負担軽減や運用コスト低減等も考慮して、災害時等への活用など、基幹システムとしての役割について検討を進めていくことが必要である。

（４）オープンデータによる情報発信の促進

感染症が拡大する中であって、国民が少しでも安心・安全な生活を送るためには、目に見えない感染症の状況を迅速に提供することや、各種支援情報を分かりやすく発信することが重要である。

この点、例えば東京都は、陽性患者数や検査実施数等をオープンデータとして発信するWebサイトを開発し、これをオープンソースとして公開しており、このオープンソースを活用することで全国のエンジニア等が相次いで自らの地域のWebサイトを公開している³。

国は、東京都の事例のような地方公共団体の先進的な取組事例を発信しているほか、外出自粛等を踏まえた官民における各種支援策について、オープンデータとして公開している。また、上記（２）の取組の中で得られる情報のうち公開可能なものをオープンデータ化し、国や都道府県から医療機関への物資の支援や新型コロナウイルス感染症以外の疾患のある市民が一定規模の医療機関の診療を受ける際に、医療機関の受入状況等を把握することも可能となっている。

このように、感染症が流行する中であって求められる情報を、受け手にとって分かりやすく利用しやすい形で発信する取組を行っていく必要がある。また、ソーシャルディスタンスを保ちながら経済社会活動を継続するための「新しい生活様式」を実施するために人々に求められる情報の発信を図っていくことも重要である。

³ 7月1日時点で32都道府県、3政令市での公開を把握。

2 デジタル強^{じん}靱化を実現するための基本的な考え方

(1) 社会全体のデジタル化に向けた取組と新型コロナウイルスの感染拡大が突きつけた課題

国は、これまで、データ利活用とデジタル・ガバメントを二本柱として、社会全体のデジタル化に取り組んできた。デジタル化自体は手段であって目的ではなく、国民生活の利便性が向上し、行政機関や民間事業者等の効率化に資するものではなければ意味がないとの認識の下、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年6月14日閣議決定）では、Society 5.0時代にふさわしいデジタル化の条件として以下の5項目を掲げた。

- ・ **国民の利便性を向上させる、デジタル化**
 手順のデジタル完結、申請・届出のオンライン・ワンストップ化、民間クラウドを活用したデータ連携など、利便性向上を実感できるものとすべき。
- ・ **効率化の追求を目指した、デジタル化**
 デジタル化は、労働時間の短縮、事業活動の合理化に繋がる業務・システム改革、行政運営の効率化等をもたらす。
- ・ **データの資源化と最大活用に繋がる、デジタル化**
 書類のデータと、機械判読性(Machine-Readable)と発見可能性(Findable)を確保したデジタルデータとでは、価値が全く異なる。
- ・ **安心・安全の追求を前提とした、デジタル化**
 ネット接続機器の幾何級数的増加に伴い、サイバー攻撃のリスクが高まる中、安心・安全を大前提に、生産性向上等を支えるセキュリティを目指す。
- ・ **人にやさしい、デジタル化**
 デジタル化は、安心・安全・豊かさの手段であり、取り残される人があってはならず、デジタル・インクルーシブな環境を作り出す。

これらの条件は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によってソーシャルディスタンスの確保が求められる中で、社会経済活動を維持する観点からも、重要なものである。また、今般の感染拡大へのデジタル対応に見られた課題が、これらの条件を満たすための取組が途上にあったことを際立って認識させた。具体的には、例えば、以下のような課題が指摘されている。

- ・ 特別定額給付金について、マイナポータルを利用した申請を可能としたことで、これを利用した場合には、前回の定額給付金の交付時（2009年）に比して、申請の受付が開始されるまでの期間や、申請に要する時間は大幅に短縮された。一方で、申請だけでなく給付に至るまでの手続全体のデジタル化、マイナンバーの活用に係る制度的制約、マイナンバーカードの普及等の課題がある。また、デジタル対応が可能となっているにもかかわらず

ず、実運用するための準備不足や、対面・書面を前提とした行政運営により、デジタルが活用されず、迅速な給付等に支障が出たケースもある。

- 雇用調整助成金について、内閣情報通信政策監（政府 CIO⁴）の下で行われている一元的なプロジェクト管理による対応がなされることなく急遽構築されたオンライン申請システムが、複数のシステム障害があったために運用停止となり、当該システムにより目指されたオンライン化が実現せず、従前のとおり窓口又は郵送での手続のみとなっている。
- ソーシャルディスタンスの確保を図りつつ、社会経済活動を維持する手段として、テレワークが重要となる一方、手続や契約に係る書面・押印の慣行等に起因して、出社を余儀なくされたケースがあったと言われている。
- 政府での Web 会議環境に関し、各府省庁において縦割りの LAN 環境が構築されていることにより、府省庁間や、民間企業・地方公共団体との Web 会議サービスの接続が困難となる状況が発生した。
- 学校の全国的な臨時休業を受けて、学びを止めないために、オンライン教育が重要なツールとなったが、端末や通信環境等の課題、ノウハウの不足、学校間・地域間の格差等が指摘されている。また、遠隔教育の制度上の扱いについては、今般の事態への対応として、特例的な措置が講じられたが、ポストコロナも含めて必要な制度上の措置の更なる明確化が求められる。
- データの活用について、民間事業者から提供を受けた人流データの活用により、外出自粛等の状況を可視化し、政策形成に役立てる取組や、官民の各種支援策をオープンデータとして集約・公開する取組など、新型コロナウイルス感染症対策の比較的早期から実施されたものもある。一方で、保健所・医療機関からの陽性者の報告が当初はファックスで行われていたなど、デジタルデータの活用により効率性・利便性を向上させる視点が欠けているケースも多く見られた。
- 民間事業者が、住民から得られるデータを活用して新型コロナウイルス感染症対策に資するサービスを提供するに当たり、居住地域ごとに異なる個人情報保護ルールに対応するために、多くのコストが費やされたケースが報告された。

今後懸念される感染拡大の「第二波」や、次なる別の感染症の発生を念頭に置けば、今回突きつけられた課題も踏まえ、上記の5条件を満たすための取組を加速していくことが求められる。

⁴ Chief Information Officer の略。日本語では「最高情報責任者」「情報システム担当役員」「情報戦略統括役員」等と訳される。企業や行政機関等といった組織において情報化戦略を立案、実行する責任者のこと。

また、近年頻発し、激甚化する自然災害を踏まえれば、感染症と自然災害に同時に襲われる状況にも備えておくことが喫緊の課題であり、本戦略策定時点の令和2年7月において既に現実に豪雨等の被害が生じていることから、災害対策にテクノロジーを駆使し、被害の最小化を図っていくことが即時に求められる。

(2) ニュー・ノーマルに対応したデジタル強^{じん}韌化社会の構築

今般の感染拡大により、デジタル化・オンライン化や、データの積極活用が改めて課題として認識されたほか、今後のニュー・ノーマルに向けた萌芽と言うべき傾向も見られる。

一つは、職（Work）と住（Life）の近接化である。テレワークをはじめとしたリモート対応の普及により、地域及び家庭が、仕事、教育、生活など複合的な役割を担う場として存在感を増すと考えられる。例えば、サテライトオフィス等の地域拠点の需要や、地域コミュニティの重要度が増す可能性がある。

また、グローバル経済の再構築も新たな傾向である。効率性を追求して構築されてきたグローバルなサプライチェーンが今般の感染拡大を受けて分断され、危機時の脆弱性が露わになった。マスク・防護服など医療現場に欠かせない製品や、付加価値の高い部素材の一国への過度な依存リスクを解消する必要性が指摘されている。

これらの新たな傾向を含む、社会・価値観の変容をもたらすニュー・ノーマルの社会では、以下の視点が重要になると考えられる。こうした視点を踏まえ、デジタルを徹底活用することで、ソーシャルディスタンスを確保しながら、経済社会活動を維持し、経済が成長可能となるよう「デジタル強^{じん}韌化社会」の構築を進める。

① 対面・高密度から「開かれた疎」へ、一極集中から分散へ

テレワークをはじめとするリモート対応が常態化・高度化し、場面に応じて、対面とリモートの最適な組み合わせも模索される。これにより、時間や場所を有効に活用できる新しい働き方が定着し、一極集中の是正、地域の再興、地域からの発信、新しいエンターテインメントの創造が進む。

② 迅速に危機対応できるしなやかな社会へ

ウイルスのパンデミックは、その発生可能性は非常に低いものの、ひとたび感染が拡大した場合の被害・影響が地球規模で甚大なもの（テールリスク）になり得ることが今般実体験された。この経験から、今後は、こうした「テールリスク」が十分に起こり得ることを前提に、その発生に対応できる社会の構築が求められるようになると考えられる。例えば、危機発生時に個々人の状況に応じ、必要な人に必要な支援を迅速に届けることを可能にする仕組み

が求められる。また、社会経済環境が激変する場合に、需要の高まる職種に柔軟に労働力をリバランスさせる仕組みも考えられる。

こうしたことを実現するためには、様々なチャレンジの中から臨機応変に解決策が生まれる環境の整備として、オープンイノベーションの推進が重要であり、官民を問わず、データやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションが創発されるようにするため、オープン API の推進により、行政機関相互及び行政機関と民間の間でのデータのやりとりが API を介して行われる「API ガバメント」や、API の公開によって自社だけでなく他社のサービスも活用して利便性を高めていく「API エコノミー」の発展を図っていくことが求められる。あわせて、新たな課題を解決するビジネスモデルの創出を後押しするため、スタートアップ支援等の環境整備も重要となる。

ニュー・ノーマルな社会、デジタル強^{じん}靱化社会への移行に当たっては、世界各国の状況を認識しつつ、我が国が世界を先導していくべきである。この点、例えば、本年6月に発表されたスーパーコンピュータの世界ランキングにおいて、我が国のスーパーコンピュータが5部門で第一位を獲得したことも踏まえ、情報通信分野における我が国の潜在力を最大限開放することが求められる。

ニュー・ノーマルに向けた社会・価値観の変容は現在進行中といえる。未来を創るという観点で、これにいち早くキャッチアップし、デジタルを徹底活用して柔軟に対応することで、ポストコロナに見込まれる厳しい国際競争環境の中で我が国の存在感を高めるとともに、国際社会が自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値観に立脚したものとして発展していくよう貢献していくことが重要である。

意識・価値観の変容が急激なものであれば、それに対応した社会変革も、漸進主義ではなく不連続なものとなり得る。例えば、IoTの進展によりモノとモノの通信が重要性を増す環境では、無線通信網の整備において、人口カバー率ではなく、都市部・地方部を問わず事業可能性のあるエリアのカバー率で捉えて行くことが、新しいデジタルインフラの在り方として求められ得るものと考えられる。また、急激な変化に当たり、データ活用におけるプライバシーの保護やサイバーセキュリティを確保することで、安心・安全を実現し、不安を作らないことが求められる。さらに、デジタルを徹底活用する社会では、デジタルにアクセスできないことが深刻な格差を生む。誰もが取り残されず、ニュー・ノーマルの社会に参画していくことが可能となるよう、デジタル格差対策やアクセシビリティの確保（デジタル・ミニマム）を図っていくことが不可欠である。

(3) 喫緊に取り組むべき事項

以上を踏まえ、デジタル強^{じん}靱化社会の実現に向けて取り組むべきは、後述3～8のとおりであるが、喫緊に取り組むべき事項を以下に掲げる。

① 遠隔・分散に対応した制度・慣行の見直し

遠隔・分散型の社会経済活動が当然となる中で、その障壁となる制度・慣行を見直す。書面・押印・対面を求める法令・慣行の全面的な見直しを進める。「^{かい}隗より始めよ」の考えの下、行政機関等の内部手続についての押印・書面提出等の見直しを進める。

② しなやかなデジタル社会の基盤としてのマイナンバー制度

危機に迅速に対応できる強^{じん}靱な社会経済構造の一環として、マイナンバーカード・マイナンバーを基盤としたデジタル社会の構築を進める（マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、マイナンバーカードの取得促進）。

③ 国と地方を通じたデジタル基盤の構築

危機を含む様々な事態に柔軟に低コストで対応できるようにするため、情報システムの標準化・共通化、クラウド活用の促進等として、以下を進める。

- 給付金等におけるデジタル手続・事務処理・早期給付の実現
- 各府省情報システムのネットワーク統合・構築
- API利用の促進による民間との相互連携の強化（利用者にとって使いやすいサービスの実現）

④ データの基盤整備と積極活用

社会経済活動を円滑に行うため、データ資源を横断的、継続的に活用できる環境を整備することが重要である。社会の基本データをはじめとしたデータの質・量の向上、データ利活用の一般原則としてのデータガバナンスルールの在り方を含むデータ戦略、行政のデジタルトランスフォーメーション(DX)のためのデータ基盤、研究開発・インフラの整備等から構成されるニュー・ノーマルに向けたデジタル戦略を取りまとめる。

⑤ 防災×テクノロジー

感染症の感染拡大と自然災害が併発する事態において、効果的・効率的に災害に対応することを可能とするため、情報通信技術を駆使した災害対応のための取組を進める。

これらに対応していくため、政府CIOが一層のリーダーシップを発揮することで、政府内の縦割りを打破して横串を通し、全体最適を追求するとともに、利用者視点を徹底する観点からの取組を進めることが求められる。これまでも政府

CIO の取組により、政府情報システム運用コスト減や自治体クラウド化が進展したほか、政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化が進められてきているが、今般の事態を受け、危機を含む多様な事態に柔軟に対応可能なデジタル化を進める観点からも、国・地方を通じた情報システムの標準化・共通化や、クラウド活用の促進等を進めることが求められる。また、データ活用の観点からも、例えば、行政機関による物資等の在庫管理において、QR コード等を活用することで、デジタル空間と実空間の情報をリアルタイムに一致させるシステムとすることが本来望ましい姿であるなど、分野横断的な設計が求められる。政府 CIO は、このような行政の情報システム全体のトータルデザインを具現化していく。

この取組を支えるものとして、官民連携による「政府 DX 推進委員会（仮称）」を機動的に活用することで、各府省でバラバラに進められてきた行政のデジタル化の一元的な改革を強力に推進する。また、関係法令の改正を含めた高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年法律第 144 号。以下「IT 基本法」という。）の全面的な見直しを行うことで、今後のデジタル化推進のための新たな基本理念や方針を規定するとともに、政府 CIO の機能の強化等を定め、政府全体に横串を刺した社会全体のデジタル化の取組の抜本的強化を図る。

3 働き方改革（テレワーク）

新型コロナウイルス感染症の拡大期において、緊急事態宣言下における外出・通勤の自粛や学校休業の結果、在宅勤務やテレビ会議など、対面によらずに働くことが不可避な状況となった。こうした状況下において、テレワークの一層の活用を促進することが、足下の感染拡大の阻止や、感染拡大の防止と経済社会活動の維持の両立、さらには、今後発生し得る同様の緊急事態にあっても経済社会活動を維持し、成長を可能とするために求められている。また、緊急事態宣言下における国民・住民に対する行政機能の提供を維持する観点からも、企業のみならず国や地方公共団体におけるテレワークの利用環境整備が重要である。

一方で、中小・小規模事業者や地方公共団体において、テレワークに係るノウハウ不足やコスト負担が、テレワークに必要なシステムの導入の障壁となっている。こうした障壁を含め、緊急事態宣言下で急遽^{きょ}テレワークに取り組んだ事業者等における具体的な課題に対応した取組を行っていくことが重要である。

これまでも、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 一第2弾一」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等により、中小企業に対するテレワーク導入経費の補助や、テレワーク導入を図る企業や地方公共団体等に対する専門家（テレワークマネージャー）の無料相談対応等に取り組んできているが、こうした支援策を更に進める必要がある。また、全国各地の中小企業等へのテレワーク普及促進のため、各地域における中小企業支援の担い手となる団体の窓口を「テレワーク・サポートネットワーク」として設定し、これらの窓口に対してテレワーク普及活動に必要なノウハウ等の支援を行うことで、テレワーク導入に係る地域内での相互連携を促進するとともに、サテライトオフィスなどのBCP⁵対策に資するテレワーク環境整備を推進する。さらに、フリーランスや兼業・副業人材等を含めたIT専門家を「中小企業デジタル化応援隊」として選定し、その活動を支援する。

国の行政機関に関しては、テレワークに必要な機器や、ネットワークのキャパシティ等が、テレワークを原則的な働き方とする場面に対応しきれていないという課題があるほか⁶、Web会議環境に関し、各府省庁において縦割りのLAN環境が構築されていることにより、府省庁間や、民間企業・地方公共団体とのWeb会議サービスの接続が困難となる状況が発生した。これらに対応するため、テレワークに必要な機器の増設やネットワークの増強など、各府省庁等におけるテレワーク環境の整備を促

⁵ Business Continuity Plan の略。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画のこと。

⁶ 「テレワーク・デイズ2019」の期間中（令和元年7月22日から9月6日まで）に、国の26本府省等において、テレワークを実施した延べ人数は35,138名（1営業日あたり約1,000人）である一方、本年3月末に、国の26本府省等において、テレワーク又は在宅勤務を実施した人数は1営業日あたり約5,000人である。

進するとともに、各府省、地方公共団体、民間事業者まで参加可能なウェブ会議を容易に開催できる環境を整備することで、大規模、長期間のテレワーク等が必要な場合でも、滞りなく業務を継続できるようにする。

また、感染症等の影響によりテレワークの必要性が高まった際にも国の行政機関等の業務が円滑に進められるよう、国の行政機関における情報システムのITリソースとそのセキュリティを確保するために、情報システム運用継続計画を見直していくことが重要である。

中長期的な対応として、テレワークの業務効率性を向上させる観点から、テレワークを実環境での勤務に近いものとするため、アバターなどの更なるテクノロジーの活用も有効であり、一部の企業や教育現場での活用も始まっているものの、そのテクノロジーの利用料金の高さが導入の障壁となっているとの指摘もあり、官民における導入促進に向けた課題の整理が必要である。

4 学び改革（オンライン教育）

教育ICT化については、これまでも、Society 5.0⁷の新たな時代を担う人材の育成や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことなく可能性を広げる、一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境の速やかな整備のため、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、義務教育段階において、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現に向けた取組（GIGAスクール構想⁸）が、令和元年度補正予算において措置され、その導入に向けた準備が全国で進められている。

今回、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた学校の臨時休業等、非常事態における遠隔教育の重要性が再認識され、学校内での活用のみならず、家庭内でのオンライン学習環境の整備が急務となっているが、現時点においては、オンライン教育可能な環境を整備済の地方公共団体や学校と、未整備の地方公共団体や学校との格差が生じている。また、家庭でのオンライン学習における教育コンテンツの充実や、教育者側の適応も早急に解決すべき課題である。引き続き、教育現場のICT環境整備を早急に進めるとともに、ネット環境が整備されていない家庭向けの対策を講ずる必要がある。今後再び同様の事態が発生する場合に備え、今回の経験を通じた遠隔教育など、教育ICT化がもたらす利点や課題を洗い出し、オンライン教育の効果的な活用に取り組むとともに、教育データの利活用や教育現場の働き方改革を含め、ICTの活用による中長期的な教育改革も見据えた対策を講ずる必要がある。あわせて、ICT教育アドバイザーやICT支援員の仕組みを十分に活用し、先進的な学校での取組が各地に展開されるよう促す必要がある。

（1）児童生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速を含むGIGAスクール構想の実現

文部科学省を中心としたGIGAスクール構想を加速させ、令和2年度までに、義務教育段階の児童生徒1人1台端末の実現を目指すとともに、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備支援やセキュリティを確保した上で学校に整備された端末の家庭への持ち帰りを可能とすることを前提としたガイドラインの策定を行う。また、ICT支援員の配置促進や民間企業、関係団体の協力による専門的人材の配置等、GIGAスクール構想の実現に向けての教育現場の支援体制の充実を図る。さらに、学校を含む地域の光ファイバ整備を早期に進める。

⁷ 「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）を指す。

⁸ Global and Innovation Gateway for All の略。

(2) ICTを活用した教育サービスの充実

単なる教育における通信環境・端末整備にとどまることなく、実社会で必要となる知識・技能を習得し、思考力・判断力・表現力等を育成する環境を整備するため、EdTech⁹の学校への導入の推進を図るとともに、グローバルな社会課題を題材にした、産学連携STEAM教育¹⁰コンテンツのオンライン・ライブラリーの構築を図りつつ、在宅教育にも活用可能なオンライン・コンテンツの開発を進める。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた遠隔教育に係る特例措置の実施状況等も踏まえつつ、今後の同様の緊急事態における学びの継続や、遠隔教育の有効な活用を可能とする環境整備の方策について検討する。

(3) 児童生徒の学習データの継続的な活用に向けたデータ基盤の検討

学校内外における児童生徒の学びやプロジェクトの記録を保存する学習ログや健康状態等について、1人1台端末の整備に合わせ、個人情報保護に留意しつつ、転校や進学等にかかわらず継続的にデータ連携や分析を可能にするための標準化や利活用の促進により、校務の効率化を図るとともに、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現する。また、児童生徒の学習データの継続的な活用と、教育政策へのデータの活用に向けたデータ基盤についても中長期的に検討を行う。

⁹ Education(教育)×Technology(科学技術)を掛け合わせた造語。教育分野に革新をもたらすものを含めた、AI、ビッグデータなどのデジタルテクノロジーを活用した取組。

¹⁰ Science、Technology、Engineering、Arts、Mathematics を活用した文理融合の課題解決型教育。

5 くらし改革

従来のIT戦略の目指すところは、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現するためのデジタル社会の構築であり、この点は引き続き取り組む必要があることは言うまでもない。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、例えば、実用性や実効性確保、医療安全等に配慮しつつオンライン診療を活用することによる感染防止や、マイナンバーカードを利用した手続の遠隔実施等に見られるように、対面でのやりとりを必要としないオンラインによるデジタル社会の構築が、国民生活の利便性の向上だけでなく、緊急時への対応の観点からも重要であることが認識された。こうした点も踏まえ、「健康・医療・介護・障害福祉」、「子育て・介護等のワンストップ化」、「経済活動・企業活動」など、くらしの中の様々な仕組みや手続のデジタル化・オンライン化を加速することで、利便性が高く、かつ、様々な危機にも順応性の高い社会構造への転換を進めることが急務である。その際、中小・小規模事業者、障害者や低所得者などを含め、誰一人取り残すことなくデジタルの恩恵を享受できるデジタル・インクルーシブ社会を作り出す視点が必要である。また、令和4年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、マイナンバーカードを様々な手続をデジタルで行うための基盤と位置付けた取組を進めることも重要である。

(1) 健康・医療・介護・障害福祉

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、医療崩壊の危機にとどまらず、これを防止するための外出自粛等に伴い、高齢者等の孤立化や、運動不足によるフレイル¹¹増加の懸念など、国民生活に様々なリスクをもたらしている。このようなリスクを少しでも低減し、安心・安全な国民生活を支えるために、その基礎となる健康・医療・介護分野において、早急にデジタル化を促進し、データを利活用できる仕組みを構築するとともに、国民一人一人の健康状態にあった生活を守り、維持できる質の高いサービスが求められる。こうした点も踏まえ、「Ⅱ. (3) 健康・医療・福祉分野のデータに基づくくらし改革と働き方改革」で詳述するとおり、データの活用等による、リスクの早期発見・予防、健康・医療・介護関連サービスの高度化、地域社会における高齢者・障害者等生活支援サービスの実現のための取組を進める。特に、新型コロナウイルスの感染拡大によって、高齢者の生活も大きな打撃を受けており、要介護者の増加や介護施設等の逼迫^{ひっ}を加速しかねない状況にある。こうした事態に対応するためにも、医療従事者の判断を助けるためのセンサー技術等テクノロジー面での解決策のほか、高齢者の「通いの場」と、スマートフォン等を活用した介護予防プログラムを通じて、ポストコロナも見据えつつ高齢者の生活を立て直すことも喫緊の課題である。

また、各事業者による障害者割引等における本人確認等について、多くの事業

¹¹ 年をとって体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態を指す。

者が障害者手帳（紙製の折り畳み式手帳）の提示を求めていることに対して、障害者手帳の紛失、情報漏洩^{えい}リスクや、個人情報^{こじんじょうほう}を事業者へ都度開示することへの心理的負担などの問題があることから、障害者に過度な負担とならないよう、民間による障害者手帳アプリの活用等による簡素化を推進する。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大の中で、院内感染を含む感染防止のため、非常時の対応として、初診を含むオンライン・電話による診療等が可能となった。この時限的な対応について、実用性や実効性確保の観点、医療安全などの観点から改善のための検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、医療の現場に定着すべき所要の措置について検討する。

加えて、地域における看護や介護等の担い手の確保などの観点から、ITを活用した有資格者等の掘り起こしについて検討する。

(2) 子育て・介護等のワンストップ化

子育て・介護・障害福祉に関しては、必要なデータが集約・整理されていないことや、煩雑でデジタル化されていない手続により、利用者や支援を受ける者にとって大きな負担となっている。また、煩雑な手続に費やされている地方公共団体等のリソースは、虐待や孤独死等の防止、介護予防の推進など、緊急性・必要性の高い業務に振り向けられるべきと考えられる。

これらの解決を図るため、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日 e ガバメント閣僚会議決定、令和元年12月20日に改定版の閣議決定）等に基づき、子育てや介護などの各分野におけるワンストップ化（関連する行政手続のワンストップ化や、子育て等は民間手続まで含めたワンストップ化）を推進する。子育てに関しては、妊娠から就学前までの官民の手続及びサービスについて、時間軸に沿って最適なタイミングでプッシュ型の通知が受けられる仕組みの全国展開を目指す。子育てに必要な情報がプッシュ型で届けられることが前提となれば、例えば、地方公共団体において、予防接種等の未受診世帯に積極的なサポートを行うことも期待できる。加えて、生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報について、マイナポータル等を活用して電子化・標準化された形での提供を進める。

(3) 経済活動・企業活動

請求書・領収書に関連する手続、税・社会保険手続及び官民の各種手続における本人確認等がデジタル化されていないことが、中小・小規模事業者をはじめとする企業や、個人事業主などの生活者の日々の生活に負担となっているため、インボイス制度が導入される令和5年10月も見据え、ビジネスプロセス全体のデジタル化によって負担軽減を図る観点から、請求書・領収書のデジタル化、キャッシュレス化及び税・社会保険手続の電子化・自動化を促進する。

キャッシュレス化推進に関しては、QRコード決済における統一QRであるJPQR¹²の全国展開を実施する。また、地域のあらゆる主体が決済・購買データを幅広く活用できる環境を整備するとともに、API¹³接続の推進により、税務申告や、将来的なインボイス制度への対応等を円滑にするための会計クラウドサービスとの連結や、「JPQR売上管理画面」の機能の充実を図る。

税・社会保険手続の電子化・自動化に関しては、デジタル・ガバメント実行計画に基づき企業が行う従業員の税・社会保険手続のワンストップ化・ワンズオンリー化の推進を図るほか、以下の事項に取り組む。

- ・ 税・社会保険手続について、電子申告・電子納付をより一層促進するため、税務申告（申請届出）から納税（納付）までの一連の手続をシームレスに行うことを可能とするとともに、横断的なワンズオンリーの徹底について、令和2年度中にニーズや課題等を検討する。
- ・ 法人の電子納付手段として、ダイレクト納付も含めた口座振替申込のオンライン完結の実現や、個人住民税の特別徴収税額通知書や年金関係をはじめとした行政機関等からの処分通知などの電子送達の内取り方について検討を行い、令和2年度中に方向性を得る。
- ・ 年末調整・所得税の確定申告の電子化・自動化
 - 年末調整・所得税の確定申告手続に関するマイナポータルを活用したデータ連携による各種申告書の入力自動化等について、社会保険料やふるさと納税に関する控除証明書等、控除・収入関係書類の電子化を目指したロードマップを令和2年度中に策定する。
 - 国家公務員の年末調整手続の電子化について、令和2年10月からの手続電子化を踏まえ、国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェアの活用等、各府省における一層の環境整備に向けて取り組む。

また、官民の対面での本人確認手続における各種身分証の券面の確認や、書類の記入手続は、手続の実施主体にとって煩雑であるだけでなく、人との密接も求めてしまうものであることから、国・地方公共団体の窓口において「対面でもデジタル」な手続が可能となるよう、マイナンバーカードのICチップを活用することができる環境の整備を促進する。加えて、「8 規制のリデザイン」で後述する

¹² 一般社団法人キャッシュレス推進協議会が策定した統一的QRコード・バーコードのこと。コード決済において、各コード決済事業者独自のQRコード・バーコードが使用されることによる店舗側の負担や利用者の利便性の低下を回避するため、平成31年3月29日に「利用者提示型」と「店舗提示型」のそれぞれについて、仕様が策定、公表された。

¹³ Application Programming Interfaceの略で、アプリケーションの開発者が、他のハードウェアやソフトウェアの提供している機能を利用するためのプログラム上の手続を定めた規約の集合を指す。個々の開発者は規約に従ってその機能を「呼び出す」だけで、自分でプログラミングすることなくその機能を利用したアプリケーションを作成することができる。

とおり、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民のこれまでの規制・制度・慣行の見直しに取り組む。

(4) 国の行政機関等における慣習の見直し等（「^{かい}隗より始めよ」）

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワークなどの遠隔対応が進んでいるが、外的要因によって「使ってみる」ことをきっかけに、その利便性が認識され、社会への定着が進んでいくことも期待される。

遠隔対応だけでなく、書面・押印の見直しやキャッシュレス化など、デジタルの利便性を実体験することで普及が進み、ひいては経済社会活動の効率化が実現されるという視点は重要であると考えられる。このため、まずは国の行政機関等が、「^{かい}隗より始めよ」のとおり、率先してデジタルの活用を実践することで、職員のICTリテラシーを高めるとともに、少なくとも国の行政機関において完全デジタル化が実現できる環境を整える。具体的には以下の取組を進める。

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT総合戦略本部」という。）及び官民データ活用推進戦略会議に関し、会議開催に当たっての外部構成員との事前調整の完全オンライン化や、施策の進捗状況等のフォローアップの完全電子化を進め、政府内での他の会議等への波及を促す。
- ・ キャッシュレス化推進のため、国の行政機関等が入居する庁舎・ビル内でビジネスを行う店舗等（食堂、コンビニ、弁当の移動販売、置き菓子サービス等）におけるJPQRの導入を促進する。
- ・ 各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について、書面・押印・対面の見直しを行う。

6 防災×テクノロジーによる災害対応

近年頻発し、激甚化する災害に効果的・効率的に対応するため、情報通信技術や新たなサービスを活用していくことが、強靱な社会基盤の構築のために重要である。そして、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染症と災害に複合的に見舞われる事態が具体的に懸念されるようになったことで、その重要性が一層高まっている。

現在、災害対応業務の効率化・省力化に資する可能性のあるAI、SNS¹⁴、衛星などの様々な先進技術の研究開発や、各種手続のデジタル化の取組が進められおり、地方公共団体等の現場におけるこれらの活用を促進するため、以下の取組を推進するとともに、活用事例、推奨データ形式等についての横展開を行う。

- ・ SIP第2期（平成30年度～令和4年度）において、スマートフォン上で機能するAIを活用した防災チャットボットを通じて、一人一人の状況に応じて適切な避難行動を促す情報を提供するとともに、住民等から現地の災害情報を収集する研究開発を進める。
- ・ 令和3年度から「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」を設置し、地方公共団体等のニーズと先進技術とのマッチング支援や活用事例等の横展開を行う。
- ・ SIP第2期（平成30年度～令和4年度）において、衛星データを活用して広域的な被災状況を迅速に把握・共有するための研究開発を進める。
- ・ 航空写真、衛星等により広域的な被災画像を迅速に収集・共有することで、被災者支援手続の簡略化にも役立てる取組を推進する。
- ・ マイナンバーを活用した庁内連携や庁外からの情報入手による被災者台帳の作成、被災者台帳システム未整備自治体等が共同利用できるシステム基盤の構築、マイナンバーカードを活用した避難所入退所情報の収集、罹災証明書のマイナポータル等での申請及びコンビニでの受け取りの実現など、被災者支援手続等のデジタル化を図る。令和3年度から「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」において、モデル地方公共団体を選定し、これらの被災者支援手続等のデジタル化についての効果・課題を実証しつつ、効果的な活用事例を創出し、望ましいシステムの在り方の検討を行う。
- ・ 病床管理、感染症情報、災害情報等の全国のリアルタイムの情報基盤の整備と公的な数量データのFAX等の利用の見直しを行う。

¹⁴ Social Networking Service(Site)の略。個人間の交流を支援するサービス（サイト）で、参加者は共通の興味、知人等をもとに様々な交流を図ることができる。例えば、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築したりする場を提供する。

- ・ シェアリングエコノミーを活用した避難場所、食料、支援物資等に係る災害支援サービスの提供を実現するため、令和2年度からモデル防災協定の検討及び周知を行う。
- ・ 令和2年度以降も、防災機関や地方公共団体において、地上の通信インフラが途絶した場合でも、準天頂衛星経由で被害状況や必要な物資に関する情報を被災地から収集する「衛星安否確認サービス」や、津波、土砂災害等の情報を準天頂衛星経由で配信する「災害・危機管理通報サービス」の活用を引き続き推進する。
- ・ ハザードマップの基礎となる洪水浸水想定区域などの災害リスク情報について、GISデータでのオープンデータ化を進め、令和2年度から順次、洪水浸水想定区域（想定最大規模）のGISデータでの提供を開始する。

7 社会基盤の整備

オンライン化・リモート化による社会構造の変革や、人々の行動変容を図ることにより、デジタル強^{じん}靱化を進めていくためには、その前提として、デジタル・ガバメント、インフラの整備、デジタル格差対策、データの流通環境の整備及びセキュリティ/トラストの確保等の社会基盤の整備が必要であることを踏まえ、以下に掲げる諸施策を実施するとともに、後述する「II. デジタル技術の社会実装」、「III. データ利活用によるインクルーシブな社会の実現」及び「IV. 社会基盤の整備」について、この観点からも必要な取組を進める。

(1) デジタル・ガバメント

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ソーシャルディスタンスの確保が求められる中で社会経済活動を維持する方策など、我が国社会における新たな課題が浮き彫りとなり、地震や台風などの災害発生時も含めた、非常時においても弾力的に対応できる社会への転換が求められている。

さらに、少子高齢化の進行とそれに伴う生産年齢人口の減少、大都市への人口の集中、単身世帯や核家族世帯の増加及び国際化の急速な進展に代表される、我が国の社会構造の変化に伴う社会課題も依然として残されている。

これらを解決するために、急速に進展するデジタル技術を徹底的に活用し、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の便益を享受し、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるようにする必要がある。

このため、利用者視点での行政サービス改革の断行を起点として、地方や民間部門のデジタル化を推進し、デジタルを前提とした新たな時代にふさわしい環境整備を進めていかなければならない。

その際には、これまでのデジタル化のように、紙や対面で行っていた手続を単にオンラインでできるようにするなど、従来のやり方をデジタルに置き換えるだけの、いわゆる「Digitization (デジタイゼーション)」ではなく、デジタルを前提とした次の時代の新たな社会基盤を構築するという「Digitalization (デジタルライゼーション)」の観点から取り組むことが重要となる。

こうした考えの下、改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）等に基づき、より実効的に取組を進めていくために、令和元年12月に、デジタル・ガバメント実行計画を改定し、閣議決定した。

デジタル・ガバメント実行計画においては、デジタル技術を活用した行政の推進について、その基本原則、情報システムの整備の在り方、ガバナンス体制の強

化及び各行政サービスごとの取組の方向性、地方公共団体における取組の推進、民間との連携並びにデジタル技術の利用のための能力又は利用の機会における格差（デジタルデバイド）の是正等その他のデジタル技術を利用する方法等により、デジタル・ガバメントを実現するために必要となる事項を、誰が、何を、どうやって取り組むかについて定めている。

今後、内閣官房と関係府省が連携しつつ、取組の加速を図り、実現時期を前倒しできるものは前倒しするとともに、非常時においても持続可能な社会を構築するために必要となる新たに積極果敢に取り組むべき事項も見定め、年内にデジタル・ガバメント実行計画も見直すこととする。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を踏まえ、強靱なデジタル社会構築の実現に向けて、以下に取り組む。

① 行政のデジタル化の徹底

書面や対面といった、デジタルによる完結を阻む要件は、感染症の感染拡大の防止の妨げとなるだけでなく、今後の経済の回復局面、さらにはデジタル化による社会変革を進める際の官民双方の生産性向上の妨げにもつながりかねない。

こうした点を踏まえ、各府省は、デジタル手続法及びデジタル・ガバメント実行計画により明確となった「デジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）」の徹底を図るとともに、全ての行政手続を対象として、デジタル化の前倒しなどを早急に検討する。

その際には、各府省は、既にオンライン化を実現している行政手続も含めて、利用者の利便性向上という観点に立ちつつ、現状の把握と分析を行った上で、費用対効果も踏まえ、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略などオンライン利用を促進する方策を検討するとともに、事務処理を行う行政機関内のデジタル化に取り組まなければならない。

また、必要となる情報システムの整備に当たっては、迅速かつ柔軟に進めるため、クラウド・バイ・デフォルト原則を徹底し、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせる設計思想に基づいた整備を推進する。

② 政府ネットワーク環境の再構築等

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」(令和2年4月20日閣議決定)において、国家公務員のテレワーク環境の整備を含む、リモート化等による社会全体のデジタル化の加速が求められている。行政のデジタル化の徹底の一環として、行政においてもこうした変革にいち早く対応し、正常時・非常時のいずれにおいても適切に行政サービスを提供できるようにしなければならない。省庁内の会議はもとより、省庁間の会議などにおいても、リモートで実施することが可能となる環境を早急に整備するとともに、行政の情報システム及びネットワークのうち、特に、基盤となるネットワーク環境について、クラウドサービス利用の本格化を踏まえ、行政全体の最適化や利便性とセキュリティの両立を前提に検討を進め、その整理・再構築に向けた実証等を進める。

さらに、今後、こうしたテレワークによるリモート化等が社会に浸透していく際に、行政の業務の在り方が弊害とならぬよう、各府省は、「利用者中心の行政サービスの提供」という行政のデジタル化の目的に立ち返り、書面による提出書類の削減、提出書類に求める事項の再検討、非対面の本人確認による出頭の廃止など、制度そのものや慣習の見直しを進め、あらゆる業務のデジタルイゼーションを徹底的に推進する。

③ 地方公共団体のデジタル化

地方公共団体は、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、「窓口^{に並ぶ}」ことが密集・密接に繋がらないように、郵送を含め様々な方策を講じているところであるが、住民の利便性の向上、行政の効率化、感染症の拡大防止の観点及びデジタル手続法に規定されたデジタルファースト原則を踏まえれば、地方公共団体の手続のオンライン化を進めることが本筋である。

そのためには、大前提として、全市町村において汎用的に手続のオンライン化を可能とする基盤が必要である。特別定額給付金の支給申請のオンライン化においては、ほぼ全ての市町村がマイナンバーカードに搭載される電子証明書及びマイナポータル・ぴったりサービスを活用しているが、当該給付金だけでなく、マイナンバーカードに搭載される電子証明書は本人確認を必要とする手続に広く活用できること、また、マイナポータル・ぴったりサービスは、市町村に対する手続について汎用的に活用できることから、これをきっかけに、今後も、原則として、全ての市町村において、マイナンバーカード及びマイナポータル・ぴったりサービスを活用してオンライン化を進めることができるよう、早急に整備されるよう取り組む。また、住民が都道府県に対して行う手続にも活用できるように、マイナポータルを整備する。

地方公共団体が優先的にオンライン化に取り組むべき手続については、デジタル・ガバメント実行計画別紙5に記載しているが、これらの手続のうち

オンライン化が進んでいない個人が行う手続については、内閣官房、総務省及び内閣府は、関係省庁と連携して、早急に、申請フォームのひな形を作成するとともに、マイナポータル・ぴったりサービスにプリセットするなどにより、効率的かつ迅速にオンライン化できるよう取り組む。

他方、従来の紙を前提とした方法をそのままオンライン化すると、住民にとって利便性の高くない仕組みになり利用されないといった事態や、手続を処理する地方公共団体にとってかえって手間が増えてしまうという事態が生じる。したがって、そのような事態に陥らないように、マイナポータルの使い勝手を向上させていく取組を常時行っていくとともに、申請フォームのひな形をもとに、地方公共団体が自ら利用者視点に立った業務改革（BPR¹⁵）を必ず行って、エンドツーエンドでデジタル化を進めることを併せて促す。

また、内閣官房及び関係府省は、地方公共団体に対する手続のうち、住民等からの申請の総件数が多いが、オンラインで完結できないものについては、その課題を本年度中に整理し、オンライン完結できるように取り組む。

手続の性質上対面で行う必要がある場合や住民が対面で手続を行うことを希望する場合等、やむを得ず対面で手続を行うときにおいても、予約の仕組みを導入し、窓口において行列が生まれないようにすべきである。また、予約日までの間に地方公共団体が事前に準備ができるようにすることで、窓口での対応時間を極限まで減らす工夫をすべきである。例えば、引越しワンストップサービスにおいて転入手続の予約が検討されているが、転出証明書情報を事前に市町村職員が確認することにより事前準備が可能となるよう、必要な制度を検討する。

事業者が地方公共団体に対して行う手続については、事業者が地方公共団体の区域をまたがる活動を行う特性を有しており、地方公共団体ごとに書式、様式等が異なることが大きな負担となっている。このため、法令所管府省は、地方公共団体ごとに異なる申請項目やデータ等の標準化を行うことを前提に、内閣官房、規制改革推進会議等と連携して、地方公共団体と事業者との手続のオンライン化を抜本的に推し進めるためのプラットフォームを国が統一的に整備することについて検討を進める。

また、総務省は、地方公共団体の業務の自動化を図るため、複数の地方公共団体が共同利用できるクラウドAIサービスの開発実証を行い、当該実証を踏まえた標準仕様や導入手順等を確立することで、全国の地方公共団体におけるクラウドAIサービスの共同利用を促進するほか、地方公共団体の基幹的な

¹⁵ Business Process Reengineering の略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。

業務について、人口規模ごとに複数地方公共団体による検討グループを組み、そのグループ内で業務プロセスの団体間比較を実施することで、AI等を活用した業務プロセスの標準モデルを構築する。

地方公共団体のデジタル化を推進するため、手続のオンライン化だけではなく、業務プロセス・システムの標準化やクラウド化、AIの活用等について、デジタル・ガバメント実行計画に記載された施策を総合的にかつ着実に実行していくべきである。総務省は、市町村のデジタル化を抜本的に進めるための計画を本年中に策定し、内閣官房と協力して、市町村に対してデジタル化の取組及び官民データ活用推進計画の策定を促す。

④ マイナンバーカード及びマイナンバーの活用の促進等

強^{じん}靱な社会経済構造の一環として、マイナンバーカード・マイナンバーを基盤としたデジタル社会の構築を進めるため、デジタル・ガバメント実行計画で規定した諸施策を工程表に沿って着実に実行するとともに、追加措置として、以下の施策を講ずる。

- ・ 関係府省庁は、PHRの拡充を図るため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、令和4年を目途に、マイナンバーカードを活用して、生まれてから職場等、生涯にわたる健康データを一覽性をもって提供できるよう取り組むとともに、当該データの医療・介護研究等への活用の在り方について検討する。マイナンバーカードの公的個人認証の活用により障害者割引適用の際に障害者手帳の提示が不要とできるよう、デジタル対応を推進する。また、e-Tax等について、自動入力できる情報（医療費、公金振込口座等）を順次拡大し、マイナンバーカードの利便性を向上させる。
- ・ 在留カードとマイナンバーカードとの一体化について検討を進め、令和3年中に結論を得る。また、運転免許証について、海外の事例を踏まえつつ、発行手続やシステム連携の在り方等を含めた検討を開始する。あわせて、自動車検査証及び自動車検査登録手続についても、マイナンバーカードを活用した手続の一層のデジタル化の推進に向けて、検討を開始する。この他、各種免許・国家資格、教育等におけるマイナンバー制度の利活用について検討する。必要に応じて共通機能をクラウド上に構築する。民間技術を更に積極的に活用してマイナポータル^{ポータル}の利便性の向上を図る。
- ・ また、国税還付、年金給付、各種給付金（国民向け現金給付等）、緊急小口資金、被災者生活再建支援金、各種奨学金等の公金の受取手続の簡素化・迅速化に向け、マイナポータル等を活用し、公金振込口座設定のための環境整備を進める。様々な災害等の緊急時や相続時にデジタル化のメリットを享受できる仕組みを構築するとともに、公平な全世代型社会保障を実現

していくため、公金振込口座の設定を含め預貯金口座へのマイナンバー付番の在り方について検討を進め、本年中に結論を得る。その際、これにより、個人単位での給付が可能となることにも留意する。

- ・ さらに、関係府省庁は、マイナンバー制度及び国地方を通じたデジタル基盤の構築に向け、地方自治体の業務システムの早急な統一・標準化を含め、抜本的な改善を図るため、年内に工程を具体化するとともに、できるものから実行に移していく。

(2) 次世代インフラの整備

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出制限等により、テレワークなど全面的にICTによる遠隔対応に依存せざるを得ない状況が生じた。この外的要因によって進んだ遠隔対応の中には、今般の感染拡大の収束後のニュー・ノーマルな世界においても、不可逆的に社会に根付いていくものも多く含まれると考えられるほか、今後発生し得る同様の緊急事態において社会経済活動を維持可能とする必要があることから、早急に、5G¹⁶をはじめとするICTインフラが徹底的に使いこなされる環境を実現する必要がある。このため、「IV. 1 5Gを軸とした協業促進によるインフラ再構築」において詳述するように、5G等の早期の面的展開と産業利用・公的利用への拡大を進める。

また、Society 5.0をより高いレベルで実現していくためには、サイバー空間と現実世界（フィジカル空間）をより高度に一体化させる必要がある、それを支える中核的なインフラとしては5Gよりも更に高度なネットワークが求められる。一方、新型コロナウイルスの感染拡大で我々が目の当たりにしているような事態に対応し、また、今後のニュー・ノーマルの世界において社会経済活動を円滑に維持するためには、フィジカル空間で起きている事象をリアルタイム・ビッグデータを活用してサイバー空間に投影し、解決策を見いだす仕組みの実現が求められる。5Gの次の世代のBeyond 5Gは、まさに、これらを実現するための基幹インフラとなるものであり、そのためには、5Gの特徴的機能の更なる高度化（超高速・大容量、超低遅延及び超多数同時接続）に加え、自律性、拡張性、超安全・信頼性、超低消費電力などの機能が具備される必要がある。この認識の下、これらの機能を持つBeyond 5Gの早期かつ円滑な導入と、我が国の国際競争力強化に向けて、産官学が連携して戦略的に取り組める「Beyond 5G推進コンソーシアム（仮称）」を構築し、研究開発戦略、知財・標準化戦略及び展開戦略を強力かつ積極的に推進する。

¹⁶ 「超高速」だけでなく、「超低遅延」「多数同時接続」といった特長を持つ新しい移動通信システムのこと。我が国においては、平成31年4月に周波数割当てを実施し、令和2年3月から商用サービスが開始された。現行LTEと比べて100倍の通信速度（10Gbps）、10分の1の遅延（1ミリ秒）、100倍の接続機器数（100万台/km²）などが要求条件とされている。

(3) デジタル格差対策

我が国の総人口は減少局面にあり、令和24年（2042年）には高齢者人口がピークを迎え、生産年齢人口も減少傾向にあることを踏まえると、デジタル技術の活用により、高齢者や障害者を支援するとともに、男女共同参画や外国人との共生を実現し、年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、皆が支え合う社会を目指すことが必要である。そして、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、教育や医療をはじめとして、格差があってはならない領域も含めて遠隔対応が取り入れられているほか、テクノロジーを駆使して災害に効果的・効率的に対応していくことが重要となっており、緊急時への対応という観点からも、また、今般の感染拡大の収束後のニュー・ノーマルな世界を見据えての対応としても、年齢、障害の有無、地域、所得の多寡等を問わず、あらゆる者がデジタルの恩恵を受けることができる環境の整備が不可欠である。こうした状況を踏まえ、デジタル・インクルーシブ社会の構築に向けて、以下に取り組む。

- ・ 在宅学習・在宅勤務・オンライン診療等の利用環境に係る地域間格差の解消を図るとともに、どこにいても確実に災害情報を得られるような環境を整備するため、光ファイバ整備を推進する。
- ・ 災害時に必要となる情報伝達手段を確保するため、令和3年度までに全国の防災拠点等約3万箇所について、公衆無線LAN環境の整備を推進する。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大のような緊急事態にあっても、誰一人とり残すことなく、子供たちの学びを止めない環境を実現するため、全学校での高速大容量の通信ネットワークの整備に加え、1人1台の端末を活用した各家庭で学べるネットワーク環境等の早期整備、学校はもとより校外学習や家庭でも学べるコンテンツ等のプラットフォームの構築、障害のある子供への入出力支援機器の整備、ICT支援人材の学校への配置促進等を行う。
- ・ ICT機器・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援員」に関し、令和2年度中に支援員の活動、実施体制などの基本的枠組みの構築に取り組むとともに、必要となる制度整備について検討を進め、令和3年度以降、民間サービス等との役割分担を踏まえつつ、本格的に実施する。
- ・ 地域で子供、学生、社会人、障害者、高齢者等がプログラミングなどのICTに関して世代を超えて知識・経験を共有する取組である地域ICTクラブについて、地域の実情に応じて、メンターの育成や学校と連携した活動を行うことを検討する等して、普及促進を図る。
- ・ 障害者等の状況にきめ細やかに対応可能なICT機器・サービスの開発に当たっては、ニーズに応じていく必要があることから、障害者向けICT機器・サービ

スの開発に資する情報の収集・共有のための関連情報のデータベースなどプラットフォームの構築を行う。また、企業等が開発するICT機器・サービスが情報アクセシビリティ基準に適合しているかどうか自己評価する仕組みを構築し、アクセシビリティ確保の促進に取り組む。

- ・ 生活困窮者のデジタル利用等の実態を把握し、好事例の収集等を行うとともに必要な支援策を検討する。
- ・ 年齢、障害の有無、性別、国籍等に関係なく選定したICT分野における「大いなる可能性がある奇想天外でアンビシャスな技術課題」に対する挑戦を、その地球規模での発信と併せて支援する。
- ・ 「言葉の壁」を克服するため、2025年大阪・関西万博を一つの目標として、ビジネスや国際会議等でも実用的に活用可能なレベルの多言語同時通訳の研究開発を推進するほか、多言語翻訳の普及を推進する。

(4) データ流通環境の整備、セキュリティ/トラストの確保

「1 情報通信技術を活用した新型コロナウイルス感染症対策に係る取組」で見てきたように、新型コロナウイルス感染症対策や、今後の同様の緊急事態に向けて、官民のデータを活用することで、マクロ的な観点から感染症対策を支援することや、感染症拡大を踏まえた新たな生活様式を支援することが重要となる。

この際、官民の様々な主体が保有するデータの流通を容易とするための環境整備が必要であり、何よりも、データの利活用を進めるためには、個人情報やプライバシーの保護がしっかりと担保されているなど、利用者・国民からの信頼確保が欠かせない。こうした観点から、「Ⅲ. データ利活用によるインクルーシブな社会の実現」において詳述するデータ流通環境の整備を進める。

また、ICTを活用した各種遠隔対応や、各種手続のオンライン化・デジタル化を進め、サイバー空間での自由で安心・安全なデータ流通を可能とするためには、セキュリティ/トラストの確保が前提となる。

一方で、テレワークに関しては、急速にWeb会議サービスの普及が進んでいるが、一部のWeb会議サービスに脆弱性が確認され、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)においてWeb会議サービスを含むテレワークについての注意喚起がなされるなど、セキュリティ上の懸念が生じているといった状況もある。また、データの改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組み(トラストサービス)は存在するものの、書面主義や押印の制度や慣行等が、遠隔対応の障害になる場面があるとの指摘がある。

テレワークのセキュリティに関しては、テレワークシステムの導入に当たっての具体的な判断に資するセキュリティチェックリストを策定し、テレワークマネ

ージャーやセキュリティ専門家による導入・運用支援、企業での自己チェック、テレワーク・サポートネットワーク等を通じた普及を促進する。また、中小企業等のサイバーセキュリティ対策を強化する。

トラストサービスについては、具体的なニーズと課題が顕在化している以下の取組を進める。あわせて、行政手続における活用や普及の障害となる制度の把握や、その見直しの検討を行う。

- ・ 電子データがある時刻に存在し、その時刻以降に改ざんされていないことを証明する「タイムスタンプ」について、令和2年度中に国による認定制度を整備するとともに、電子文書の送受信・保存において公的に有効な手段となるよう、必要な取組を行う。
- ・ これまで紙の書類で使われていた企業の角印に代えて、請求書などの電子データの発行元の組織を簡便に確認することができ、社内業務や企業間取引の効率化が期待される「eシール」について、一定の基準に基づく民間の認定制度の創設に向けて、令和2年度中にユースケースについて幅広く調査するとともに、技術的要件等の整理を行う。
- ・ 署名者の署名鍵をクラウドのサーバ上で管理し、署名者がリモートで電子署名を行う「リモート署名」について、技術や運用の動向を踏まえた検討を行い、速やかに電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）上の位置付けを明確化する。
- ・ サービス提供事業者が利用者の指示を受けて同事業者自身の署名鍵による暗号化等を行うサービスに関して、令和2年度中できるだけ早期に関係省庁においてQ&A等で電子署名法上の位置付けの明確化及びその周知を図る。また、電子署名法第3条の在り方に関して、そのようなサービスについても一定の要件を満たせばその対象となり得ることについて、考え方を明らかにするため、令和2年に検討を開始し、早期に結論を得る。

（5）モビリティシステムのデジタル化

新型コロナウイルス感染症の拡大防止として、人と人との接触を減らすために、不要不急の外出を控える対策が世界各国で採用されてきたが、オンラインにより代替できない外出機会は一定程度残るほか、物流の維持は、国民生活の安定のために不可欠である。

このため、デジタル技術を活用して、安全で効率的な人と物の移動を実現する。例えば、無人自動運転の実現により、車内に運転者が不在となるので、タクシーやバスのドライバーのウイルス感染を防ぐことができる。また、トラックの自動運転が実現すれば、物流の継続による国民生活の維持に繋がる。これらを可能と

するような、高度な自動運転技術の早期実用化に向けて、官民連携しての研究開発や実証実験を推進するとともに、必要な制度整備に取り組む。

なお、中長期的に、移動代替手段では満たされない「移動」そのものの価値が改めて見直されることになれば、ハード・ソフト両面のインフラや制度の整備について、改めて課題を整理することが必要となる。

(6) サプライチェーン

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、サプライチェーンや各種サービスなどの社会基盤の維持、少子高齢化や人口減少に伴う労働力不足への対処、国民の利便性の向上といった従前より存在していた社会的課題を浮き彫りにした。これらの課題への対応は、感染症に対する社会の強靱性を確保するだけではなく、自然災害への対処、さらには今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束した後の我が国経済社会の持続的な回復・発展のための基礎となることから、官民を挙げて優先的に取り組むべきものである。例えば、農林水産業では急激な需給バランスの変化や人手不足に直面しており、農業・食品産業の生産性向上やサプライチェーンの効率化が求められる。また、国民生活や産業活動に不可欠な物流について、担い手の安全を確保しながら、その生産性向上や、機能を維持するための取組が必要である。こうした観点からも、「II. デジタル技術の社会実装」に詳述する、スマート農業及びスマート水産業による品質・生産性向上、農林水産施策のDX、港湾物流のスマート化、スマートフードチェーンの構築によるサプライチェーン全体の効率化や、港湾物流における遠隔・非接触化の推進に取り組む。

(7) 建設分野におけるデジタルトランスフォーメーション

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、建設工事の現場において非接触・リモート型の働き方に転換する等、感染症リスクに対して強靱な経済構造の構築を加速することが課題となっている。このため、公共事業について、設計・施工から維持管理に至る一連のプロセスやストック活用をデジタルで処理可能とすることや熟練技能のデジタル化を進めること等により、抜本的な生産性向上と非接触・リモート型への転換を進めるDXを推進する。

具体的な取組としては、鉄筋の配置や部材の寸法等の工事に関する様々な情報を、これまでは何十枚もの2次元の図面で表現していたところを、形状や属性情報を付与した3次元モデルとして表現することで、事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にし、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化を図るBIM/CIM (Building / Construction Information Modeling, Management) について、令和5年度までに小規模なものを除く全ての公共工事で活用するように転換していく。また、従来は現場で目視や実測により行っていた施工状況や材料等の

確認や監督検査について、映像等のデジタルデータを活用し、遠隔での業務や電子的な自動処理により省力化する等、建設業の新しい働き方への転換に取り組む。

(8) 裁判関連手続のデジタル化

適正迅速な裁判の実現を図るため、「裁判手続等のIT化検討会」において、民事訴訟手続の全面IT化として、e提出（主張証拠のオンライン提出等）、e法廷（ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大等）及びe事件管理（訴訟記録への随時オンラインアクセス等）の「3つのe」を目指すべきことが確認され、内閣官房「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」においても、民事裁判手続等のIT化は、可能な限り早期に実現すべき課題であることが、改めて確認された。

「3つのe」は、感染症の感染拡大時において、ソーシャルディスタンスを確保する観点からも有用であり、司法府における自律的判断を尊重しつつ、政府において、その実現に向けて必要な取組を進めていく。

刑事手続についても、そのデジタル化を行うことは、捜査手続に関与する国民の負担軽減につながり、また、感染症の感染拡大時にも円滑・迅速な公判手続を可能とする観点から有用であると考えられ、デジタル化を早期に実現することは、関係者の権利利益の保護に資する。このため、刑事手続において可能な分野における効率化、非対面・遠隔化等を目指すべく、令和2年度中に、司法府における自律的判断を尊重しつつ、政府において、令状請求・発付をはじめとする書類のオンライン受交付、刑事書類の電子データ化、オンラインを活用した公判など、捜査・公判のデジタル化方策の検討を開始する。

8 規制のリデザイン

新型コロナウイルスの感染拡大により、各種遠隔対応をはじめとしたITを活用することの重要性が高まっているが、今般の感染拡大の収束の後も、その利便性等のためにITの活用が不可逆的に進む領域があると考えられるほか、今後の感染症の発生に際して弾力的に対応可能とするために、ITの活用可能性を高めておくべき領域もあると考えられる。このことはすなわち、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な必要性からデジタルの活用に一定の制限をかけていた各種規制について、その前提となる社会状況が変容したものと言うことができる。

感染症などの危機に対応可能で強靱なデジタル社会の構築のためには、こうした社会状況の変化を反映し、デジタルの活用を前提に、規制を再設計（リデザイン）する必要がある。

医療分野については、「5 暮らし改革」で述べたとおり、新型コロナウイルスの院内感染を含む感染防止のため、非常時の対応として、初診を含むオンライン・電話による診療等が可能となっており、この時限的な対応について、実用性や実効性確保の観点、医療安全などの観点から改善のための検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、医療の現場に定着すべき所要の措置について検討する。

教育分野については、学校休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態を受けて、以下のような特例的措置が執られており、今後、これらの措置の実施状況も踏まえ、今後の同様の緊急事態における学びの継続や、遠隔教育の有効な活用を可能とする環境整備の方策について検討し、オンライン教育の効果的な活用に取り組む。

- ・ 遠隔授業において、受信側に教師がいることを求める要件の緩和（児童生徒が自宅からICTで行う学びについても、正式な授業参加として認める）
- ・ 遠隔授業において、同時双方向であることを求める要件の緩和（「同時双方向」ではないオンライン上の教育コンテンツを使用した場合についても、正式な授業参加として認める）
- ・ 高校や大学における遠隔授業に係る単位数の上限についての柔軟な運用
- ・ 平成30年に改正¹⁷された著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく授業目的公衆送信補償金制度の早期施行

また、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度の見直しの観点から、規制改革推進会議は、IT総合戦略本部と連携し、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民のこれまでの規制・制度・慣行の見直しに取り組む。

¹⁷ 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）。

さらに、行政機関等の内部手続について、制度的な対応が不要な押印・書面提出等は速やかに廃止するとともに、制度的な対応が必要なものについては、官民を通じた業務プロセス全体を見渡した業務見直しの中で令和2年中に検討する。特に、会計について、契約書を除いて押印廃止、契約書については電子的手段の利活用促進を図るなど、契約相手の負担軽減を行う。

II. デジタル技術の社会実装

これまで、健康・医療・福祉、農業、港湾物流などの分野において官民が協力してメーカー・ベンダーの枠を超えた様々なデータの連携・分析・活用を可能にする連携基盤を構築するなど、データプラットフォームの構築に取り組んできた。データ連携を通じ、分野内、さらには分野の枠を超えて活用可能なデータを最大限活用するとともに、5Gなどの新技術を組み合わせることにより、これまでにない革新的なソリューションの導入が可能となる。そうした技術を基に、今般の感染拡大で浮き彫りとなった課題、社会的ニーズに対応する官民サービスの導入を促進する観点からも、当該技術の基礎となるデータを円滑に連携させ、次世代の社会インフラの基礎となるデータプラットフォームの社会実装を加速化する。

(1) 5Gと交通信号機との連携によるトラステッドネットの全国展開

5Gについては、本年から商用サービスが開始されているが、現実に全国に極めて多数の基地局を配し、稠密なネットワークを構築した際の安定的な通信の確保のためのアーキテクチャ構築が課題となっている。

他方、我が国では、全国で約20.8万基の交通信号機が設置されているが、通信機能を有して集中制御されているものは全体の3割程度にすぎず、またその通信も電話線を用いたものがほとんどであるため、その高度化が急務となっている。

これらの課題を解決するため、警察庁及び総務省が連携して、交通信号機に5Gアンテナ等を設置し、平時や災害時での活用も見据えたスマートシティのトラステッドな情報ハブとして活用するための、ネットワークアーキテクチャの研究開発とリファレンスアーキテクチャの策定を行う。アーキテクチャ適用による社会実装に向け、本年度は昨年度の研究開発の状況を踏まえた小規模実証を行い、来年度の大規模実証に繋げる。

① 交通信号機を活用した5Gネットワークのアーキテクチャ策定

交通信号機を活用した5Gネットワーク整備の全国的な運用を目指し、ネットワークアーキテクチャ設計を行うとともに、電波伝搬のフィールド評価試験、5Gネットワークを使った信号制御に最適な機器配置の実証や携帯電話等の通信と交通管制用の通信が混在した場合でもセキュアな通信を確保するための試験を行う。また、異なるキャリア間での5Gスライス共用やAIによるネットワーク制御についても検討を行う。

② 5Gネットワークの活用による交通信号制御の高度化

交通信号機の集中制御のエリアの拡大、交通信号制御の高度化等を図るため、本年度の小規模実証で交通信号機に5Gアンテナ等を設置しモデルシステ

ムを構築の上検証を行うとともに、信号柱への5Gアンテナ設置に関する制度設計、AIを活用した交通信号制御の更なる高度化も視野に入れ検討を行う。

③ 交通信号機に設置した5Gの公共インフラとしての活用

交通信号機は、誰もがその場所を認識している公共インフラであり、様々な公共サービス拠点としての活用ポテンシャルを有している。このため、交通信号機に設置した5Gの公共インフラとしての活用に向け、官民連携した5Gネットワークの社会的な利活用が図られるよう、データの保有主体間のデータ連携機能の在り方を含めた、交通事故防止、防災、健康・医療・介護、産業振興などの様々な観点から活用方策についての検討等を行う。

これらにより、交通信号機を核とした社会インフラの抜本的な改善及び次世代社会システムの速やかな全国展開を図るとともに、地域の安心・安全の向上を目指す。

(2) スマートフードチェーン構築及び農業データ連携基盤の利活用促進

高齢化や人口減少が進む中、我が国の食関連産業の安定的かつ持続可能な発展に向けた競争力強化や生産者の所得向上を実現するためには、DXを推進し、多様な情報の利活用に基づいた食料生産、加工・流通等の展開が不可欠である。そこで、平成31年4月から本格運用を始めた農業データ連携基盤（以下「WAGRI」という。）¹⁸の活用等により、あらゆる生産者にとって日常的なデータ活用が可能となる環境を整備するための取組を推進する。

① WAGRIの機能拡張及びスマート農業の社会実装

WAGRI等を最大限活用し、世界で最も先駆的なスマート農業を実現するための取組を推進する。平成30年より実施しているWAGRIの機能を川上から川下まで拡張し、農作物・食品の生産・流通・消費・輸出に至るまでの様々なデータを収集・活用することを通じて、国内外の市場や消費者のニーズに機動的に対応するスマートフードチェーンシステムの構築については、システム全体の開発完了を待つことなく、公開可能な機能について順次社会実装する。なお、スマートフードチェーン構築に際しては、港湾における農水産品の輸出拠点機能強化の取組との連携を図る。

また、農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践する社会を早期に実現するため、WAGRIを活用した先端技術の生産現場への導入・実証について取組を推進する。特に、気象情報や土壌情報などのオープンデータの利活用に加えて、生産システムや経営管理ソフト等の間でのデータ連携を更

¹⁸ 農業データ連携基盤（WAGRI）とは、環境データや作物情報、生産計画・管理、技術ノウハウ、各種統計など、幅広い農業データを繋ぐ連携基盤であり、平成31年4月から本格稼働。

に推進する必要がある、そのための環境整備を推進する。その際には、国内におけるスマート農業の社会実装に加えて、海外展開も視野に入れた検討を行う。

② ルール整備を通じたデータ利用等の推進（農業情報標準化の更なる推進及び農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインの普及推進）

データを活用した農業を推進するためには、関連する情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化が不可欠である。そのため、令和2年5月には粗飼料生産における飼料作物名や農作業名に係る個別ガイドラインを新たに策定するとともに5つの個別ガイドラインを改訂した。今後も、農業分野におけるICTシステムの普及状況、有識者等の意見を踏まえた個別ガイドラインの策定・改訂をはじめとするデータ項目の標準化を更に推進する。

熟練農業者等の技術・ノウハウの流出防止を図りつつ、データやAIの利活用を推進するため、農業者からのデータの提供とデータを受領する農機メーカー、ICTベンダー等によるデータの利用に関する契約の考え方やひな形を内容とする「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」を令和2年3月に策定した。農業生産におけるデータ利活用を推進するためには、農業者及び技術者双方がノウハウ保護に共通理解を持つことが重要であり、同ガイドラインの普及に取り組む。

③ 水産業データ連携基盤の構築

我が国の水産業について、適切な資源評価・資源管理を推進しつつ、生産者の所得向上を実現することで持続的な産業とするためには、令和2年12月に稼働予定の水産業データ連携基盤を最大限に活用し、資源評価を行うために必要な漁獲情報など公的機関が保有するデータや民間が保有するデータを相互に利活用できる環境を整えることが重要であるため、水産分野におけるデータ利活用の際でのノウハウ保護など、関係者が留意すべき事項を整理する。また、関連する情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化について、水産分野におけるICTシステムの普及状況、有識者等の意見を踏まえつつ検討を行う。

④ 農林水産施策のデジタルトランスフォーメーション

これらの取組に資するとともに、様々なデータを活用して新たな価値を創造し、提供できるデータ駆動型の経営を実現するため、農林水産施策のDXを推進する。具体的な取組としては、農林水産業の現場と農林水産省が切れ目なくつながり、行政手続きにかかる農林漁業者等の負担を大幅に軽減し、経営に集中できるよう、法令や補助金等の手続きをオンラインでできる農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の構築や、徹底した行政手続きの簡素化の促進、農

林漁業者等との直接的な情報提供・収集、農林水産分野における用語・データ形式の統一（データの標準化）、関係情報の二次利用可能な形での公開（オープンデータ化）、デジタル地図を用いた農地情報の一元的管理や効果的な活用方法を検討し、実行する。

（3）健康・医療・福祉分野のデータに基づくくらし改革と働き方改革

社会保障給付費の増大（20年間で約5割増）¹⁹という大きな社会課題を解決しながら、活力ある超高齢社会を実現することが必要であり、そのために、様々な機関に散在している個人の健康状態や生活状況に関する情報を、安全な状態で時系列に把握・管理し、個人の状況に合った健康生活の維持や医療・福祉サービスの実現を目指す。

① リスクの早期発見、予防

疾病・介護予防に加え、感染予防にも役立つ平時からの健康状態把握を可能にし、リスクの早期発見・予防を徹底する。このためには、病気になった時や介護が必要になった時だけでなく、長年の暮らしぶり・就労の状況や、日々の生活の中で収集されるデータ（個人が計測したバイタル情報²⁰や、食事・運動量・睡眠状況等）を、個人情報保護に十分留意しながら積極的に活用し、予防効果を最大化できるアーキテクチャづくりを早急に進める。

② 健康・医療・福祉関連サービスの効果向上と働き方改革

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、オンライン診療等をはじめ、ITを活用したサービスの高度化が求められている。特に、感染者以外で医療等サービスを必要とする人にとっても遠隔での診療・相談対応等は重要である。個人の置かれている状況を踏まえつつ、本人や家族にとって必要なサービスを提供できる環境を整備する。情報を効率よく収集・連携していかすこと、サービス効果を見える化すること等で、サービスの利便性向上とともに、現場の負荷軽減と、働き方改革も実現する。

③ IoT・AIと、地域リソースを活用した、高齢者等生活支援サービスの実現

日々の生活の中で収集できるデータを効率よくコストをかけずに収集するため、IoT²¹の活用を促進する。そのためには、年齢や、疾病・障害の有無、収

¹⁹ 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」（平成30年5月21日、平成30年第6回経済財政諮問会議提出資料）によれば、2018年度（平成30年度）に121.3兆円であった社会保障給付費は、2040年度（令和22年度）に188.5～190.3兆円に増加する見通しである（経済：ベースラインケース、医療・介護サービスの足下の利用状況を基に機械的に計算した「現状投影」の場合。）。

²⁰ 脈拍、呼吸、体温、血圧などの生命（vital）に関する情報。

²¹ Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく

入の多寡等に関係なく、全国民がIoTを活用できるインクルーシブなデジタル環境を整備するとともに、収集したデータを基に、AIを活用して、よりよいサービスに繋げるためのデータ連携基盤を構築する。

また、国民一人一人が、自身の生涯の健康情報を一元的に把握できるようにし、個人の暮らし改革に繋げるとともに、地域リソースを活用した持続的な連携体制の構築、地域社会での各種サービスの高度化を実現する。

(4) サイバーポートによる港湾の生産性革命

我が国貿易の99%以上（重量ベース）を取り扱い、国民生活や企業活動を支える役割を担う港湾においては、輸送に関わる各種手配や実輸送において「人」が重要な役割を果たしている。その生産性の向上に加えて、デジタル強靱化による安全性や緊急事態への対処力向上にも不可欠な情報公共インフラとして、「港湾関連データ連携基盤」の社会実装に向けた取組を加速する。

港湾関連データ連携基盤を核に、港湾を取り巻く様々な情報が有機的に繋がる事業環境である「サイバーポート」を実現することで、AI技術等を活用して我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させる。また、同基盤を活用したデータ連携を通じて、遠隔・非接触の業務環境を提供し、安全性・セキュリティの高い港湾物流の実現に貢献する。

① 港湾関連データ連携基盤を核とした港湾の事業環境（サイバーポート）の実現

全国の物流事業者や港湾管理者が保有する、港湾情報や貿易手続情報の連携や利活用により港湾物流の生産性向上等を実現する港湾関連データ連携基盤について、令和2年中に構築を行い、連携・受入テストの後、令和3年度よりシステムを稼働する。

同基盤の稼働に向けて、港湾の電子化（サイバーポート）推進委員会で利用規約等の検討を行うとともに、利用者の拡大や運営体制確立に向けた取組を加速する。

さらに、同基盤の港湾管理及び港湾インフラ分野への拡張及び連携を視野に入れた新たな検討体制を令和2年度の早期に立ち上げる。

これらの取組を一体的に進めることにより、我が国港湾全体を電子化し、港湾関連データ連携基盤を核とする港湾の事業環境であるサイバーポートを実現する。

② ヒトを支援するAIターミナルの実現

自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。

コンテナ船の大型化に伴うコンテナの荷役時間の増加やゲート処理に伴う車両の滞留により、コンテナターミナル周辺における渋滞が深刻化している。

このため、港湾関連データ連携基盤とCOMPAS²²が連携し、搬入票の電子化によるゲート処理の効率化と安全性・セキュリティ向上の両立を図るなど、COMPASの令和2年度内の本格運用に向けた取組を進める。

このほか、①コンテナ蔵置場所の最適化、②熟練技能者の暗黙知の継承、③荷役機械の遠隔操作化・自動化、④コンテナダメージチェックの効率化、⑤外来トレーラーの自動化等の「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組を進め、令和5年度中に、コンテナ船の大型化に際してもその運航スケジュールを遵守した上で、外来トレーラーのゲート前待機をほぼ解消することを目指す。

(5) 運転免許業務及び警察情報管理システムの合理化・高度化による国民の利便性向上

運転免許証は、国民生活に密着したライセンスとして広く普及しており、運転免許証の交付、更新などの手続に関しては、今般の新型コロナウイルス感染防止の観点から、運転及び更新可能期間の延長措置等を実施しているところであるが、より一層国民の利便性向上や負担軽減が求められている。

他方、運転免許の管理等を行う運転者管理システム²³をはじめとする警察情報管理システム²⁴については、警察庁及び都道府県警察が個別にシステム整備を行っており、同じ仕組みを複数構築運用するなど整備・維持に係るコストの増大などの課題がある。

これらの課題を解決するため、警察庁が警察庁及び都道府県警察が活用する共通基盤を整備し、共通基盤に警察庁及び都道府県警察のシステムを移行して、他のシステムとの連携も含めた警察情報管理システム全体の合理化・高度化に取り組む。これにより、システムの機能の合理化・高度化による国民の利便性向上や負担軽減を図るとともに、行政手続の処理の効率化や警察情報管理システムの整備・維持に係るコストの大幅な削減に取り組む。

²² Container Fast Pass の略称。コンテナターミナルにおけるゲート処理、及びヤード内の荷役作業の効率化やセキュリティの向上を目的とした港湾情報システムのこと。

²³ 全国の運転者に関する情報（運転免許に関する情報等）を管理し、都道府県警察による運転免許に関する登録及び照会対応や各種統計の作成等の業務において利用するため、警察庁及び各都道府県警察においてそれぞれ整備されているシステムのこと。

²⁴ 第一線警察活動の支援、犯罪捜査活動の支援、迅速な警察行政への貢献、関係機関との連携の円滑化等様々な警察活動を支えるため、警察庁及び各都道府県警察においてそれぞれ整備されているシステムのこと。具体的には、運転者管理システム（上記注釈参照）や犯罪捜査等に必要となる情報の迅速な活用のための全国的情報処理センター用電子計算機等がある。

III. データ利活用によるインクルーシブな社会の実現

近年、スマートフォンやタブレットの普及、5Gをはじめとしたネットワークの高度化、センサー等の発達によるIoTの実現等により、データの流通量は飛躍的に拡大している。また、AIなどの最新技術の進化・普及により、データを効率的に収集し、効果的に活用することが可能となっており、データを安心・安全に利活用することで、様々な場面での国民生活の向上が期待されている。

デジタル時代の競争力の源泉であり「21世紀の石油」と呼ばれているデータは、我々が従来想定していなかったような新しい価値創造をもたらす可能性を秘めている。データを最大限に活用することで、よりスマートな社会の構築を促進し、経営資源にも乏しい日本が経済的に成長する原動力となるとともに、各種の格差や障壁を起因とする社会課題が縮小され、多様な価値観や立場の人々はその個性をいかしながら参画し活躍できる、インクルーシブな社会の実現を目指すことが可能となる。

政府においては、国民の誰もがデータ利活用による便益を実感できる社会の実現に向けて、「個人や法人の権利利益の保護」と「円滑なデータ流通」の両立の確保に向けた各種環境・制度整備を推進している。

1 安全・公正なデジタル市場のルール形成

世界各国では、データ管理に関するルール整備や、企業等における国際的なデータ移転に関する枠組みが急速に進展している。また、国内においても、データを利活用した各種サービス等がますます普及していく中で、特に影響力の大きなデジタルプラットフォームにおける取引の透明性や公正性に対する懸念が高まってきている。

こうした状況を踏まえ、我が国においても、「デジタル時代の新たなIT政策大綱」（令和元年6月7日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に掲げた取組等を柱に、引き続き、自由かつ公平なルールを基本としつつ、個人及び法人の権利利益や国の安全等が損なわれることのないように最善を尽くす必要がある。

(1) 国際的なデータ流通の推進及び枠組みの構築

急速に進行するデジタル化の潜在力を最大限活用するためには、データ流通、電子商取引を中心としたデジタル経済に関する国際的なルール作りが急務となっている。

このような問題認識の下、我が国が初めて開催国となった昨年のG20大阪サミットにおいて、プライバシーやセキュリティ等に関する消費者や企業の信頼を確保することによって自由なデータ流通を促進する「Data Free Flow with Trust (DFFT)²⁵」のコンセプトに合意した。また、同サミットの機会に開催したデジタル経済に関する首脳特別イベントにおいて、27か国の首脳及びWTOをはじめとする国際機関参加の下、我が国主導で、「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出し、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際ルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」を創設した。

この「大阪トラック」の下、今後もOECDなどの国際機関や産業界等の多様なステークホルダーを交え、様々な場面においてルール作りを加速させていく。特にWTO電子商取引交渉については、80以上の加盟国が参加する中で、我が国は、シンガポール及びオーストラリアと共に共同議長国として、データの自由な流通を含む具体的なルールの交渉を牽引^{けん}してきており、引き続き積極的に取り組んでいく。

また、今後、国際的なデータ流通がより増大していくことを踏まえると、国際的制度調和の重要性が更に増していくことになる。個人情報・プライバシーの領域では、近年、途上国を含め世界の国々で個人情報保護関連法制に動きがみられる中、一部に管理的規制が出現しつつある。こうした現状を踏まえ、個人情報保護委員会が良好な関係を築いてきた米欧を中心とした関係国・機関と共に国際的な議論を引き続きリードし、個人情報保護に関する国際的な指針の見直し及びそ

²⁵ デジタル時代の競争力の源泉である「データ」を、プライバシーやセキュリティ・知的財産などに関する信頼を確保しながら、原則として国内外において自由にデータ流通させる概念を指す。

れらに基づく国際的な制度調和を図り、その下で、適切な形での個人データの保護と円滑な流通の確保につなげていく必要がある。

具体的には、信頼性が確保された個人データ流通のための国際的な枠組みの維持・構築に向け、令和3年初頭を目途に日EU間の枠組みについてレビューを行うとともに、日米欧三極において、既存の枠組みを活用した個人データ流通の更なる促進や相互運用可能な新たな企業認証制度の構築に向けた議論を推進する。また、個人情報保護を巡るデータローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスといった新たなリスクを踏まえたOECDプライバシーガイドラインの見直しに関する国際的な議論を主導する。

(2) デジタル市場における透明性・公正性の確保に向けた取組

グローバルで変化が激しいデジタル市場における競争やイノベーションを促進するため、競争政策の迅速かつ効果的な実施を目的として、昨年9月に内閣官房にデジタル市場競争本部が設置され、政策分野横断的な観点からデジタル市場のルール整備に関する検討を進めてきた。

さらに、デジタル市場の健全な発展に向け、その透明性・公正性を一層確保する観点から、以下のような具体的施策を講ずることとする。

① デジタルプラットフォーム取引透明化法の整備

取引関係の透明化に対応しつつ、イノベーションを阻害しない形で、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和2年法律第38号）が成立した。本法律の施行を通じ、大規模なオンラインモール²⁶・アプリストア²⁷を対象に、デジタルプラットフォーム事業者と利用事業者の取引関係の透明化を図る。

② デジタル広告市場

デジタル広告費は、日本の広告費全体の3割を占めるまでに成長している。他方、デジタル広告市場では、プラットフォーム事業者による寡占化が進行する中で、システムやルールに関する突然の変更、取引内容の不透明性、閲覧数の水増し対策への不満など、様々な課題が指摘されている。

デジタル広告市場の健全な発展を図るためには、取引内容の公正性の確保や透明性の向上により、一般消費者を含めた、市場関係者の「選択の可能性」を確保することが必要である。利用者視点に立ち返り、信頼される公正なデ

²⁶ 複数の商店が出品する商品等を一つのサイトにまとめて、販売するウェブサイト。

²⁷ ソフトウェアを一つのサイトにまとめて、ダウンロード形式で販売するウェブサイト。

ータ管理をプラットフォーム事業者に求める必要がある。

その際、変化が速い市場であることに鑑み、イノベーションを過度に阻害せず、イノベーションによる課題解決を促す枠組みとすること、横断的な視点(競争政策的な視点とプライバシー保護の視点)を踏まえた対応が必要である。

プラットフォーム事業者に対し、以下を求めるなどのルール整備を進めていく。

- ・サービスの透明性の向上

閲覧数の水増し対策などサービスの「質」の実態に関する分かりやすい情報開示や、広告表示の回数等に関する第三者による測定等を求めることで、サービスの「質」を巡る競争を促す。

- ・データを巡る公正な競争の促進

自社の検索エンジンを通じて得られた豊富なデータによって圧倒的な競争優位を得ているプラットフォーム事業者について、消費者が検索エンジンのデフォルト設定を容易に選択できるようにすることや、広告主に広告への反応データを提供することをプラットフォーム事業者に対して求めることで、データを巡る公正な競争を促す。

- ・垂直統合の懸念への対応

プラットフォーム事業者が、広告を仲介するサービスにおいて、他社のサイトよりも、自社の動画等のサイトを有利に選択するとの懸念があることを踏まえ、社内規律・システム上の手当や、そうした措置の開示を求めることで、公正性と透明性を確保する。

- ・手続面の公正性の確保

プラットフォーム事業者によるシステム変更やルール変更について、事前に十分な説明がなく行われることがあるといった声があることを踏まえ、変更時の事前通知・理由開示を求める。また、集客を左右する検索エンジンの主要なパラメータの開示を求める。これらを通じて、手続面での公正性を担保する。

- ・個人データの取得・利用に係る懸念への対応

個人データの取得・利用について、本人への説明やそれを前提とする本人同意が実質的に機能しているかという問題があることを踏まえ、個人データの内部での管理状況等に関する情報開示やプライバシーポリシー

の分かりやすい開示を求める。

③ 「Trusted Web」の実現

「デジタル市場競争に係る中期展望レポート」に基づき、データの利活用における信頼の基盤を再構築するため、データを分散型で個人・法人等が管理し価値をマネージできる「Trusted Web」の実現を目指し、令和2年中に官民の推進体制を立ち上げ、技術的な設計図や工程の策定を行うとともに、個人・法人等が自ら発行し、データ管理の中核となる「分散型ID」等のTrusted Webの構成要素として考えられる技術の実用化についての検証を進める。

(3) 個人情報の安全性確保

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定（附則第12条）に基づき、検討を行い、改正法案を第201回通常国会に提出し、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号。以下「改正個人情報保護法」という。）が成立した。

同法公布後2年以内の施行に向けて、個人情報の保護と有用性のバランスを図る観点から、多様なステークホルダーの意見を十分に聴取しつつ、仮名加工情報の加工基準に関する規定や利用停止等の請求に関する具体的事例等を盛り込んだ政令・規則・ガイドラインの整備を進めるとともに、同法の周知広報に取り組む。

2 官民連携による円滑なデータ流通に向けた環境整備

データを利活用したビジネスやサービスは、企業の産業競争力強化や個人の利便性向上に繋がり、国民生活に欠かせない存在となりつつある。一方、我が国では、企業と企業との間、あるいは企業と個人との間でのデータ流通をめぐり、様々な課題、特に個人情報を含むデータ（以下「パーソナルデータ」という。）の取扱いに関する問題等が顕在化するなど、依然としてプライバシーやコントロールビリティ等に対する企業や個人の不安が払拭されていない状況にある。

今後、パーソナルデータをはじめとしたデータを円滑に流通させるためには、特定の分野、あるいは分野を超えて、各プレーヤー（個人、データ保有者及びデータ活用者）の間のデータの取扱いや機能、品質及び信頼性等に関する共通認識を持つことが必要不可欠であり、このため、政府においては、円滑なデータ流通に資する指針・ガイドラインや共通ルールの策定、情報銀行などのデータ利活用モデルの策定等が積極的に進められている。

このように、政府が枠組みを作り、その枠組みを通じて民間企業が自主的にサービス等を運営するなど、官と民が適切な役割分担の下で連携していくことが、今後我が国においても世界をリードするビジネス展開が実現されるために重要な取組となる。

(1) 日本発のパーソナルデータ等利活用モデルの加速

PDS²⁸・情報銀行は、日本発のパーソナルデータ活用の仕組みとして、観光や金融（フィンテック）、医療・介護・ヘルスケア、人材などの様々な分野において、パーソナルデータを本人が自らの意思に基づき活用することを支援し、その便益を本人に還元することにより、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号。以下「官民データ基本法」という。）第12条に定められる「個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用」の拡大に資することが期待されており、関係府省庁及び民間事業者等による取組が進められている。

平成30年6月に総務省と経済産業省が公表した「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」（令和元年10月に「情報信託機能の認定に係る指針ver2.0」を公表）に基づき、一般社団法人日本IT団体連盟が情報銀行の認定事業を開始し、令和元年6月には第一弾となる民間事業者に対する情報銀行認定が行われた。その後、情報銀行認定は令和2年3月時点で計5社に対して行われる等、取組が着実に普及・

²⁸ Personal Data Store の略。他者保有データの集約を含め、個人が自らの意思で自らのデータを蓄積・管理するための仕組み（システム）のこと。第三者への提供に係る制御機能（移管を含む）を有する。運用形態としては、個人が自ら保有する端末等でデータを蓄積・管理する（事業者は本人の同意によりデータを活用できる）分散型と、事業者が提供するサーバ等でデータを蓄積・管理する（個人は当該事業者にデータの蓄積・管理を委託する）集中型がある。実際にデータをやり取りする形態と、データをやり取りせず必要な時にアクセス権（閲覧のみ可、コピー不可など）を提供・管理する形態もある。

拡大している。

今後も、情報銀行認定の運用状況や認定事業者による取組状況を踏まえつつ、「情報信託機能の認定に係る指針ver2.0」の見直し等を含め、関係府省庁において、情報銀行の更なる社会実装の加速に向けた必要な環境整備に取り組む。特に、令和2年度中に情報銀行における要配慮個人情報の取扱いや提供先第三者の選定基準の明確化等に向けた検討を行い、その検討結果を踏まえて令和3年度中に認定指針の見直しを行う。また、情報銀行の展開を促進するため、個人が複数の情報銀行を利用する場合のルール整備や情報銀行と他のデータ取扱事業者の間のデータ提供契約のひな型や標準APIなどデータ連携の方策等について令和3年度中に取りまとめる。さらに、情報銀行のビジネスモデル、認定スキームについて、国際標準化を推進する。

また、データ保有者と当該データの活用を希望する者を仲介し、売買等による取引を可能とする仕組みであるデータ取引市場について、内閣府が実施し国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が管理法人を務める「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」に関する研究項目「スマートシティ実証研究／スマートシティにおけるパーソナルデータと産業データのデータ取引市場による共有基盤の実証」において実証研究が行われる等、社会実装に向けた取組が進められている。また、一般社団法人データ流通推進協議会（DTA：Data Trading Alliance）等により、IEEEにおける検討グループの設置に向けた取組等、国際標準化に関する活動も展開されている。

（2）分野間データ連携の実現に向けたルール整備

各府省庁で進められてきている各種IT施策の多くは、当該府省庁の所掌分野でのデータ活用にとどまっており、今後、デジタル化による社会全体としてのイノベーションを加速する観点からも、分野をまたがるシステム連携やデータ流通等を前提とした制度設計の最適化を行うことが必要である。

このため、内閣官房情報通信技術総合戦略室（以下「IT総合戦略室」という。）が中心となり、各府省庁のIT施策に横串を通す取組を強化し、統合イノベーション戦略推進会議の下、関係府省庁と連携した府省庁横断的な検討体制として、デジタル社会構築タスクフォースを令和2年1月に設置した。当該タスクフォースにおいては、府省をまたがるIT施策のうち、特にデジタル化の進展によるイノベーションを期待する個別分野に対し、システム開発や業務見直しに関するIT総合戦略室の知見も活用して、制度設計や研究開発方針等の最適化に向けた検討を行っており、具体的には、「初等中等教育のICT化」、「ドローン（登録システム、情報セキュリティ施策）」及び「5Gと交通信号機の連携による次世代の社会インフラの構築」を対象としている。そして、分野横断テーマとして、包括的データ戦略

を策定すべく、農業、防災・減災、インフラ、物流、自動運転など、様々な分野で進められている官民のデータ連携の取組の棚卸を行い、分野を超えた連携を可能とするために必要となるデータ形式・構造、ルール等について、現状・課題を整理し、すでに実施されている取組例や取組の方向性を取りまとめた。

今後は、デジタル社会構築タスクフォースにおいて取りまとめた取組の方向性をもとに、各分野において、分野を超えたデータ連携を可能とするための具体的なルールや体制等の整備を促す。

(3) 官民一体的なデータ利活用促進に向けた制度整備

現行の個人情報保護法制については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）及び各地方公共団体における個人情報保護条例により、それぞれ民間、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体に係る個人情報の保護に関して規定されているところ、データを保有する主体によってデータ流通に関する法律上のルールが異なる等、規制の不均衡や不整合が存在している。

このような規制の不均衡や不整合を可能な限り是正するため、3つの法律の規定を集約・一体化し、これらの制度を個人情報保護委員会が一元的に所管する方向で検討を進め、令和3年の通常国会に必要な法案の提出を目指す。また、地方公共団体の個人情報保護制度についても、地方公共団体等との懇談会等における、条例の法による一元化を含めた規律の在り方等に係る実務的論点の整理を踏まえ、地方側と十分調整の上、上記の個人情報保護制度の一元化と歩調を合わせて、具体的な検討を行う。その際、国際的な制度調和の動きを踏まえつつ、個人情報保護の総合的かつ一体的な推進の観点から、地方公共団体の個人情報の取扱いに係る国の役割等についても必要な検討を行う。

また、医療情報に関しては、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、匿名加工された医療情報を安心して円滑に利活用する仕組みを整備するため、既に、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）が平成30年5月に施行されている。同法の下、個人情報保護に関する各法律等の規定の相違にかかわらず、医療情報の一体的な利用の促進に向けた取組が可能となっている。

同法に基づき、令和元年12月には、同法施行後初となる認定匿名加工医療情報作成事業者（医療情報を取得・整理・加工して匿名加工医療情報を作成・提供する事業者）及び認定医療情報等取扱受託事業者（認定匿名加工医療情報作成事業者の委託を受けて医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱う事業者）が認定さ

れた。以降も複数事業者が認定を受け、令和2年7月現在で2法人が認定匿名加工医療情報作成事業者として、3法人が認定医療情報等取扱受託事業者として認定を受けている。今後、広報・啓発による国民の理解の増進を行うとともに、産業界を含む幅広い主体による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する。

(4) 民間部門のデジタルトランスフォーメーションの促進等

デジタル時代のビジネスにおいては、サービスやオペレーションを管理するシステムのスピードや柔軟性又はセキュリティ対応の差が競争力を決定する要因の一つとなり、企業の経営改革、レガシーシステムからの脱却等を促進し、貴重なIT人材や資金をより先端的な分野に振り向けていくことが求められる²⁹。また、少子高齢化が進展する中、水道などの社会インフラ部門においても、デジタル化による効率化やベテラン人材の不足などの課題解決が求められる。

このため、IoT、AIをはじめ、最先端の技術動向の調査・分析、新しい技術の指針や「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン」(平成30年12月公開。以下、DX推進ガイドラインという。)等を整備し、国民・企業の役に立つ形で情報を発信する。また、国内外におけるDXの取組を調査・分析しベンチマークの策定等を行い、システムの共通化を推進する業界等を支援する機能・体制を整備する。

さらに、企業のDXに関する自主的取組を促すため、デジタル技術による社会変革を踏まえた経営ビジョンの策定・公表といった経営者に求められる対応をデジタルガバナンス・コードとして令和2年度中に取りまとめるとともに、様々な業界団体と連携して普及を図る。また、デジタルガバナンス・コードの基本的事項に対応する企業を国が認定する制度を設け、東京証券取引所と経済産業省が実施している「DX銘柄」の選定の前提として活用する等、令和3年度から両者の連動を図る。

また、事業者向け行政手続について、ユーザー視点でデジタルサービスを開発することで、官民双方の業務負担を軽減するとともに、データ利活用環境を整備し、デジタル・ガバメントへの変革を推進する。1つのID、パスワードで様々な行政手続の認証を可能とするGビズID、ワンストップ・ワンズオンリーで他省庁及び地方公共団体も利用可能とするJグランツ等、既に関連しているものにとどまらず、継続してデジタル化を実施する。

社会インフラ部門に関し、上水道事業向けの水道情報活用システムについて、

²⁹ 「DXレポート ～ITシステム「2025年の崖」の克服とDXの本格的な展開～」(平成30年9月7日デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会)によれば、日本の約8割の企業が複雑化・ブラックボックス化したレガシーシステムを抱えており、そうしたシステムの保守・運用にIT人材・資金を割かれていると指摘されている。

全国の水道事業体に対し導入支援を実施するとともに、組込みソフトウェア関連調査の結果も含めた非競争領域における共通システムの事例として、他の社会インフラへの展開を目指し、情報共有範囲等の整理やデータ形式の標準化を令和2年度から実施する。

データ駆動型社会の社会実装として、Connected Industriesの重点5分野（「自動走行・モビリティサービス」「ものづくり・ロボティクス」「素材・バイオ」「プラント・インフラ保守」「スマートライフ」）を中心に、非競争領域における企業間でのデータ連携・共有のためのプラットフォーム開発を行う民間事業者の支援を行う。

(5) モビリティ関連データの利活用拡大

自動運転の市場化・サービス化に向けて、制度整備及び様々な走行環境における実証実験などの技術開発等を進めている。データ利活用の観点から、ダイナミックマップの整備や走行映像データの共有化など、協調すべき領域を特定して支援することで、自動車メーカー等の研究開発を促進してきた。

今後、自動運転技術を含むモビリティサービスの高度化とともに、複数の交通手段と各種サービスとがデータで連携するMaaS³⁰の進展が期待される。モビリティ分野で創出された様々なデータが、防災、インフラ計画維持管理、小売・観光産業などモビリティ以外の分野で横断的に利活用され、地域が抱える社会課題の解決や新たな価値・サービスを創出することで、Society 5.0の実現に貢献することが期待される。

政府としては、Society 5.0のデータ連携基盤アーキテクチャを踏まえて、モビリティシステムのリファレンスアーキテクチャを策定し、多様・多数な関係者間でのデータ連携・活用を促進する環境整備に取り組む。

(6) シェアリングエコノミーの更なる推進

シェアリングエコノミーは、個人等が保有する活用可能な資産等をインターネット上のプラットフォーム等を介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動であり、我が国に散在する遊休資産や十分に活用されていない個人のスキル等を可視化し、その有効活用を進めるとともに、潜在需要を喚起し、イノベーションと新ビジネスの創出に貢献する役割が期待されている。また、遠隔地における提供者と需要者をリアルタイムでマッチングできるという特性をいかし、災害時などの非常時における新たな支援の在り方にも資するものである。

³⁰ Mobility as a Service の略。出発地から目的地まで、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の交通手段やその他のサービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括して提供するサービス。

シェアリングエコノミーについて、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネスの創出及び非常時における支援の多様化を促進する観点から、その普及促進を図ることが重要であり、地域課題の解決に向けたシェアリングエコノミーの活用を促進するための地方公共団体向けハンドブックを作成し、モデル的取組の事例創出・横展開を行う。更なる社会への浸透に向け、地方公共団体、シェア事業者等が連携を図る際に必要となる事項の整理を行い、防災分野も含むモデル連携協定、事業者向けハンドブックをシェアリングシティ推進協議会等と連携しながら作成する。

また、国は、サービスの安全性・信頼性を確保するため、民間団体等による自主的ルール of 普及を促すモデルガイドラインを平成29年11月に作成し、令和元年5月に改定したところであり、サービスの提供者となるシェアワーカーにおいても同様に、裾野拡大とスキルアップ等に向けた研修・認証の基本的考え方、順守すべき事項等を国において示した上で、民間団体等による研修・認証制度を本年度中に開始する。また、事業者団体の主導するオンライン紛争解決（ODR）の取組について進捗を注視し、必要に応じてモデルガイドラインへの反映を検討する。

こうした取組を通じ、共助と価値共創を強みとした日本発のシェアリングエコノミーモデルを構築し、官民一体となった社会実装を推進するとともに、ISOにおける国際的なルール作りの場において我が国が主導し、市場創出を念頭に置きながら国際標準化を進める³¹。

³¹ 国際標準化機構（ISO）において、日本からの提案による、シェアリングエコノミーに関する国際規格を開発する新たな技術委員会の設立が平成31年1月に承認された。

3 オープンデータの更なる深化

我が国においては、平成23年3月11日の東日本大震災以降、政府、地方公共団体や事業者等が保有するデータの公開・活用に対する意識が急速に高まったことをきっかけに、政府において、オープンデータに関する各種政策を推進してきた。

具体的には、公共データは国民共有の財産であるとの認識を示した「電子行政オープンデータ戦略」（平成24年7月4日IT総合戦略本部決定）に始まり、以後、データの公開から活用を前提とした課題解決型のオープンデータの推進を目指す「新たなオープンデータの展開に向けて」（平成27年6月30日IT総合戦略本部決定）、官民一体となったデータ流通の促進を目指して策定された「オープンデータ2.0」（平成28年5月20日IT総合戦略本部決定）など、オープンデータの公開にとどまらず、利活用促進の側面からも各種制度整備の充実を図ってきた。

また、官民データ基本法においては、官民データ活用の推進により国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的としており、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定されている。

さらに、それまでの取組を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザイン³²の考えに基づき、今後、国、地方公共団体及び事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本指針をまとめた「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元年6月7日改正。）を策定した。

これらの取組の結果、政府のデータカタログサイト「DATA. GO. JP」のデータセット数は順調に増加し³³、また地方公共団体についても、全国のオープンデータの取組率は令和2年3月時点で約40%にとどまるものの、大・中規模都市を中心に取組が加速しており、人口カバー率では約76%まで到達している³⁴。また、オープンデータの世界的なベンチマークであるOECD 2019 OURdata Indexにおいて、日本は第4位に順位している。

このように、データの公開に関しては着実な進展及び成果が見られる一方で、データの利活用に目を向けると、オープンデータを利用してビジネス展開する国内企業の活動が活性化しているとは言い難く、またOECD 2019 OURdata Indexによれば、「オープンデータが成熟した国においては、更なる利活用の促進が必要」との課題認識も示されているところである。

³² 公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。

³³ 令和2年3月時点で、国のデータセット数は26,809件となり、「DATA. GO. JP」の本格運用を開始した平成26年10月時点に比べ倍増している。

³⁴ 総人口に占めるオープンデータ取組済地方公共団体（令和2年3月時点）の人口合計の割合。人口数は平成27年国勢調査結果に基づく。

これらの状況を踏まえ、我が国においては、オープンデータの取組のフェーズが公開から利活用に大きく変容しているという認識の下、更なるオープンデータの利活用を促進する取組を加速させていくものとする。

具体的には、更なる官民連携によるオープンデータの取組強化、オープンデータの質の向上及び地域におけるオープンデータの利活用の推進を重点取組として推進していく。

(1) 更なる官民連携によるオープンデータの取組強化

政府においては、オープンデータの公開・活用を希望する民間事業者等と、データを保有する府省庁が直接対話する場を設けることにより、よりニーズにマッチしたオープンデータ化やデータ利活用を促進し、データの価値向上と多様なサービスの創出に貢献する取組として、「オープンデータ官民ラウンドテーブル」(以下「ラウンドテーブル」という。)を平成30年1月より開始している。

政府のラウンドテーブルにおいては、これまで、官民データ活用推進基本計画に定める重点分野を基に、議論するテーマの設定及び公開・活用ニーズの公募を行い、合計4回開催している³⁵。また、政府のラウンドテーブルの取組を参考に、各府省庁や地方においても、自主的なラウンドテーブルが開催される等、取組が着実に拡大している。

今後は、我が国でも実践の進む証拠に基づく政策立案(EBPM³⁶)等の観点も踏まえ、各府省庁が取り組む政策課題についてデータを活用して解決することに焦点を当てながら、民間事業者等からその解決策の提案を積極的に取り入れるための議論や検討の場としてこのラウンドテーブルを位置付け、取組を深化させることにより、官民連携したオープンデータの利活用を促進する。

その際、オープンデータ関係団体など、国と民間事業者との仲介的な役割を担う外部組織の機能を有効に活用し、データ利活用者となり得るスタートアップ等との連携やコミュニケーションの強化を図っていくものとする。

また、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会³⁷(以下「東京2020大会」という。)に向け、大会期間中の訪日外国人をはじめとした滞在者や、障害者を含む住民のアクティビティ、生活の利便性向上のため、官民のオープンデータ公開及び活用に取り組んでおり、その一つとして、公共交通機関における運行情報、駅構内図、施設情報等のオープンデータ化を推進するため、オ

³⁵ 開催テーマは、第1回が観光・移動、第2回がインフラ、防災・減災及び安全・安心、第3回が土地・農業、第4回が電子行政(統計等データ)。

³⁶ Evidence-Based Policy Making の略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。

³⁷ 令和2年3月30日に、東京オリンピックは令和3年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定された。

オープンデータを活用した情報提供の実証実験を官民連携して進めている。

(2) オープンデータの質の向上

今後のオープンデータの利活用促進に向けては、公開するデータの量のみならず、データの質の向上を図ることが重要であり、質の高いデータの提供により、民間事業者等によるアプリの開発や行政機関自身によるデータ分析、政策立案等の促進が期待できる。

我が国の「オープンデータ基本指針」においては、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネットを通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、オープンデータの定義を定めており³⁸、その定義の一つとして、機械判読性（コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等できること）を規定している。

また、地方公共団体等に対しては、政府として公開を推奨するデータと、公開するデータの作成に当たり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめた「推奨データセット」を平成29年12月から公開しており、オープンデータの形式や項目等の標準化の促進にも取り組んでいる。

これらのルールや取組を踏まえ、より機械判読に適した形式でのデータの公開や、地方公共団体における「推奨データセット」に準拠したデータの公開、また行政機関内におけるオープンデータの推進体制（行政機関内におけるオープンデータに関わるルールや組織の整備、啓発活動の促進等）など、データの質の向上に関わる一定の評価指標を令和2年度中に新たに設計し、当該評価指標を参考とした行政機関における取組を積極的に推奨していくことで、民間事業者等や国、地方公共団体自身が更にオープンデータを利活用しやすい環境の整備を促進する。あわせて、各府省庁や地方公共団体におけるオープンデータのAPIによる提供を試行的に実施し、その効果を検証する。

(3) 地域におけるオープンデータの利活用の推進

今般、多くの地方公共団体が少子高齢化に直面する中、厳しい財政状況の下で住民の理解を得ながら効率的に利便性の高い行政サービスを提供することが求められるようになっており、地方公共団体がより多くの質の高いオープンデータを公開し、民間事業者等によるアプリ開発や行政機関自身によるデータ分析、政策立案等の利活用に^{つな}繋げていくことで、地域における諸課題の解決に資することが期待されている。

³⁸ 「オープンデータ基本指針」では、オープンデータの定義について、「①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの」のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータとして規定している。

官民データ基本法においては、国と同様に、地方公共団体についてもオープンデータの取組が義務付けられた。これを受け、初めて策定された官民データ活用推進基本計画である「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）において、令和2年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標として掲げている。

このため、政府においては、関係府省庁や都道府県と連携し、地方に対する各種支援策を積極的に講じてきており、具体的な支援策として、「推奨データセット」³⁹の拡充及び地方公共団体への普及啓発、地方公共団体職員向けの研修の実施、オープンデータ伝道師や地域情報化アドバイザーの地方公共団体への派遣、「オープンデータ100」などの優良取組事例の充実を行うとともに、地方公共団体の参考となる、オープンデータ化によって生じる効果等に関する事例の収集、横展開等に取り組んできた⁴⁰。

これらの取組の結果、地方公共団体におけるオープンデータ取組率は、都道府県は平成30年3月に100%を達成し、また市区町村についても、大・中規模都市を中心に取組が着実に進展しているところである。

このような中、今後は、引き続き地方公共団体のオープンデータ取組率100%に向けて、特に市町村を中心に取組を加速させるとともに、ますます進行する地域における諸課題の解決に資するため、地方公共団体がより質の高いオープンデータを公開し、民間事業者等によるアプリ開発や行政機関自身による政策立案等を実現する、オープンデータの「利活用」に関する取組についても強化していくことが重要となる。

このため、政府においては、今後も関係府省庁や都道府県との連携を図りつつ、プッシュ型によるオープンデータ伝道師の派遣や地域情報化アドバイザーによる研修の充実などの人的支援を積極的に実施するとともに、地方公共団体や地域住民に対し、オープンデータのメリットや効果、利活用事例等についてより分かりやすく、実践的に示していくため、引き続き「推奨データセット」や「オープンデータ100」などの各種ツールの充実や展開などの物的な支援を推進していくものとする。

加えて、地域におけるオープンデータの普及活動の担い手となる人材創出を新たに進めるものとし、オープンデータ伝道師による人材の育成及び認定の仕組みの検討・導入や、当該人材による地方公共団体や地元企業、NPO法人等との連携、オープンデータに関する市民活動や地域コミュニティへの参画等を進めること

³⁹ 令和2年3月時点で、計19種類の推奨データセットを公開。

⁴⁰ IT総合戦略室が実施した「地方公共団体へのオープンデータの取組に関するアンケート」（平成31年3月26日公開）によれば、地方公共団体がオープンデータに取組む中で最も優先度の高い課題や問題点として、「オープンデータの効果・メリット・ニーズが不明確」という回答が挙げられている。

で、地域により根差したオープンデータの普及拡大を促進する。

IV. 社会基盤の整備

1 5G を軸とした協業促進によるインフラ再構築

平成30年6月、3GPP⁴¹による5Gの初版の標準仕様策定が完了したことを契機に、平成31年4月には米国・韓国において商用サービスが開始された。我が国では、同年4月に5Gの周波数割当てを実施し、令和2年3月に国内通信事業者による商用サービスが開始されたところである。また、令和2年度新規税制として、安心・安全な5Gインフラの早期整備を目的とした、思い切った税制措置の創設が決定されている。

5Gの個々の長所を用いれば、映像ダウンロードに要する時間の短縮、ほぼ遅延のないデータ伝送による円滑な機械間通信等が可能となり、電波利用の主体は、人からモノへ移行していく可能性がある。

今後、Society 5.0の実現を支える新たなデータ流通環境のICT基盤として期待されている。

また、5G実用化等により、更なるインターネットの利用形態の高度化・多様化が進み、飛躍的なトラヒックの増加が見込まれる中、「通信事業者はインターネット上のトラヒックを公平（無差別）に取り扱う」といういわゆる「ネットワーク中立性」に関するルール等について提言・ガイドラインが取りまとめられている⁴²。

(1) 協業により広がる産業利用

従来の4Gまで、通信事業者等による、人を中心とした移動通信サービスが展開されてきた。5Gでは、IoT機器の爆発的増加を背景として、あらゆるモノのインターネット接続を活用したサービスが求められる。

5Gや光ファイバなどのICTインフラ整備と利活用において想定される主な経済・社会的効果は、令和12年（2030年）時点で合計約73兆円⁴³に達すると試算されており、例えば、通信事業者と病院による遠隔医療の提供、通信事業者と農機・建機メーカーによる機器の遠隔操作等の5Gのユースケースについて、5Gを用いた実証試験が進められている。実用化に向けては、通信事業者等がパートナー企業と連

⁴¹ 3rd Generation Partnership Projectの略。3G、4Gなどの移動通信システムの仕様を検討し、標準化することを目的とした各国・地域の標準化団体によるプロジェクト。

⁴² 総務省「ネットワーク中立性に関する研究会中間報告書」（平成31年4月10日）に基づき、「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（令和2年3月27日）を策定するとともに、業界団体において「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」を改定（令和元年12月11日）。また、両ガイドラインの内容等に関係する「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の記述を併せて改定。

⁴³ ICTインフラ地域展開戦略検討会（第4回）「次世代ICTインフラによる社会・経済的効果（三菱総合研究所提出資料）」（平成30年6月13日）によれば、「次世代ICTインフラ整備と利活用において想定される主な社会・経済的効果（「新たな市場創出」「既存の市場拡大」「社会的課題の解決」を含む）は、2030年時点で合計で約73兆円に達する。」とされている。

携して、B2B2Xモデル⁴⁴でサービスを提供することが想定される。

(2) ローカル5G⁴⁵の制度整備をはじめとした5Gの全国展開に向けた取組

こうした産業利用に期待がかかる中、5Gの全国展開確保に関する考え方は、従来の人口等のカバレッジの広さによる展開ではなく、全国を10km四方で区切ったメッシュごとに5G基盤を設置し、都市部・地方を問わず、スマート工場・遠隔診療等での利活用が可能となるよう、産業可能性のあるエリアについて広範に展開されることが期待されている。

このような、携帯電話事業者による全国系のサービス提供に加え、地域や産業の個別ニーズに応じて様々な主体が自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステム（ローカル5G）を導入できる制度を、一部周波数帯⁴⁶については、令和元年12月に先行して整備している。加えて、周波数の拡充に向けた制度整備を進め、5Gの地域での利用促進を図る。

(3) 5G環境等の普及、光ファイバ網の整備⁴⁷

今後の電波利用ニーズの拡大への対応として5Gの普及・高度化に向け、5G基地局の小型化・連携・相互運用を実現する技術、高エネルギー効率・高信頼性を実現する技術及び複数の事業者の基地局を共用化する技術について研究開発を実施する。また、5Gの円滑かつ迅速な導入に必要となる実世界の電波伝搬を模擬的に再現する試験環境等に関する研究開発を推進する。さらに、既存システムとのダイナミックな周波数共用を可能とするシステムの構築を令和2年度末までに行う。あわせて、5Gのサービスを支える基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの整備を進めるとともに、ローカル5G等による地域課題解決に向けた開発実証や5Gを活用した映像配信の研究開発を推進していく。また、人口減少等を見据え効率化を図るため、ブロードバンド基盤の担い手に関して「公」から「民」への移行の推進について必要な支援を行う。

加えて、トラヒックの混雑緩和と都市部での大規模災害発生時のリスク回避を図るため、電気通信事業者やコンテンツ事業者等、幅広い関係者が参画する「インターネットトラヒック流通効率化検討協議会（CONNECT）⁴⁸」において、レイヤー

⁴⁴ 様々な産業でユーザーにソリューションを提供する企業と通信事業者が一緒になってビジネスを構築するビジネス戦略。

⁴⁵ 総務省「新世代モバイル通信システム委員会報告」（平成31年3月14日）によれば、「ローカル5G」とは、「地域のニーズや産業分野の個別ニーズに応じて、様々な主体が柔軟に構築／利用可能な第5世代移動通信システム」と定義している。

⁴⁶ 28GHz帯の100MHz幅。

⁴⁷ 総務省においては、5Gや光ファイバ等の地域展開、Wi-Fi環境整備、ケーブルテレビネットワークの光化、4K・8Kやネット時代に対応した高度な映像配信等による通信・放送環境の高度化を推進している。

⁴⁸ CCouncil for Network Efficiency by Cross-layer Technical members の略。

間の連携により、対策を検討するとともに、地域IX⁴⁹やCDN⁵⁰等の活用による地域分散型のネットワーク構成への移行を進める。また、電気通信事故の検証等を通じて、電気通信事業者等と連携し、大規模災害発生時等においても、安心・安全で信頼できる情報通信ネットワークの構築・運用等を推進する。

さらに、ネットワーク機能向上に向けた5Gの高度化や量子通信技術等の研究開発を強化するとともに、その成果のビジネス支援やオープンイノベーションを促進する環境整備を行い、海外展開を見据えた我が国の技術優位性を確保する。

⁴⁹ Internet eXchangeの略。インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）相互間を接続する接続点。この相互接続により、異なるプロバイダに接続しているコンピュータ同士の通信が可能。

⁵⁰ Content Delivery Networkの略。ユーザーに効率よくコンテンツを配信するための分散型情報配信システム。

2 基盤技術等

研究開発等の推進については、官民データ基本法において「国は、我が国において官民データ活用に関する技術力を自立的に保持することの重要性」を考慮し、AIやIoT、クラウドサービスをはじめとした先端技術の研究開発・実証推進・成果普及に向けた必要な措置を講ずることとされている⁵¹。

実際に、ITを活用した社会システムの抜本改革は、大量のデータが機械判読に適した形式で入手でき、高速処理が可能なデジタル環境がなければ進まない。抜本改革を支える基盤技術としては、官民データ基本法で明示されたAI、IoT及びクラウドサービスのほか、今後はエッジ領域⁵²におけるコンピューティング能力や、大容量・超高速のデータ送受信のできる5G、記録性に優れたブロックチェーン等が加わってくる蓋然性は高まっている。

また、技術サイクルの高速化に伴い、最先端技術情報の収集が重要になってきている。デジタル・ガバメントの分野においては、先進各国と情報交換をするとともに、政府CIO補佐官を中心としたデジタル・ガバメント技術検討会議を各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議の下に設置し、先端技術等を集中して分析・検討している。この結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画の策定・改定、クラウドサービス、本人確認手法、データの相互運用性をはじめとした重要技術分野について標準ガイドライン群の策定・改定等を行うとともに、各府省や地方公共団体の技術検討の支援を行っている。

なお、IT基本法においては、研究開発を「我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉」⁵³と位置付けた上で、「国際的な協調及び貢献」⁵⁴が必要とされている。諸外国との協力関係を通じて、AI・IoTをはじめとする我が国の高度なITや知見をいかした成功モデルの海外展開を図ることで、我が国の国際競争力強化や各国の課題解決に貢献することとする。

(1) AI-Readyな社会基盤づくり⁵⁵

AI技術の発展に伴い、ビジネスプロセスの合理化から付加価値の創出までに至る実用性の高い機能が様々な分野で実現されつつある。特に画像や数値などAIを活用しやすいデータが豊富な自動走行、医療画像、金融などの分野では、データ利活用の進展とあいまって、AIの社会実装が着実に進んでいる。また、国際社会の中で、AIの倫理的側面に関する議論が進展しているが、我が国は、UNESCO、OECD、

⁵¹ 官民データ基本法第16条（研究開発の推進等）。

⁵² 「エッジ」はネットワークの端を指す。「エッジ・コンピューティング」とは、端末のより近くにサーバを配置してデータ処理を行うことで、ネットワークの負荷軽減と遅延回避が可能となる長所がある。

⁵³ IT基本法第23条（研究開発の推進）。

⁵⁴ IT基本法第24条（国際的な協調及び貢献）。

⁵⁵ 「デジタル時代の新たなIT政策大綱」第2章【2つめの柱】④参照。

G7、G20等においても、AI社会原則を積極的に発信する等、国際的な議論をリードしている。

デジタル社会の基礎知識である「数理・データサイエンス・AI」に関する知識・技能、新たな社会の在り方や製品・サービスをデザインするために必要な基礎力など、持続可能な社会の創り手として必要な力を全ての国民が育み、社会のあらゆる分野で人材が活躍することを目指す。

また、AIに関する研究開発の活性化を目指すために、国立研究開発法人産業技術総合研究所、理化学研究所及び国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）を中核として、「人工知能研究開発ネットワーク」（令和元年12月設立）が設立され、大学・公的研究機関などのAI研究開発に係る取組の国内外に向けた総合的・統一的な情報発信や、海外研究機関等と国内研究機関との意見交換・連携活動の促進を目指す。

「AI戦略2019」（令和元年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、今後の更なるAIの実用化に向けては、①健康・医療・介護、②農業、③国土強^{じん}韌化、④交通インフラ・物流及び⑤地方創生（スマートシティ）の重点分野で、アーキテクチャ設計に基づくデータ基盤を踏まえたAIの社会実装を世界に先駆けて実現する。

例えば、健康・医療・介護に関しては、どこでも安心して最先端・最適な医療や、より質の高い介護を受けられるよう環境を整備し、医療・介護従事者の負担軽減を図る。農業分野では、令和7年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業の実践を目指す。

加えて、独立行政法人情報処理推進機構に新たに設立された「デジタルアーキテクチャ・デザインセンター」を中心に、新たな産業やサービスの創出の基盤となるアーキテクチャ設計に取り組み、データ・AI活用を促進していく。

AIは、社会に多大なる便益をもたらす一方、その社会への影響力が大きいため、適切な開発と社会実装が求められる。AIを有効に活用し社会に便益をもたらしつつ、ネガティブな側面を事前に回避・低減するためには、AIに関わる技術自体の研究開発を進めるとともに、人、社会システム、産業構造、イノベーションシステム、ガバナンスなどのあらゆる面で社会をリデザインし、AIを有効かつ安全に利用できる社会（AI-Readyな社会）への変革を推進する必要がある。

そのため、「人間中心のAI社会原則」（平成31年3月29日統合イノベーション戦略推進会議決定）においてまとめられた、AI-Readyな社会における社会的枠組みに関する7つのAI社会原則（①人間中心の原則、②教育・リテラシーの原則、③プライバシー確保の原則、④セキュリティ確保の原則、⑤公正競争確保の原則、⑥公平性、説明責任及び透明性の原則並びに⑦イノベーションの原則）について、

国内での定着化を図るとともに、AIの原則に関する多国間の枠組みの構築を目指す。

我が国におけるAI戦略は、統合イノベーション戦略推進会議⁵⁶及び同会議の下に設置されたAI戦略実行会議において強力的に推進する。

(2) クラウド活用とエッジ・コンピューティングの進化

インターネットを介して収集した大量のデータを集約してデータセンタで処理するクラウド・コンピューティングの活用企業の割合は、上昇傾向にあり、クラウドサービス利用に「効果があった」と回答した企業が8割を超えている⁵⁷。

クラウドの特長として、サービス提供者側のAPI公開による多様なアプリケーションの開発・利用や、蓄積されたデータのAI処理による作業の自動化等を通じ、生産性向上をもたらすことが挙げられる。

クラウド側におけるデータの処理量が増加を続ける中、情報処理の高速化や処理電力の抑制を実現するためには、従来の延長線上にない新たな技術の実現が求められている。このため、高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング技術（量子コンピュータ、脳型コンピュータ等）などの技術開発に取り組む⁵⁸。

他方、IoT社会の到来で急増した情報を効率的に活用するためには、クラウド・コンピューティングだけでなく、ネットワークの末端（エッジ）側で中心的な情報処理を行うエッジ・コンピューティングも重要である。エッジ・コンピューティングには、通信ネットワークへの負担が小さい（クラウドへのデータ伝送量削減）、通信に係る遅延が小さい（リアルタイム処理の実現）といったメリットがある。クラウドでのデータ処理は、既に海外の大手プラットフォームが先んじているが、我が国の強みである製造業等と結びついたAI処理など、革新的なAIエッジ・コンピューティング技術の開発⁵⁸に取り組む。

なお、このようなエッジ・コンピューティングが導入される場合であっても、複数の端末・事業所のデータを相互に共有することができ、また、それらを集約して統合的に処理することができるなど、クラウド上でのデータ連携は引き続き有用であり、両者は相互補完的に活用されることとなる。

⁵⁶ 総合科学技術・イノベーション会議、IT総合戦略本部、知的財産戦略本部、健康・医療戦略推進本部、宇宙開発戦略本部及び総合海洋政策本部並びに地理空間情報活用推進会議の司令塔会議が参画している。

⁵⁷ 総務省「平成30年通信利用動向調査」によれば、クラウドサービスを利用している企業の割合は上昇傾向が続いており、導入の効果については、「非常に効果があった」が28.9%、ある程度効果があったが54.3%であった。

⁵⁸ 経済産業省「高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業」（平成30年度から令和9年度まで）において、技術開発を実施。

(3) デジタル時代のセキュリティ対策

① デジタル化を支えるセキュリティ対策

IoT、AI等により実現されるSociety 5.0として目指すべき社会では、分野横断的なデータ連携によるイノベーションにより新たな価値を創出し、様々な社会的課題を解決することが期待される。分野横断的なデータ連携に向けて、官・民ともに、デジタル化の推進を含むサイバー空間の利用は避けられない状況である。

国外では電力供給の監視制御システムへのサイバー攻撃による停電発生が確認されており、国民の生活や経済活動の基盤となる重要インフラのサイバー攻撃への対策の重要性が再認識されているところである⁵⁹。また、サイバー攻撃は日々巧妙化しており、AIを用いた予測や判断能力を低下させる攻撃にも留意する必要がある。

対策として、分野横断的なデータ連携を支えるため、データを改ざんから守る技術や証跡性を確保する技術開発、量子コンピュータの出現に向けた耐量子計算機暗号の在り方等の検討を推進する。また、国や地方公共団体、民間の重要インフラ関係機関等の参加するサイバー演習や、セキュリティ研究者等の育成プログラムを通じて、継続してセキュリティ人材の育成を進めていく。

② 重要産業のデータ管理の強化

国民生活及び社会経済活動の基盤であり、その機能が停止、低下又は利用不可能な状態に陥った場合に、我が国の国民生活又は社会経済活動に多大なる影響を及ぼすおそれが生じる14の重要インフラ分野⁶⁰について、分野特性に応じた必要な情報セキュリティ対策を着実に実施し、また継続的に改善していくに当たって参照すべきガイドラインとして、令和元年5月に改定した「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針（第5版）」（平成30年4月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に沿って、関係省庁等が連携し、各重要インフラ分野の「安全基準等」への反映を通じて事業者へ浸透させる取組を促進する。

③ IoT機器の脆弱性^{ぜい}対策

インターネットに接続される家電製品や防犯カメラなどの業務用センサー

⁵⁹ 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター「情報セキュリティ10大脅威2019」（平成31年2月）によれば、ロンドン五輪では、電力供給を行うための監視制御システムへの攻撃によって停電を発生させて、大会の運営を妨害しようとする動きが見受けられた。

⁶⁰ 「情報通信」、「金融」、「航空」、「空港」、「鉄道」、「電力」、「ガス」、「政府・行政サービス（地方公共団体を含む）」、「医療」、「水道」、「物流」、「化学」、「クレジット」及び「石油」。

を含む、いわゆるIoT機器は幾何級数的に増加している一方で、パスワードの設定や管理が不十分なケースも多い。IoT機器は、生活の利便性を高める一方で、人の目が届きにくい、長期にわたって使用されるためセキュリティ対策が危殆化^{たい}する、リソース等の制約によりアンチウィルス対策等が適用できないなどの、サイバー攻撃の対象として狙われやすい特徴がある。

NICTによれば、国内で観測されたサイバー攻撃関連通信の約半数がIoT機器を標的としていると推計されている。外部攻撃者は、IoT機器を乗っ取ったり⁶¹、それらを踏み台とする大規模DDoS⁶²攻撃を仕掛けたりしている。サイバー攻撃によるインターネット障害が国民生活と経済活動に与える影響が懸念される中、東京2020大会に向けても早急な対策が必要である。

対策として、平成30年5月に改正された電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、サイバー攻撃を行うマルウェア感染機器やそれらの機器に指令を出すサーバなどの情報を、電気通信事業者が第三者機関を通じて情報共有する仕組みを促進する。また、平成30年5月に改正された国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）に基づき、平成31年2月からNICTがサイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器の調査を行い、電気通信事業者が利用者への注意喚起を行う取組「NOTICE（National Operation Towards IoT Clean Environment）」を実施している。

さらに、ダミー環境に誘導したサイバー攻撃手段を分析するシステムや、IoT機器のハードウェア内のセキュリティ強化のための研究開発も併せて実施していくこととする。

④ サプライチェーン・リスクへの対策⁶³

IoT機器の増加を背景に、分野横断的なデータ連携によるイノベーション創出に向けて、官民におけるデータ利活用を進める中で、セキュリティ対策が必ずしも万全でない組織を攻撃対象とした、サプライチェーン・リスクが顕在化している。組織が特定の業務を外部組織に委託している場合、この外部組織もサプライチェーンの一環となる。また、セキュリティインシデントは、ハードウェアに内在するリスクも報告されている⁶⁴ことも踏まえ、サプライチェーン全体に対して一貫性を持った必要な対策が実装されることが不可欠で

⁶¹ IoT機器の乗っ取りの具体例として、外部侵入者による、自動走行システムを利用中の自動車、家庭内監視カメラ、スマートロック等の遠隔操作が考えられる。

⁶² Distributed Denial of Serviceの略。多数の端末から一斉に大量のデータを特定宛先に送りつけ、宛先のサーバ等を動作不能にする攻撃。

⁶³ 「デジタル時代の新たなIT政策大綱」第2章【1つめの柱】③・④参照。

⁶⁴ 平成30年5月22日、Google Project Zero (GPZ)、マイクロソフト及びIntelは、投機的ストアバイパス (SSB: Speculative Store Bypass) と不正システムのレジストリ読み取りというスペクターとメルtdownの問題に関連する2つの新しいチップの脆弱性を発表した。

ある。

よって、Society 5.0時代のセキュリティ、信頼性確保に向け、個社ごとのセキュリティ対策ではなく、取引先等を含めたサプライチェーン全体として直面するリスク源や対応の方針等を整理した枠組みである「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」⁶⁵の実装・具体化を進めるため、各産業の実態を踏まえた産業分野別のガイドラインや分野横断的なテーマの検討を進める。特に、IoT機器等を活用して制御系システムを含めた拠点の無人化等の推進が見込まれる中、フィジカル・サイバー間を繋げる機器・システムにおけるカテゴリズ及びセキュリティ・セーフティ要求の検討に資する「IoTセキュリティ・セーフティ・フレームワーク」を令和2年内に策定するとともに、末端の制御系システムにふさわしいセキュリティ対策に関して検討を開始する。さらにサプライチェーンにおけるサイバーセキュリティを確保できる仕組みの構築に向けて、関係府省庁の連携により立案された研究開発計画を推進する。中小企業も例外なくサイバー攻撃の脅威にさらされており、またサイバー攻撃の影響が取引先まで及ぶ実態が明らかになってきている。そのため損保会社やITベンダーと連携して中小企業の相談窓口を設置し、必要に応じて駆けつけ対応などの初動対応支援を行う「サイバーセキュリティお助け隊」の構築を支援する実証事業を行う。また産業界と連携して、サプライチェーン全体でのセキュリティ対策を産業界一体で進めていくための体制を立ち上げ、一定の基準を満たしたセキュリティサービスを活用する中小企業を可視化し、適切なセキュリティ対策に取り組む中小企業と当該体制に参画する大企業・業界団体との取引を促進するための仕組みを構築する。これにより中小企業を含むサプライチェーン全体でのセキュリティ対策を強化する。

さらに、政府調達におけるサプライチェーン・リスク対策として、「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（令和2年6月30日改正関係省庁申合せ）に沿って、各省庁、独立行政法人及びサイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に定める指定法人等は、国家安全保障及び治安関係の業務を行うシステム等、より一層サプライチェーン・リスクに対応することが必要であると判断されるものを調達する際には、総合評価落札方式等、価格面のみならず、総合的な評価を行う契約方式を採用し、原則として、IT総合戦略室やNISCの助言を得る。

⁶⁵ 平成31年4月18日に経済産業省が公表。

(4) ブロックチェーンなどの新技術の利用

ブロックチェーン及び分散台帳技術⁶⁶は、耐改ざん性と透明性（トレーサビリティ）が高く、取引上の仲介が不要となることで取引コストの削減が可能となるといった長所を有する。

このため、暗号資産（仮想通貨）の取引管理等では既にその技術が広く活用されているほか、身分証明などの真正性確認や、サプライチェーン管理や電力取引、環境価値取引などの商取引など、様々な分野での実証や検討が国内外で進められている⁶⁷。

我が国においては、引き続き国内外のグループにおける取組や民間主導の取組を積極的に情報収集し、また各府省の取組を情報共有して、同技術のユースケースや課題を明確化する。その上で、同技術の公共性の高い分野への導入を検討する際に課題となる安全性・即時性の検証や持続可能なモデル構築に必要な運用面・ルール面の課題抽出とその解決のための実証を行う。これらの取組を進めるに当たっては、民間における先導的な取組を行うグループとの対話により、継続的な運用を見据えた社会実装を推進する。

⁶⁶ 一般社団法人日本ブロックチェーン協会では「電子署名とハッシュポインタを使用し改ざん検出が容易なデータ構造を持ち、かつ、当該データをネットワーク上に分散する多数のノードに保持させることで、高可用性及びデータ同一性等を実現する技術」を広義のブロックチェーンとして定義している。

⁶⁷ 例えば、一般社団法人新経済連盟は、令和2年3月6日、「ブロックチェーン国家戦略に向けた提言（事例分析編）～ レガシーシステムの限界と、ブロックチェーンによる課題解決 ～」を公表した。

3 スタートアップ

世界では、新たな技術やアイデアを基にした無数のスタートアップ、ユニコーン⁶⁸が育ち、社会・産業構造を大きく変える破壊的イノベーションが起こっている。しかし、我が国ではその動きが遅く、令和2年3月末現在、世界で300を超えるユニコーンが創出されているのに対し、国内では8社⁶⁹にとどまっている。

我が国には、世界有数の技術と人的資源がある。今、我々に必要なのは、従来の枠組みからそのポテンシャルを解き放ち、大きく飛躍させることである。イノベーションの旗手たるスタートアップの増加と成長促進を通じて、世界に伍するイノベーション創出環境を直ちに整備しなければならない。そのために、以下の取組を加速する必要がある。

(1) 世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成の推進

世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点となる都市の拠点形成計画を募集⁷⁰し、その都市の潜在力と合わせて審査・認定する。拠点都市において、地方公共団体、大学、民間組織等が一定のエリアに集積することで形成されるエコシステムの機能を、政府や民間サポーターの支援により更に強化することで、スタートアップの創出と成長の促進を図り、もって、イノベーションによる社会課題の解決や豊かな暮らしの実現を推進する。

(2) 日本版SBIR制度の抜本的改正

我が国では、平成11年、米国で導入されていた中小企業によるイノベーション推進政策を参考に中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）⁷¹が創設された。日本版SBIR制度は、制度創設時、中小企業向けの研究開発に関する支援施策や体制が整っていなかった中で、省庁横断プロジェクトとして、着実に中小企業に対する交付実績を伸ばしてきた。他方、制度導入から20年という期間を経て、いくつかの課題が明らかになるとともに、米国SBIR制度と比較して十分な効果を発揮できていないといった指摘もなされている。また、イノベーションを巡る環境も急激に変化しており、その変化に対応する観点からも、制度の改革が急務となっている。こうした中、日本版SBIR制度の見直し⁷²により、「イノベーションの創出」を

⁶⁸ 企業価値が10億ドル以上となる未上場ベンチャー企業。

⁶⁹ 時価総額が10億ドル以上の上場ベンチャー企業を加えれば16社。

⁷⁰ 内閣府により「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係るスタートアップ・エコシステム拠点都市募集がなされた。

⁷¹ Small Business Innovation Research の略。中小企業者等の新たな事業活動の促進を図ることを目的とした、中小企業技術革新制度のこと。

⁷² イノベーション創出の観点から支出機会の増大を図る特定新技術補助金等の支出目標等に関する方針及び統一的な運用ルールを定める指定補助金等の交付等に関する指針を定める制度の根拠法を、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（科技イノベ活性化法、平成20年法律第63号）に移管する等の改正を行った（科学技術基本法等の一部を改正する法律、令和2年法律第63号）。

目指すSBIR制度の実効性向上のため、内閣府を司令塔とした省庁連携の取組を強化することとした。

4 人材の育成等

デジタル時代における国際競争の主戦場であるAIやデータの利活用を進めるためには、こうした分野を支える高度人材や実務を担う人材のスキルを強化するとともに、国民全体のITやデータに対する理解の底上げを図ることが求められる。加えて、国民向けの教育及び学習の振興の両面から取り組む必要があり、IT基本法及び官民データ基本法のいずれにもその考え方が盛り込まれている⁷³。

(1) AI人材の育成

IT関連市場規模が今後も拡大を続ける場合、IT人材の需給ギャップは、平成30年（2018年）の約22万人から、令和12年（2030年）には約45万人まで拡大し、特に、AI人材の需給ギャップは、平成30年（2018年）の3.4万人から、令和12年（2030年）には12.4万人まで拡大するとの試算もある⁷⁴。デジタル時代の「読み・書き・そろばん」である数理・データサイエンス・AIに関する知識と技能を全ての国民が育み、あらゆるレベルでリテラシーを持つ人材を育成するため、「AI戦略2019」に沿って、小中高校における教育環境の整備や社会人のリカレント教育を含めたリテラシー教育、大学・高等専門学校における応用基礎教育及び実課題をAIで発見・解決する学習中心の実践的な課題解決型AI人材育成などのエキスパート教育に取り組む。

(2) IoT・セキュリティ人材の育成

IoTの普及に伴うデータ流通を下支えするネットワークインフラについて運用管理・制御技術等を有する人材や、技術開発のみならずデータ活用に係る専門的な知識等を有する人材の育成に取り組む必要がある。これら人材が核となり新たな製品やサービス供給や異分野連携等を進めていく。

情報セキュリティの人材育成も急務であることから、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）や「サイバーセキュリティ人材育成プログラム」（平成29年4月18日サイバーセキュリティ戦略本部決定）⁷⁵、さらには、「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）に基づく人材育成の推進に取り組む。

また、地域産業の活性化や課題解決を実現する観点からも、5G、IoTなどの技術を安全かつ円滑に導入・利活用できる地域の人材育成を推進する。あわせて、複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対し、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等の情報システム担当者を対象とする実践的サイバ

⁷³ IT基本法第18条（教育及び学習の振興並びに人材の育成）、官民データ基本法第17条（人材の育成及び確保）及び官民データ基本法第18条（教育及び学習の振興、普及啓発等）。

⁷⁴ 経済産業省委託事業「IT人材需給に関する調査」（平成31年3月）による。

⁷⁵ 「サイバーセキュリティ人材育成取組方針」（平成30年5月31日サイバーセキュリティ戦略本部普及啓発・人材育成専門調査会決定）も踏まえ取組を推進していく。

一 防御演習を実施するとともに、地域におけるサイバーセキュリティ人材の不足に対応するため、サイバーセキュリティ人材を育成し、地域におけるセキュリティ人材のエコシステムの形成を図る。

加えて、企業と人材のマッチング促進のため職務・役割と技能・資格等のひも付け、共通言語化等を行うことによりセキュリティ人材活躍モデルを構築するとともに、情報系・制御系に精通した重要インフラ・産業基盤等の中核人材育成の地方展開を図る。

第2部 官民データ活用推進基本計画

I. 官民データ活用推進基本計画に基づく施策の推進

「官民データ利活用社会」のモデルを構築するため、官民データ基本法第8条に規定する官民データ活用推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとされている。

- ① 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
- ② 国の行政機関における官民データ活用に関する事項
- ③ 地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項
- ④ 官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策
- ⑤ 上記のほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

基本計画は、新しい社会インフラとしての「データ利活用のための基盤」の整備を、国と各地方公共団体等が一体となって全体を俯瞰しながら取り組むためのいわば「見取図」である。

この「見取図」を基に、国際機関、事業者、団体等が取りまとめるIT関連の各種ランキングにおいて、世界最先端を目指すべく、国は、具体的施策について、全体を俯瞰しつつ、また、世界の中での我が国のIT関連技術開発の置かれた状況も的確に把握しながら総合的に推進するものとする。

1 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針

(1) 基本計画の策定とその着実な実施

基本計画では、国、地方公共団体、事業者等における官民データの利活用に関する具体的施策について、これまでの取組と課題を整理した上で、今後の方向性を示す。また、具体的施策については、以下の点を踏まえ、取り組むものとする。

- ・ 施策の内容が、国民や事業者等（利用者）の便益や公共価値（Public Value）の向上にどのように繋がるのかなどの政策目標を、適切かつ明確にすること。
- ・ 認識した課題やその解決に向け、具体的な事実関係に基づいた施策とすること。
- ・ 他の施策との間で重複がなく、関係する府省庁、地方公共団体、事業者等との間で、適切かつ効果的な分担・連携を図ること。
- ・ 施策のスケジュール、指標（KPI⁷⁶）の設定については、その利用者である国民や事業者等の視点を重視することとし、できるだけ定量的に示すこと。

基本計画で示す具体的施策の進め方については、施策によって異なり、具体的施策の達成期限を一律に設定することは困難であるが、国と各地方公共団体が一体となって基本計画の具体的施策を着実に実施するためには、少なくとも各々の具体的施策が実現することで、国民・事業者等にどのようなメリットがもたらされるかを示し、共有しておくことが不可欠である。

また、そのメリットの実現に向かって、マイルストーンを設けることも重要であることから、例えば、東京2020大会の開催年を一つの区切りとした上で、それまでにどこまで達成するかといった視点を持つことが考えられる。

その際、政府CIOを司令塔とした以下の見直しの取組を通じて、迅速かつタイムリーに、基本計画の具体的施策の内容等を調整しながら、目標に向かってPDCA⁷⁷サイクル（P、D、C、Aの各々の過程におけるPDCAを含む。）を推進し、スパイラルアップを目指す。また、一つ一つの事実を徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行い、成果の達成度合等について評価を行うこととする。

- ① 基本計画の具体的施策について、定期的に進捗状況や成果等のフォローアップを行い、その評価結果を踏まえた見直し

⁷⁶ Key Performance Indicators の略。目標の達成度を評価するための主要な評価指標のこと。

⁷⁷ Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）という一連の過程を繰り返し、業務を継続的に改善する手法。

- ② 今後の技術の進展や新たに登場するサービス等の動向、国民や事業者等のニーズを踏まえ、基本計画の具体的施策を進める中で、更に対応すべき課題や、当初の基本計画では想定しなかった新たな課題やメリット、KPI等を修正・追加するなどの見直し

(2) 重点分野の指定（分野横断的なデータ連携を見据えつつ）

データ大流通時代においては、将来的に誰もが官民データを分野横断的に利活用できるものとなり、ヒト・ヒト、ヒト・モノ及びモノ・モノのインターネット上のつながりの深化により、将来を見据えたプラットフォームの整備が必要となる。他方、分野によって、データ標準化やデータ連携の進捗状況に差があるため、現時点においては、分野横断的なデータ連携のための取組を進めつつ、政府、地方公共団体、事業者等が保有する分野ごとのデータの集積を進めるとともに、各分野のデータ標準化やデータ連携を進めることも重要である。

基本計画に示す各種施策の効果を最大限に発揮していくためには、あれこれ手を出すのではなく、選択と集中、各種施策における事実関係の正確な把握とPDCA、その対策の中で得られたノウハウの共有と横展開等を適時適切に行っていくことが必要である。

そこで、我が国が集中的に対応すべき、①経済再生・財政健全化、②地域の活性化及び③国民生活の安心・安全の確保といった諸課題に対し、官民データ利活用の推進等を図ることで、その解決が期待される分野（電子行政、健康・医療・介護、金融、農林水産、インフラ、防災・減災等及び移動・物流）を重点分野として指定する。

① 経済再生・財政健全化の課題解決に資する分野

- ア) 社会保障制度改革を含む行財政改革の推進については、IT化・BPRによる国民の利便性の向上、事業活動の促進や行政コストの削減等が期待される電子行政分野、AI、IoTなどの技術や官民データの利活用による、効果的な治療及び重症化予防等を通じた社会保障費削減に加え、健康寿命の延伸や、医療、介護サービスの生産性向上等が期待される健康・医療・介護分野。
- イ) 生産性の向上、イノベーションの創出と人材の強化及び働き方改革の実現については、新サービスやイノベーションの創出等が期待される金融、農林水産、インフラ及び移動・物流分野。

② 地域の活性化の課題解決に資する分野

AI、IoTなどの技術と官民データの利活用により、生産性向上が期待される農林水産分野、地域の高齢者等の移動支援等を通じた諸課題の解決が期待さ

れる移動・物流分野。

③ 国民生活の安心・安全の確保の課題解決に資する分野

AI、IoTなどの技術と官民データの利活用により、個人の生活や身体に合わせた健康管理のアドバイスや、遠隔医療の活用、エビデンスに基づく効果的な治療・介護等が期待される健康・医療・介護分野、平常時における災害リスクの予防・予知や、発災・復旧時の円滑な支援策等が期待されるインフラ及び防災・減災等分野。

上述の重点分野ごと、また分野横断的に、データ利活用推進の観点から世界最先端を目指すべく、重点的に講ずべき施策を選定する。

(3) 官民データ活用によるEBPMの推進

国民に信頼される行政を展開するため、「統計改革推進会議最終取りまとめ」(平成29年5月19日統計改革推進会議決定)等に基づき、官民データ等も積極的に利活用し、引き続き、EBPMを推進する。また、各府省庁においては、「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」(平成30年4月27日EBPM推進委員会決定)、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」(平成30年4月27日EBPM推進委員会決定)に基づき、統計等データの提供要請等の受付及び相談対応、行政保有データの棚卸結果等を活用した一元的な統計等データの所在情報の整備・管理、「電子行政(統計等データ)」分野でのオープンデータ官民ラウンドテーブルの開催など、統計等データの利活用促進や人材の確保・育成等に努めるほか、EBPMの実践に取り組み、EBPMの浸透・定着を図る。

2 推進体制

(1) 基本計画のPDCA

官民データの利活用環境の整備を強力に進めるため、IT総合戦略本部の下に設置された、内閣総理大臣を議長とする官民データ活用推進戦略会議において、全体を俯瞰しつつ、横断的に取組を進める。また、府省庁の取組の歯車がかみ合い、力強く目標に向かって進むよう、「横串」を通す調整を行うことで、迅速かつタイムリーにPDCAサイクルを推進し、スパイラルアップを目指す。

このうち、デジタル・ガバメントの推進については、基本計画に加え、デジタル・ガバメント実行計画及び同実行計画に基づく各府省中長期計画を一体として取組を進める。

各府省庁及び政府CIOによるフォローアップ

各府省庁は、府省庁が実施する施策について、各府省庁CIO及び副CIOのリーダーシップの下、全体を俯瞰しつつフォローアップを行い、進捗状況や成果を確認し評価を行う。

前述の重点分野のうち、重点的に講ずべき施策については、四半期に1回、政府CIOにより、官民データ利活用推進の観点からフォローアップを行い、進捗状況や成果を確認し評価を行う。その際、一つ一つの事実を徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行った上で評価を行う。その評価結果を踏まえ、「政策効果」、「目標」、「KPI」等について、不断の見直しを実施する。重点的に講ずべき施策以外の施策については、年1回、同様のフォローアップを行う。

なお、デジタル・ガバメント実行計画の推進に関する施策については、同実行計画に定めるところによりフォローアップ及び見直しを行う。

重点的投資に係る仕組み

重点的に講ずべき施策については、政府CIOの評価を基に、既存の施策を見直しつつ、特定の施策に重点的に投資できるよう予算に反映する。

EBPMの推進

EBPMサイクル⁷⁸を構築するため、各府省庁に置かれている政策立案総括審議官等が、各府省庁におけるEBPMの推進に係る取組を総括するとともに、官民データ

⁷⁸ EBPMの推進には、政策の前提となる関連事実と政策課題を的確に把握するとともに、具体的政策の内容とその効果を繋ぐ論理、政策効果とそのコストの関係を明示することが欠かせない。この基盤をなすのが、統計等データなどの客観的な証拠であり、政策課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善と統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクル（EBPMサイクル）を構築することが必要である。

活用推進戦略会議の下に置かれたEBPM推進委員会において、引き続き政府横断的なEBPMの推進に取り組む。

相談窓口の設置

IT総合戦略室に設けた総合的な相談窓口及び各府省庁に設けた相談窓口において、官民データに関する国民や事業者からの相談に応じる。また、国民及び事業者に対しては必要な情報提供を行うほか、地方公共団体に対しては課題ごとに関係する省庁と適宜連携を図り、地方公共団体ごとの課題に配慮しつつ地方公共団体が主体的に行う計画策定を支援する。以上によって、官民データの積極的な利活用を促進する。

(2) 関係本部等との連携

ITに関する政府全体の政策の推進に当たっては、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合・一体化するSociety 5.0の実現を目指す中、ITが社会変革の中心になりつつあることを踏まえ、サイバーセキュリティ戦略本部、個人情報保護委員会をはじめ、関係本部等の取組との緊密な連携を図る。

・ サイバーセキュリティの確保（サイバーセキュリティ戦略本部の取組）

「サイバーセキュリティ戦略」において示されているとおり、サイバー空間と実空間の一体化が進み、様々な恩恵がもたらされる一方で、サイバー攻撃による多大な経済的・社会的な損失が生ずるなどの脅威が高まっており、今後、官民のデータ利活用が進展すれば、データの真正性・完全性の重要性が増し、それを毀損するようなIoT、サプライチェーンの脆弱な部分を狙う動き等が発生し、深刻な被害が生ずることが予想される。特に、新型コロナウイルス感染症の対応を契機に求められることになった新しい生活様式を定着させるためには、デジタル化による経済社会の強靱化が不可欠となるが、これにはサイバーセキュリティのリスクへの迅速かつ的確な対応が同時に行われることが前提となる。

このような課題に対し、官民データを安全に利活用できるよう、データを保有する官民の各主体によるサイバーセキュリティ対策を強化していくことが重要である。このため、全ての主体が自律的にサイバーセキュリティに取り組むとともに、企業経営においてはDXの推進と同時にサイバーセキュリティ対策を組み込んでいくことが必要である。さらに、サービスの安全かつ持続的な提供の任務を担う政府機関等や重要インフラ事業者等は、基本的な対策に加え、脅威に対して事前に積極的な防御策を講ずる「積極的サイバー防御」や、迅速な復旧を含む対処態勢の構築にも取り組むことが求められる。

これらの観点を踏まえ、サイバーセキュリティ戦略本部において、サイバー

セキュリティ戦略に基づき、こうした対処方針を明確化し、2021年に開催される東京2020大会とその後を見据えたサイバーセキュリティの確保、サプライチェーン・リスクに関する技術検証体制の整備、DXとサイバーセキュリティの一体的な推進といった取組を着実に進める必要がある。

- ・ 個人情報等の適正な取扱いの確保（個人情報保護委員会の取組）

官民データの利活用の推進に当たっては、官民データ基本法第3条（基本理念）に「官民データ活用の推進は、（中略）個人情報の保護に関する法律（中略）による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない」と定められていることを踏まえ、今国会で成立した改正個人情報保護法の施行に向けた取組を含む個人情報保護委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と連携しながら、個人情報保護法の規定にのっとりた個人情報等の適正な取扱いが確保されるよう留意しつつ、推進を図る。

また、個人情報の国境を越えた流通が増大する中、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備することが重要であり、令和3年初頭を目途に日EU間の枠組みについてレビューを行うとともに、日米欧三極において、既存の枠組みを活用した個人データ流通の更なる促進や相互運用可能な新たな企業認証制度の構築に向けた議論を推進する。また、個人情報保護を巡るデータローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスといった新たなリスクを踏まえたOECDプライバシーガイドラインの見直しに関する国際的な議論を主導する。

- ・ 分野間データ連携基盤（総合科学技術・イノベーション会議の取組）

Society 5.0を実現するため分野横断のデータ連携基盤を整備し、データ連携の促進及びビッグデータ解析やAIの導入がしやすい環境を実現するとともに、総合科学技術・イノベーション会議において検討されている統合イノベーション戦略を踏まえた取組を実施する。

（3） 地方公共団体との連携・協力

官民データ利活用には、国と各地方公共団体等の間及び各地方公共団体等間の施策について、一定の整合性を確保し、官民データを円滑に利活用することが必要不可欠である。

官民データ基本法第9条においては、都道府県は官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画（「都道府県官民データ活用推進計画」）の策定が義務付けられ、市町村は官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画（「市町村官民データ活用推進計画」）の策定に努めること（努力義務）と定められている。

国は、各地方公共団体による官民データ活用推進計画の策定が円滑に図られるよう、平成29年10月に策定した地方公共団体の官民データ活用推進計画策定の手引の周知を徹底するとともに、地方公共団体からの意見等を踏まえ、継続的に手引の見直しを行う。

また、地方公共団体における計画の策定や施策の実施等に係る負担に配慮しつつ、国は、国が策定する基本計画の周知広報、地方公共団体からの求めに応じた国からの情報提供、法制上の措置も含め必要な支援等を行う。

都道府県及び市町村による計画が可能な限り早期に策定され、関連する施策との連携が図られることで、国全体として官民データの利活用が一体的に進むよう、地方公共団体との連携・協力を強力に推進することとする。

(4) 事業者等との連携・協力

今後、官民全体でITを活用した社会システムの抜本改革を進めていくためには、政府や地方公共団体といった官のみならず、事業者等においても、自らが保有するデータを抱え込むのではなく、分野を超えて利活用し、様々な知識や知恵を共有することが新たな技術やサービスの開発等を促すものという認識を有することが重要である。

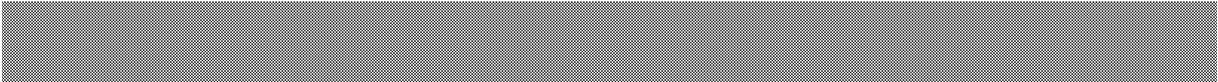
このような観点から、官民データ基本法では、事業者についても、データのオープン化も含め、積極的に官民データ活用の推進に努めることや、契約の申込みその他の手続に関し、オンライン処理を促進するために必要な措置を講ずること等が規定されているところである。

他方、事業者等が保有するデータは自らの事業等を展開する中で収集したデータであり、この中には個人や法人の権利利益に関するもののほか、事業活動における他者との競争上重要なデータ（競争領域のデータ）も含まれている一方、災害時における官民のデータの共有による被災者支援のほか、自動運転の実現に向けて検討が進んでいるダイナミックマップの整備や走行映像データの共有化等に見られるように事業活動そのものにおいても、データの共有が新たな付加価値を生むようなデータ（協調領域のデータ）も含まれているものと考えられる。

このため、事業者等の保有するデータについても、例えば、業界団体等において協調領域のデータについてはできる限り共有する方向で取り組むことが望まれるとともに、政府においても、個人や法人の権利利益や国の安全等が阻害されることのないよう配慮し、競争領域と協調領域にも留意しつつ、官民データの相互の連携が可能となるよう、事業者等に対する意識の啓発、標準化やAPI連携も含めたプラットフォームの整備など、官民データの利活用を促進する上で、事業者等との連携や協力を積極的に推進し、そのための情報共有・人材交流を進めるほか、環境整備を行っていくことが必要である。



施策集



II. 施策集

目次

(1) 行政手続等のオンライン化原則等【官民データ基本法第10条関係】	82
(2) オープンデータの促進【官民データ基本法第11条第1項及び第2項関係】	85
(3) データの円滑な流通の促進【官民データ基本法第11条第3項関係】	95
(4) データ利活用のルール整備【官民データ基本法第12条関係】	97
(5) マイナンバーカードの普及・活用【官民データ基本法第13条関係】	101
(6) 利用の機会等の格差の是正【官民データ基本法第14条関係】	106
(7) 情報システム改革・業務の見直し【官民データ基本法第15条第1項関係】	112
(8) データ連携のためのプラットフォーム整備【官民データ基本法第15条第2項関係】	115
(9) 研究開発【官民データ基本法第16条関係】	126
(10) 人材育成、普及啓発【官民データ基本法第17条及び第18条関係】	136
(11) 国の施策と地方の施策との整合性の確保【官民データ基本法第19条関係】	141
(12) 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開	142

基本的施策ごとの重点的に講ずべき施策

- ・ 前述の重点分野ごとに期待されるメリットの実現のために、重点的に講ずべき施策を、官民データ基本法第10条から第19条までに規定する基本的施策ごとに、スケジュール、KPI等を整理した上で、次項以降に示す。
- ・ 施策を実施する上で、課題の把握自体が十分に行われていないものも多く存在しており、そのような施策については、政府CIOを中心にフォローアップを行う際に、課題やスケジュール、KPI（進捗、効果）を更に明確化していくこととする。
- ・ 具体的施策の内容によっては、官民データ基本法第10条から第19条までに規定する複数の基本的施策に関連するものもある。具体的施策が、どの基本的施策と関連するのかが分かるよう整理しつつ、総合的かつ効果的に具体的施策を実施することとする。
- ・ あわせて、官民データ基本法第9条に基づき、都道府県及び市町村が、それぞれ地方版の計画を策定することとされていることを踏まえ⁷⁹、各地方公共団体がその計画に基づき実施する施策と、国が策定する基本計画の具体的施策との関連性についても整理しつつ、実施する。

⁷⁹ 官民データ基本法第9条では、都道府県は、国の基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データの利活用の推進に関する施策についての基本的な計画（都道府県官民データ活用推進計画）を定めることとされている。特別区を含む市町村は、国の基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（市町村官民データ活用推進計画）を定めるよう努めることとされている。

II-（1）行政手続等のオンライン化原則等【官民データ基本法第10条関係】

これまでの主な取組等

- 行政手続のデジタル化については、官民データ基本法第10条に基づき、平成28年から実施している行政手続等の棚卸結果等を踏まえ、行政手続のオンライン化実施の原則化及び添付書類の省略等を実現するためのデジタル手続法を策定し令和元年12月16日に施行した。あわせて同法等に基づき、利用者中心の行政サービスの提供を目指し、デジタル・ガバメントを実現するために必要となる事項をまとめた「デジタル・ガバメント実行計画」を同月20日に閣議決定した。
- さらに令和2年3月には、統一的な政府情報システムの将来的な在り方を示す「デジタル・ガバメントの実現のためのグランドデザイン」が政府CIO補佐官からなるデジタル・ガバメント技術検討会議から提言された。
- 今後も、利用者の利便性向上の観点に立ち、優先度の高い手続に関して手続に要する時間、利用者満足度、手続完遂率、利用率などのKPIを立てて行政手続のオンライン化を促進するなど、国、地方公共団体及び民間を通じたデジタル・ガバメント推進のための各種取組を実行していく。

○[No. 1-1] ベース・レジストリの整備

電子行政

- 行政機関の窓口における人と人との接触の削減に向けて、国民・企業等が窓口を訪問する回数を減らすことができるよう、一度提出した情報は、二度提出することを不要とするワンスオンリーの原則に基づき、個人・法人に係る基礎的な情報、地理空間情報、免許や許認可等を証明するための情報など、社会の基本データについて、最新かつ正確なベース・レジストリを整備することが重要。
- このため、令和2年度中に、国民・企業等にとって、特に必要性の高い法人や土地情報等のデータをベース・レジストリの先行事例として整備するとともに、政府において管理すべきベース・レジストリの一覧を作成。
- これにより、感染症の拡大防止に寄与するだけでなく、窓口での待ち時間が減少することから、国民・企業の利便性の向上等にも寄与。

KPI（進捗）： 未設定（ベース・レジストリ整備状況を踏まえ、令和2年度中を目途に設定予定）

KPI（効果）： 未設定（ベース・レジストリ整備状況を踏まえ、令和2年度中を目途に設定予定）

○[No. 1-2] 民間プラットフォームの更なる活用の推進

電子行政

- 感染症の拡大、大規模災害の発生等の非常時において、病院や避難場所の充足状況、必要物資の供給状況などの情報を、迅速かつ分かりやすく国民に伝える

とともに、行政側が国民の実態を正確に把握するためには、民間事業者が提供する、国民が慣れ親しんだインタフェースの双方向の対話型サービスも有効に活用することが重要。一方で、サービスが乱立することによる混乱や、情報の取扱等に問題が生じる懸念もある。

- ・ このため、行政機関と民間事業者の間で、利用者目線に立って、非常時における双方向の対話型サービスの提供の在り方等について検討し、令和2年度を目途に取りまとめ。
- ・ これにより、非常時においても国民に対して迅速かつ安心にサービスを提供できる環境を整備。

KPI（進捗）： 非常時における双方向の対話型サービスの提供の在り方等に係るガイドの作成

KPI（効果）： 対話型サービス等の国民向けサービス導入数

○[No. 1-3] 政府情報システムの共通部品整備

電子行政

- ・ 感染症拡大等の非常時においても、行政における情報システムの整備を迅速かつ柔軟に進めるためには、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせる設計思想に基づいた整備を推進することが重要。
- ・ このため、チャットボットによる自動応答、簡易な通知や報告への対応等に係る機能等を念頭に、行政における共通部品化の対象とその優先順位について令和2年秋口を目途に検討し、令和2年度中を目途に今後の方針を取りまとめる。
- ・ これにより、開発期間を短縮し迅速なサービス提供を実現するとともに、開発の効率化によって費用の低減及び品質の向上が実現できる。また、柔軟な機能追加や改修が実現できることから、運用の効率化が図られる。このほか、デジタル化のためのツールを迅速に提供できることから、行政における業務の見直しや職員の働き方改革に寄与することが期待できる。

KPI（進捗）： 行政における情報システムの共通部品化に係るガイド（共通部品化すべき対象の一覧を含む）の作成

KPI（効果）： 未設定（共通部品化すべき対象の一覧を踏まえて設定）

○[No. 1-4] 法人向けワンストップサービスの実現

電子行政

- ・ 平成30年3月に、株式会社及び合同会社の設立登記について、会社の設立登記の優先的処理を開始。
平成31年3月に、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令を改正し、テレビ電話等による株式会社の定款認証を導入。

令和2年1月からマイナポータルを活用し、国税、地方税、年金、雇用保険などの法人設立に係る申請等の手続（登記後の手続）のワンストップ化を開始。

- 令和3年2月からの定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化等の開始に向けて取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、令和3年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。
- 世界最高水準の起業環境を実現するために必要な措置を講ずる。

KPI（進捗）：世界銀行事業環境ランキング（World Bank Doing Business）の法人設立分野でのランクアップ

※令和元年10月公表のDoing Business 2020では13位

KPI（効果）：世界銀行事業環境ランキングの法人設立分野において、令和12年にG20で1位を目指す。

II-(2) オープンデータの促進【官民データ基本法第11条第1項及び第2項関係】

これまでの主な取組等

- 平成24年に「電子行政オープンデータ戦略」を策定し、国、地方公共団体及び事業者において取組を開始した。現在は、官民データ基本法第11条において、政府、地方公共団体等が保有するデータについて、国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされており、「オープンデータ基本指針」に基づき、各府省庁が保有するデータは全てオープンデータとして公開するという原則の下、ニーズに即したオープンデータの推進を進めている（令和2年3月時点で、国のデータセット⁸⁰数は26,809件、取組済の地方公共団体は716団体。）。

○【No. 2-1】 オープンデータ官民ラウンドテーブル等を通じたデータ利活用の促進

分野横断

- オープンデータの取組については、「オープンデータ基本指針」に基づき、利活用者のニーズを的確に反映しながら進めることが重要。IT総合戦略室では、ラウンドテーブルを平成30年1月から開始し、データの公開・活用希望者とデータを保有する府省庁が直接対話を行う場として、これまで「観光・移動」、「インフラ、防災・減災、安心・安全」、「土地・農業」及び「電子行政（統計等データ）」分野を対象に開催。また、IT総合戦略室のラウンドテーブルの取組を参考に、各府省庁や地方においても、自主的なラウンドテーブルが開催される等、取組が着実に拡大している。
- 他方、更なるオープンデータの利活用促進に向けては、より強固な官民連携を基盤とした取組が必要。このため、令和2年度においては、証拠に基づく政策立案（EBPM）の観点も踏まえつつ、各府省庁の政策課題を起点として、スタートアップをはじめとした民間事業者等から、オープンデータを含む各種データを活用した提案を積極的に取り入れるための議論・検討の場として、新たな形式でのラウンドテーブルを開催していくものとする。あわせて、行政保有データの棚卸リストの更新・公開及び各府省庁の官民データに関する相談窓口における公開要望への対応を引き続き行うとともに、オープンデータ関係団体（仲介組織）との連携強化など、官と民との間のコミュニケーションの円滑化や利活用ニーズへの適合を図るための取組を進めていく。
- これにより、オープンデータを活用した諸課題の解決、新たなサービスの創出等に貢献。

KPI（進捗）： 新たな形式でのラウンドテーブルの開催（令和2年度に1回以上）

⁸⁰ データセットとは、データを公開する際に取りまとめられたデータの単位のこと。1つ以上のファイル（リソース）から構成されるもの。

KPI（効果）： ラウンドテーブルの開催を通じたオープンデータの利活用事例の創出

○[No. 2-2] オープンデータ・バイ・デザインの推進

分野横断

- ・ 行政手続や情報システムがオープンデータを前提としていないため、各府省庁が保有するデータのオープンデータ化が限定的でデータの活用が不十分。
- ・ 「デジタル・ガバメント実行計画」及び各府省庁の中長期計画に盛り込まれた取組方針とスケジュールに基づき、全ての府省庁がオープンデータを前提とした情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うことを目指す。
- ・ これにより、更なるオープンデータ化を推進し、新たなサービス創出や諸課題を解決。

KPI（進捗）： オープンデータ・バイ・デザイン取組対象情報システム数

KPI（効果）： オープンデータ・バイ・デザイン取組対象情報システムのうち、オープンデータの公開を開始したシステム数

○[No. 2-3] オープンデータカタログの一元的提供の推進

分野横断

- ・ 政府のオープンデータカタログである「DATA. GO. JP（データカタログサイト）」については、各府省庁のオープンデータの横断的検索を可能とし、データの利活用を促進することを目的に運用しているところ、今般、オープンデータの利活用ニーズが更に高まってきていることを踏まえ、利用価値の高いオープンデータをより効率的に提供できることが必要。
- ・ このため、令和元年度から、APIカタログ等の仕組みやデータ登録に係る業務負担軽減、ユーザーインターフェースの向上等のための機能要件の検討を開始し、令和4年度早期運用開始を目途として、データカタログサイトと行政情報の総合的なポータルサイトであるe-Gov（電子政府の総合窓口）を統合し、オープンデータの一元的な提供を行う。
- ・ これにより、オープンデータを活用した新サービスの創出や諸課題の解決を促進。

KPI（進捗）： DATA. GO. JPとe-Govの統合によるオープンデータカタログの一元的提供（令和4年度）

KPI（効果）： オープンデータを活用した新たなサービスの創出や諸課題の解決の促進

○[No. 2-4] 地方におけるオープンデータの促進

分野横断

- ・ 地方公共団体のオープンデータ取組率について、都道府県は平成30年3月に

100%を達成。一方、市町村を含めた全国を取組率は約40%（669団体。令和2年3月2日時点）。今後、都道府県とも連携しながら、市町村のオープンデータ化を重点的に進めるとともに、地方におけるオープンデータの利活用促進についても取組む必要。

- ・ 令和2年度については、引き続き地方公共団体に向けた推奨データセットやオープンデータ100（優良取組事例集）などのツールの提供を行うほか、オープンデータ伝道師や地域情報化アドバイザーの派遣による啓発活動の強化やオンラインでの研修実施など、物的・人的両面からの支援を加速させることより、令和2年度中のオープンデータ取組率100%達成を目指す。また、地方公共団体における推奨データセットの活用促進やオープンデータ推進体制及びプロセスの整備など、オープンデータの質の向上に資する取組についてもオープンデータの利活用促進を図る。
- ・ これにより、地域における新たなサービスの創出や諸課題を解決。

KPI（進捗）： 地方公共団体向け研修開催回数（令和2年度40回）

地方公共団体におけるオープンデータ取組率（令和2年度100%）

KPI（効果）： 地方公共団体における推奨データセットの活用状況や推進体制及びプロセスの整備状況

○[No. 2-5] 都市計画に関するデータの利用環境の充実

分野横断

- ・ 都市計画基礎調査情報のオープンデータ化を進めるため、令和元年度に研修会や個別相談等を実施し、その結果オープン化に向けた取組が各地で見られ始めているが、同時に地方公共団体のオープン化に対する考え方や課題が様々であることがより具体的に把握されてきたところ。
- ・ 令和2年度においては、引き続き都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン等について、全国の地方公共団体担当者等に対する説明会等による利活用の例・分析手順の提示を行うとともに、効率的な都市計画基礎調査手法等の幅広い検討・整理、情報収集等を行う。また、3D都市モデルを活用した「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」の取組においても、都市計画基礎調査情報をはじめとした都市計画に関するデータの利活用を推進する。
- ・ これにより、都市計画基礎調査情報をはじめとした都市計画に関するデータの利用環境の充実を図る。

KPI（進捗）： 都市計画基礎調査情報（建物利用現況、土地利用現況等）のオープンデータ化の促進

KPI（効果）： オープンデータ化されたデータの様々な主体による利用の推進
都市計画基礎調査情報をオープンデータ化した地方公共団体数

○[No. 2-6] 不動産登記情報の公開の在り方の検討

分野横断

- ・ 不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、登記情報の公開の在り方について、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性の向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否を含めて検討を実施中。
- ・ 土地情報基盤の整備に向けた実務者会議等の会議体において、一定範囲の登記情報のオープンデータ化の議論を進めており、引き続き検討を進める。他方で、登記情報の公開の在り方全般の大幅な見直しについては、登記名義人の住所の公開を含め慎重な議論が必要であることから、法制審議会において、引き続き検討する。
- ・ これにより、不動産市場の活性化等に繋がる^{つな}ことが期待。

KPI（進捗）： 不動産登記情報の公開の在り方の決定を踏まえた登記制度改正（令和2年度まで）

KPI（効果）： 所要の法律案等の提出等

○[No. 2-7] 登記所備付地図データの事業者等への提供

分野横断

- ・ 登記所備付地図の電子データは当該データが加工可能な形式で民間事業者に提供されていないことが課題。
- ・ 平成29年度から制度面・システム面等の課題の整理を行い、令和3年度までに登記所備付地図の電子データの提供を可能とすることを目標に推進。
- ・ これにより、不動産市場の活性化等に繋がる^{つな}ことが期待。

KPI（進捗）： 登記所備付地図データの提供開始に向けた環境の構築（令和3年度開始予定）

KPI（効果）： 未設定（進捗状況を踏まえ、データの提供開始までに適切なKPIを設定）

○[No. 2-8] 気象情報の利活用の促進

分野横断

- ・ 気象はあらゆる社会・経済活動に影響を及ぼす一方で、ビッグデータである気象観測・予測データを意思決定に用いる企業等はごく少数にとどまるため、利活用の促進及びそのための予測精度の向上が課題。
- ・ そのため、詳細な日照の分布情報の提供を開始するとともに、過去の気象データの提供を引き続き行う等、技術開発体制の強化により予測精度の向上を図りつつ、気象ビジネス推進コンソーシアムと連携して産業界での利活用を推進する。
- ・ これにより、観光、物流、農業など様々な産業分野において、AI、IoT等の最新のICT技術を駆使した気象ビッグデータの活用による生産性革命を実現。

KPI（進捗）： 気象庁ホームページを通じたデータのダウンロード量（令和2年

度930TB)

KPI (効果): 新規気象ビジネス創出の取組件数 (令和2年度12件)

○[No. 2-9] 障害当事者参加型技術開発の推進

分野横断

- ・ 障害の有無にかかわらず自らの意欲と能力を発揮した自分らしい人生や、障害者の社会参画を実現するため、障害当事者が参加した、個々のニーズに即したICT機器・サービスの開発を行う「当事者参加型技術開発」を推進することが必要。
- ・ このため、機器開発の際、企業が参考にできる障害関連情報共有プラットフォームを構築すべく、既存のデータ等の整理を行い、また、データベースに必要な各種機能についても調査を行う。
- ・ これにより、障害者等の日常生活の支援に資するIoT・AI等を活用したICT機器・サービスの開発が促進され、当該機器等の市場拡大が期待できる。

KPI (進捗): 障害当事者参加型の仕組みの構築のための検討状況

KPI (効果): 障害関連情報共有プラットフォームの構築

○[No. 2-10] 統計データのオープン化の推進・高度化

電子行政

- ・ 統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築する必要。
- ・ 政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析等の利用ができる高度利用型統計データに転換するとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ(統計関連)の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。
- ・ これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、EBPMの実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。

KPI (進捗): e-Statで提供する統計情報データベースの登録データ数
匿名データ及び調査票情報の提供数

KPI (効果): e-Statでのデータベース利用件数、APIリクエスト件数、LODリクエスト件数、オンサイト施設利用数

○[No. 2-11] 農業関係情報のオープンデータ化の推進

農林水産

- ・ 現場での意見やラウンドテーブル(土地・農業分野)での要望等を踏まえ、土壌、統計、研究成果、市況などの公的データについて、農業データ連携基盤等

を活用して、順次オープンデータ化及び提供。

- ・ また、農林水産省ウェブサイト公開されていない行政データを引き続き順次オープンデータ化。
- ・ これにより、農林漁業者の生産性向上や経営の改善に資するデータの利活用に寄与。

KPI（進捗）： 農林水産省が保有する行政データの農林水産省ウェブサイト（政策情報及び統計情報）への公開数

KPI（効果）： 農林水産省ウェブサイト（政策情報及び統計情報）に公開しているデータのアクセス数

○[No. 2-12] 公的研究資金による研究成果の適切な管理・利活用の推進

分野横断

- ・ 科学技術やその産業利用に新しい展開が生まれており、研究論文に加えて研究データの利活用が期待されている。
- ・ 研究分野の特性や、保護すべきデータ等に配慮した上で、インセンティブやコスト負担などの課題を含め、推進方策を整理し、ガイドラインの策定・公開を進めてきた（「国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン」（平成30年6月）、「研究データリポジトリ整備・運用ガイドライン」（平成31年3月）、「研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ報告書」（令和元年10月））。引き続き、令和2年までの集中取組期間において、公的研究資金による研究成果（研究データ、論文等）の適切な管理・利活用を推進する。
- ・ これにより、科学技術研究活動の効率化と生産性の向上に寄与。

KPI（進捗）： ナショナルレベルのデータポリシー策定、公的研究資金による研究データの民間企業による利活用に関するガイドライン策定（令和2年6月頃）

ムーンショット型研究開発制度において、研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）の活用を図るなど先進的なデータマネジメント推進（令和2年度中）

KPI（効果）： 国立研究開発法人における研究データポリシーの策定法人数
競争的研究費制度におけるデータマネジメントプランの導入済み府省・機関数

○[No. 2-13] i-Construction⁸¹の推進による3次元データの利活用の促進

インフラ

⁸¹ 調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用

- ・ 国民の安全と成長を支える建設現場の維持・発展のため、建設生産プロセスにICTを活用するi-Constructionによる生産性の向上が必要。
- ・ 公共工事の3次元データを利活用するためのルール及びプラットフォームを整備するため、平成30年度にトンネル、ダム、河川構造物（樋門・樋管）における、3次元データの標準的な仕様を策定し、令和元年度は橋梁、トンネル、ダム、河川構造物、港湾構造物（基礎工等）、維持管理における3次元データの活用を推進した。令和2年度については、土木工事や設計業務等における電子納品の効率化を図るため、インターネットを介して電子データの納品を行うオンライン電子納品システムの運用を開始する予定。また、建設生産プロセス等の全面的なデジタル化等によりインフラ分野のDXを推進し、これらの取り組みを加速化する。
- ・ これにより、3次元データの利活用を促進し、建設現場の生産性が向上。

KPI（進捗）： オンライン電子納品システムの運用開始（令和2年度予定）

KPI（効果）： 未設定（「3次元データの納品数」など定量的に評価できる指標について検討し、運用開始予定の令和2年度までに設定）

○[No. 2-14] 交通事故統計情報のオープンデータ化の推進

防災・減災等

- ・ 令和元年度は、これまでの検討で決定した公開可能データ項目、情報統一フォーマット及びシステム改修案に基づき、行政情報管理システム交通事故統計業務プログラム改修に着手した。
- ・ 令和2年度は、公開に係る諸手続を推進し、同年中の公開を目指す。
- ・ これにより、国民が自由に交通事故統計情報を閲覧し、交通事故防止にいかすことができるほか、学術関係者による交通事故発生状況に関する研究の促進、同研究結果の還元による、より効果的な交通事故抑止対策の推進が期待。

KPI（進捗）： 交通事故統計情報の公開に係るシステムの改修

KPI（効果）： データへのアクセス数

○[No. 2-15] 犯罪発生情報のオープンデータ化の推進

防災・減災等

- ・ 都道府県警察において犯罪発生情報のオープンデータ化に係る諸準備を行った上で、順次ウェブサイトで公開し、警察庁において、その進捗状況や効果（KPI）の把握を実施した。
- ・ 令和2年度以降は、引き続き、都道府県警察において犯罪発生情報をウェブサイトで公開し、警察庁において、その進捗状況や効果の把握を実施する。
- ・ これにより、国民が自由に犯罪発生情報を閲覧し、自主防犯活動にいかすことができるほか、学術関係者による犯罪発生状況に関する研究の促進、同研究結

して、建設現場の生産性の向上を目指す。

果の還元による、より効果的な犯罪抑止対策の推進を期待。

KPI（進捗）： 令和2年度中に公開する予定のデータセット数（329セット）のうち、公開したデータセット数

KPI（効果）： これまでに公開されたデータセットのアーカイブ化と累計数

○【No. 2-16】 海上活動情報のオープンデータ化

防災・減災等

- ・ 海上保安庁では、AIS（船舶自動識別装置）による船舶の位置・針路情報や海難に関する情報などの海上活動情報を所有しているが、一部を除き公開はしていない状況。海上における事故防止のためには、これらのデータをオープンデータとして公開することが有効。
- ・ 平成30年度に策定したオープンデータ化に係るシステムの性能要件等を踏まえ、関係団体と連携した海上活動情報の提供基盤や収集及び公開する情報の充実・強化等のシステム構築に向けた検討を継続。
- ・ データ公開により、産学官の海洋の利用促進及び海上活動の更なる安全性の確保が実現。

KPI（進捗）： システムの開発（令和2年度提供基盤等の検討、令和3年度調査）

KPI（効果）： 海上活動情報のオープンデータを活用した利用者数

○【No. 2-17】 ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進

移動・物流

- ・ 高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築のため、あらゆる人々が自由にかつ自立的に移動できる環境の整備が必要。令和元年度の取組を踏まえ、施設管理者（地方公共団体を含む。）や民間事業者による空間情報インフラの整備及びサービス創出に繋げることが課題。
- ・ 令和2年度は、施設や経路のバリアフリー情報などの移動に必要なデータのオープンデータ化を推進するほか、民間事業者等との連携強化により移動支援サービスの普及を促進する。
- ・ これにより、主要交通ターミナルにおけるナビゲーションサービスや東京2020大会関連施設へのバリアフリー情報を提供する民間サービスの創出を図る。

KPI（進捗）： オープンデータ化された箇所数（令和2年度25か所）

KPI（効果）： サービスが実現された箇所数（令和2年度25か所）

○【No. 2-18】 公共交通分野におけるオープンデータ化の推進

移動・物流

- ・ 公共交通機関における運行情報等のオープンデータ化は、利用者利便の向上に

繋がる新サービスの創出を促進するが、民間の主体的なオープンデータ化を推進するに当たっては、メリットや費用対効果、データ管理や提供の在り方等が課題。

- このため、令和2年度においてもオープンデータを活用した情報提供の実証実験を官民連携して実施し、東京2020大会における円滑な輸送への寄与を図るとともに、「公共交通分野におけるオープンデータ推進に関する検討会」において、民間の主体的なデータ提供に係る課題等について検討を実施。
- これにより、東京2020大会への対応及びその先のレガシーとして、民間の主体的なオープンデータ化が促進され、利用者への情報提供が充実することにより、移動制約者や訪日外国人を含め、誰もがストレスフリーで移動できる環境が実現。

KPI（進捗）： 実証実験にデータを提供した事業者の数

KPI（効果）： 実証実験を踏まえ、オープンデータ化した事業者の数

○[No. 2-19] 国家座標に準拠した高精度な位置情報の利活用及び
流通の促進

分野横断

- 近年、みちびきなどの衛星測位技術の進歩により、高精度な位置情報が容易に利用できるようになりつつある。その一方、従来の衛星測位の精度では問題とならなかった、日本列島周辺の地殻変動により生じる地図と測位のズレ（最大で2m程度）や、業種・分野間での位置の表し方の違い等により、社会的な混乱が生じ得るといふ課題が顕在化している。みちびき等で得られる高精度な位置情報を官民の様々な分野で安心して利活用可能な社会を実現するためには、誰もが共通ルール（国家座標）に基づいて位置情報を利活用できる基盤の整備が不可欠である。
- 国土地理院は、高精度測位の基盤である電子基準点網を引き続き適切に管理し、官民の様々な分野に対し、国家座標に準拠した位置情報を安定的に提供するとともに、民間等の全球測位衛星システム（GNSS：Global Navigation Satellite System）観測局を活用し、電子基準点網を拡充する取り組みを進め、令和3年度から制度の本格運用を開始する。また、地殻変動によって生じる地図と衛星測位とのズレを補正する地殻変動補正システムを今年度中に運用開始し、令和3年度までに着実に社会実装を進める。さらに、令和4年度までに航空機を使い全国の重力を高精度に計測し、新たな標高の基準を整備することで、令和6年度から衛星測位で簡単に正確な標高を得られる仕組みを整備する。
- このように、国家座標という統一ルールに準拠した位置情報を「いつでも、どこでも、誰でも、すぐに」利活用できる基盤を整備することで、自動運転など様々な分野間のデータ連携が円滑に行われ、新サービス・産業等の創出に寄与

する。

KPI（進捗）： 電子基準点の観測データの取得率

KPI（効果）： 地殻変動補正サービスを提供している分野数（令和7年度末4分野）

○[No. 2-20] 防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕

防災・減災等

組みの構築

- ・ 災害対応にあたる者の迅速かつ的確な意思決定を支援するため、災害状況をより迅速かつ体系的に把握する仕組みを検討する必要がある。
- ・ 令和元年度から災害対応現場における情報収集・整理を支援するチームであるISUT(Information Support Team)の本格運用を開始し、現場で対応にあたる者の災害状況のより迅速かつ体系的な把握に寄与するよう機能向上を図る。
- ・ これにより、災害が発生した際、災害対応にあたる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。

KPI（進捗）： 実災害対応・訓練後にISUTの対応について検証を実施する。

KPI（効果）： 検証を踏まえたISUTの運用を行う。

II- (3) データの円滑な流通の促進【官民データ基本法第11条第3項関係】

これまでの主な取組等

- 官民データ活用を推進するため、官民データの円滑な流通に関連する各種の制度整備を推進。データの不正流通に対する差止制度の創設等を内容とする不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号。以下「改正不正競争防止法」という。）の施行や、類型別の契約事項や条件等を網羅的に整理し、AI技術に係る権利関係や責任関係についての交渉ポイントや留意点を示したAI編を追加した「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」の公表、協調領域における民間事業者の取組支援等を含む生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行など、データの安心・安全かつ公正・自由な流通・活用に向けた取組を進めている。

○[No. 3-1] AI・データの利用に関する適切な契約の促進

分野横断

- デジタル社会において、データの流通及び利活用は経済発展に不可欠。しかし、データの流通に関するBtoB取引は、契約類型や契約条件が様々。また、データを活用したAI技術の開発についても、AIの特性等に関する相互理解が進んでおらず、契約の取決め方は手探り。その結果、データの流通及びこれを利用したAI開発等に係る契約交渉がまとまらず、データの価値が十分にいかされない実態が存在。
- そこで、経済産業省は、平成30年6月に、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を策定。データ利用に関する契約類型別の契約事項や契約条件等を網羅的に整理するデータ編と、AI技術に係る権利関係や責任関係について交渉ポイントや留意点を示したAI編から成る二部構成とした。また、令和元年12月に、改正不正競争防止法による限定提供データの創設等を踏まえた改訂版を公表。今後は、ガイドラインの事業者・事業者団体に対する周知活動を継続的に実施。また、技術や法制度の変化に伴う更なる改訂や、ユースケースの充実についても継続して検討。
- これにより、データ利用の提供や利用について契約での適切な取決めを促すとともに、AIに係る契約における利用条件等の柔軟かつ細やかな設定や、契約による学習済みモデルの保護、AI技術の普及等を促すことで、更なるデータ利活用の促進を図る。

KPI（進捗）： 事業者・事業者団体に対する周知活動の実施状況

KPI（効果）： 企業におけるガイドライン改訂版の活用状況

○[No. 3-2] 革新的データ産業活用計画及び特定革新的データ産業活用の認定制度施行に向けた法制度整備・周知並びにデータの提供要請制度の推進

分野横断

- ・ IoT機器の普及により収集可能となった大量のデータについて、産業競争力強化や社会課題解決に繋げる共有・活用が必要。
- ・ 生産性向上特別措置法の成立に伴い、データ収集・活用等を行う民間事業者の取組を支援するために中小企業向けの金融支援や公的データ提供要請制度を創設し、各種法令・ガイドラインを整備した。今後は、民間団体への案内、Webサイトへの公開等により制度を周知するとともに、産業データ共有事業については予算事業等を活用した支援も併せて実施することで申請を希望する事業者の増加を目指す。
- ・ これにより、産業競争力強化や社会課題解決に向けたデータ利活用を促進し、我が国産業の生産性の向上を実現。

KPI（進捗）： 革新的データ産業活用計画及び公的データ提供要請制度の認定に係る各種法令・ガイドラインの運用

KPI（効果）： 革新的データ産業活用計画の認定及び公的データ提供要請制度を活用した事業の拡大

II- (4) データ利活用のルール整備【官民データ基本法第12条関係】

これまでの主な取組等

- ・ パーソナルデータの更なる利活用に向けて、個人の関与の下でのデータ流通・活用を進める仕組みであるPDSや情報銀行、データ取引市場の社会実装に向けた動きが加速しており、総務省と経済産業省による「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」の公表・見直しや、一般社団法人日本IT団体連盟による情報銀行の認定の取組等が行われている。

○[No. 4-1] いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備

分野横断

- ・ 令和元年度末時点で情報銀行の認定件数は5件に上っているが、企業や業界を越えたデータの流通・活用のため、引き続き、普及を推進する必要がある。
- ・ 個人関与の下でのデータ流通・活用を進める仕組みである情報銀行の実装に向け、令和2年度は、情報銀行における活用に課題のある情報の取扱いや情報銀行間連携のための標準等に係る実証事業を実施し、必要に応じて、「情報信託機能の認定に係る指針」の見直しを行う。
- ・ このような仕組みの実装により、データ活用による便益が個人及び社会に還元され、国民生活の利便性の向上や経済活性化等を実現。

KPI (進捗) : 情報銀行の認定件数 (令和2年度6件)

KPI (効果) : PDS、情報銀行等の個人の関与の下で、データ流通・活用を進める仕組みを活用したビジネスの創出

○[No. 4-2] 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信

分野横断

- ・ 改正個人情報保護法の円滑な施行に向けて、個人情報の保護と有用性のバランスを図る観点から、多様なステークホルダーの意見を十分に聴取しつつ、政令・規則・ガイドラインの策定等を実施。
- ・ また、個人情報保護法に関する事業者・国民の更なる理解の促進に向け、引き続き個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者・国民からの相談に積極的に応じ、説明会等への講師派遣や相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信に積極的に取り組むほか、認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等を行うことにより、適切な利活用環境を継続的に整備。
- ・ これらにより、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を促進し、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を実現。

KPI (進捗) : 説明会等への講師派遣及びタウンミーティング実施の件数

(年間60回)

KPI (効果): パーソナルデータ (匿名加工情報含む。) の適正かつ効果的な活用の促進

○[No. 4-3] IoT推進コンソーシアム等を通じた身近な地域におけるIoTプロジェクトの創出等

分野横断

- IoT推進コンソーシアムにおいては、産業競争力を強化するため、先進的なIoTプロジェクトの選定・発掘や産業データを活用したデータ分析コンテストの開催等を通じて、IoT、AI、ビッグデータ等を活用した革新的モデル事業の創出や支援等を実施し、着実な実績を上げてきたところ。
- 令和2年度は、地方版IoT推進ラボの取組やユーザー企業向け講習会などのIoT人材育成等を通じて、地域におけるIoT利活用の更なる浸透を図るとともに、引き続き、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。) を通じた支援を実施する。
- これにより、IoT、AI、ビッグデータ等を活用した地域の課題解決・新事業創出等に向けた取組の創出・発展を図る。

KPI (進捗): 地方版IoT推進ラボ及び地域未来投資促進法等で支援を行った件数

KPI (効果): IoT、AI、ビッグデータ等を活用した、地域の課題解決や新事業の創出等

○[No. 4-4] 放送分野におけるデータ利活用

分野横断

- 通信と放送の更なる融合が進む中で、放送分野においてもデータ利活用を積極的に進めることが重要。
- 放送分野におけるデータ利活用を進めるため、平成29年4月に行った「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」の改正等を踏まえ、各放送事業者等が収集・管理する視聴履歴などの放送データの具体的な利活用方策について検討し、令和2年度までに当該データの利活用モデルとして取りまとめる。
- これにより、視聴履歴などの放送データを活用した新たなサービス・ビジネスの創出・展開を促進。

KPI (進捗): 放送データの利活用モデルの策定

KPI (効果): 放送データの利活用モデルのプラクティスの数

○[No. 4-5] 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現

健康・医療・介護

- 個人に関する健康・医療・介護等データ (PHR: Personal Health Record) は、

医療機関・事業者等で閉じて利用されているため、本人が蓄積・利活用（他者への提供を含む。）することが困難な状況。

- ・ 平成28年度から平成30年度までPHRを活用した具体的なサービスモデルの構築に向けた4つの研究事業及び分野横断的にPHRを収集・活用する情報連携技術モデルの構築に向けた2つの研究事業を実施。
- ・ 令和元年度からは、当該研究事業の成果を踏まえつつ、厚生労働省及び経済産業省とともに民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、PHRサービスの普及展開を図っていく。
- ・ このような取組により、健康寿命の延伸や社会保障費の適正化に貢献。

KPI（進捗）： PHRサービスを普及展開していくための調査を実施（令和2年度調査事業を実施）

KPI（効果）： PHR実装主体数（令和2年度 80団体でPHRを実装）

○[No. 4－6] 匿名加工医療情報の利活用の推進

健康・医療・介護

- ・ 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を推進するため、匿名加工医療情報作成事業者の認定等を内容とする次世代医療基盤法を平成30年5月に施行。
- ・ 今後、次世代医療基盤法を円滑に運用することが重要。
- ・ 具体的には、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進するため、次世代医療基盤法に関する国民・患者の理解を促進し普及啓発を図る。

KPI（進捗）： 認定匿名加工医療情報作成事業者による医療情報の収集規模

KPI（効果）： 匿名加工医療情報の利活用件数

○[No. 4－7] 電子レシート（購買履歴）データの流通の検討

金融

- ・ 電子レシートデータの標準化が進むことで、消費者本人による効率的な購買履歴データの蓄積・活用が可能。平成29年度までに実施した2度の実証実験を踏まえ、平成30年度に電子レシートの標準フォーマットを策定・公表。今後、小売事業者等に対し、標準フォーマットを活用した電子レシートの普及を進めることが重要。
- ・ 引き続き、事例の整理を行うとともに、小売事業者等に対し、標準フォーマットを活用した電子レシートの普及を推進。
- ・ これにより、電子レシートデータを用いた新たなサービスの創造を目指す。

KPI（進捗）： 標準フォーマットの普及

KPI（効果）： 電子レシートシステム導入事業者数

○[No. 4－8] スマートホームの新サービス創出のためのルール整

分野横断

備

- ・ メーカーの異なる多様な家庭内機器等の相互接続やデータ連携について、平成29年度から平成30年度にかけて実施した実証実験等により、基本的な機器の接続・制御等を通じたデータ活用に関するルール整備やセキュリティ・プライバシー要件を整理。
- ・ 令和元年度からは社会実装フェーズに移行しており、当該ルール等を活用した100件の新サービス創出を目指す。また、令和2年4月9日に国際標準化機関W3Cにて標準化達成したスマートホームに関する国際標準規格の機能拡張の標準化について推進するとともに、令和2年度中に同規格の国内展開に向けダウンストリーム（国内標準化）を実施する。
- ・ これにより、スマートホームの新サービスを創出し、家庭内機器等から得られるデータを活用したサービス市場の拡大を図る。

KPI（進捗）： 整備されたルールを活用した事業者（機器・サービス）連携創出数
（令和2年度までに100件）

KPI（効果）： 家庭内機器サービス市場の拡大、国際標準獲得

II-（5）マイナンバーカードの普及・活用【官民データ基本法第13条関係】

これまでの主な取組等

- ・ 現在、約17.4%（令和2年6月30日時点）にとどまるマイナンバーカードの普及率向上が急務となっている。
- ・ 各府省は、令和4年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、様々な手続をデジタルで行うための基盤と位置付ける等、弾力的なデジタル社会の構築の実現を図る。

○[No. 5-1] スマートフォンによる公的個人認証サービスの利用

分野横断

実現

- ・ マイナンバーカードの利活用を促進するため、普段持ち歩くスマートフォンから直接マイナンバーカード（公的個人認証サービス）を利活用できる環境を実現することが必要。
- ・ できる限り多くの住民が安価にスマートフォンによる公的個人認証サービスの利用を可能とするための方式について、年内に具体化する工程に沿って、検討を行う。
- ・ これにより、公的個人認証サービスへのアクセス手段が多様化し、マイナンバーカードの利便性が向上。

KPI（進捗）： 運用面、制度面の方針策定

KPI（効果）： 未設定（運用面、制度面の課題の検証を行う実証実験の結果や実現時期を踏まえ設定）

○[No. 5-2] 公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる

分野横断

官民のID連携推進

- ・ 民間の団体等によるサービス利用者の現況把握には負担や一定の限界が発生。
- ・ 民間の団体等がマイナンバーカードの公的個人認証サービスと連携して、会員の現況を把握・反映することでIDの信頼性を向上させる「仕組み」の構築に向け、実証結果も踏まえ、その詳細を具体化する方向で検討中。

KPI（進捗）： 社会実装に向けた検討状況

KPI（効果）： 公的個人認証基盤と連携した民間認証基盤（サービス）の数

○[No. 5-3] 海外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用

電子行政

- ・ 海外転出後のマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用が必要。

- ・ これらを可能とするため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）等の改正を盛り込んだ改正法⁸²が令和元年5月に成立。同改正法の公布後5年以内のサービス開始に向け、地方公共団体その他の関係機関との調整を実施。
- ・ これにより、海外転出後でもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続利用でき、利便性が向上。

KPI（進捗）： マイナンバーカード・公的個人認証サービスの海外継続利用等に
必要なシステム改修の実施

KPI（効果）： マイナンバーカード・公的個人認証サービスの海外継続利用等の
実施

○[No. 5-4] マイナンバーカードの多機能化の推進

電子行政

- ・ マイナンバーカードを国民に浸透させるための多機能化が必要。
- ・ 消費税率引上げに伴う需要平準化策として、マイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施し、マイキープラットフォームを活用した官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指す。また、地域における移動支援等に当該決済基盤を活用することを可能とするとともに、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことについて検討を行い、想定される利用ケースに応じた必要な準備等を実施の上、地方公共団体でモデル的に事業を展開する。
- ・ マイナンバーカードを用いた各種申請手続等での利活用案の検討や利活用策ごとの目標値の設定等を進め、国民の利便性を向上。

KPI（進捗）： マイキープラットフォームへの参加地方公共団体数

KPI（効果）： マイキーID登録者数

○[No. 5-5] コンビニ交付サービスの導入推進

電子行政

- ・ 住民票の写しなどの各種証明書を取得するためには、地方公共団体窓口等で申請する手間が発生。
- ・ 地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書において、マイナンバーカードを用いて取得するコンビニ交付サービスの導入促進を図り、令和4年度末までにほとんどの住民が利用できる環境を確実に構築するとともに、各団体において、住民票記載事項証明書や戸籍証明書などコンビニ交付サービスによ

⁸² 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

り取得できる証明書の種類の充実を図る。

- ・ これにより、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負荷を軽減。

KPI（進捗）： コンビニ交付サービス導入市町村の人口

KPI（効果）： コンビニ交付サービスによる各種証明書の交付通数

○[No. 5-6] マイナンバーカード等を活用したチケットレス入場・不正転売の防止の仕組みの検討

分野横断

- ・ 利用者の利便性の向上やイベント運営者の事務効率化、チケット不正転売防止に資する、より確実な本人確認の実現のため、イベント会場等へのチケットレス入場等の入場管理の仕組みの実現が必要。
- ・ マイナンバーカード等を活用したイベント会場等へのチケットレス入場やチケットの不正転売防止、ボランティアなどイベント関係者の入場管理実現のための実証実験の結果を踏まえ、実用化を図る。令和元年度以降の実用化、特に東京2020大会等におけるボランティアなどイベント関係者の入場管理への導入を目指す。
- ・ マイナンバーカード等を活用した入場管理の仕組みを実用化することにより、利用者の利便性が向上。

KPI（進捗）： 入場管理システム等の実現

KPI（効果）： 入場管理システム等を利用した人数

○[No. 5-7] 金融機関における取引でのマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進

金融

- ・ 金融機関における取引において、利用者の利便性向上及び金融機関の事務効率化の観点から、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進を図ることが重要。
- ・ このため、金融機関において、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認を行うことができる環境を整備するために、アクセス手段を多様化する取組を進める等、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進。
- ・ これにより、利用者の手続簡略化等による金融機関における事務の効率化、利用者利便の向上を目指す。

KPI（進捗）： マイナンバーカードを活用する金融機関数

KPI（効果）：金融機関での取引においてマイナンバーカード（公的個人認証サービス）を活用することにより、対面・非対面を問わず厳格な本人確認が可能となるとともに、継続的な顧客管理に資することから、金融機関の事務効率化と利用者利便の向上を実現する。

○[No. 5－8] 罹災証明のデジタル化

防災・減災等

- ・ 罹災証明^り証明手続においては、被災者及び行政機関にとって大きな負担となっており、手続の在り方を見直すことが課題。
- ・ このため、マイナポータル等による罹災証明書の電子申請が進むよう、活用事例等を地方公共団体に対して周知する等、その促進を図る。
- ・ 航空写真の活用等による住家の被害認定調査の迅速化・効率化手法について、地方公共団体に周知する。

KPI（進捗）：被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数

KPI（効果）：罹災証明手続のデジタル化を導入した地方公共団体数

○[No. 5－9] 被災者台帳管理

防災・減災等

- ・ 災害応急対策期から災害復旧期にわたって行われる被災者の援護に関する業務において、公平な支援を効率的に実施するためには、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳が重要。
- ・ このため、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」を活用し、地方公共団体への被災者台帳の作成支援を実施するほか、災害発生時に速やかに被災者台帳を作成できるよう、システム利用を促進する方策の検討を行う。
- ・ また、被災者台帳の作成に当たっては、マイナンバーを活用し、円滑に庁内連携や庁外からの情報を入手できるよう引き続きマイナンバー活用のメリットを含めた周知を実施。マイナンバーカードを活用した避難所入退所情報について、被災者台帳の作成の迅速化・効率化を図るため、同情報と結びつけられるよう実証実験を行う。

KPI（進捗）：被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数

KPI（効果）：被災者台帳管理にマイナンバーの活用を予定している地方公共団体数

○[No. 5－10] 被災者支援におけるマイナポータル活用の推進

防災・減災等

- ・ マイナポータルの「サービス検索機能・電子申請機能（ぴったりサービス）」を

活用して、被災者支援制度の周知及び電子申請機能を活用した各種手続きに係る被災者と行政の負担軽減を実現することが重要。

- ・ 「被災者支援制度におけるマイナポータルへの活用に関するガイドライン」の周知等を通じ、地方公共団体への導入支援を実施。

KPI（進捗）： 被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数

KPI（効果）： 取扱機関（市町村）数
（子育て及び介護ワンストップサービスに準ずる）

○[No. 5-11] 被災者生活再建支援金手続における添付書類不要化等

防災・減災等

- ・ 被災者生活再建支援金手続においては、被災者及び行政機関にとって大きな負担となっており、手続の在り方を見直すことが課題。
- ・ このため、被災者生活再建支援金手続におけるマイナンバー制度の情報連携を活用することによる住民票の写しの添付の不要化や災害発生時におけるマイナンバーを利用した罹災証明情報の庁内連携の実施について、活用事例等を地方公共団体に対して周知する等、その促進を図る。
- ・ また、被災者生活再建支援金の申請をマイナポータルを通じて行えるようにし、地方公共団体に対して周知するとともに、マイナンバー制度の情報連携の活用等による審査事務の効率化の在り方について、費用対効果や地方公共団体等のニーズ等を踏まえ、検討を行う。

KPI（進捗）： 被災者生活再建支援金手続に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数

KPI（効果）： 被災者生活再建支援金の手続において住民票の写しを不要化した地方公共団体数

II- (6) 利用の機会等の格差の是正【官民データ基本法第14条関係】

これまでの主な取組等

- ・ 障害者・高齢者にとって使いやすいICT機器や関連サービスを開発・提供する取組、行政等のWebサイトのアクセシビリティに係るガイドラインの普及促進や、離島などの不採算地域等における地域のIT基盤の整備・確保を図る取組を推進することに加え、高齢者等のデジタル活用を支援する制度を検討中である。

○[No. 6-1] 条件不利地域におけるICTインフラの整備の推進

インフラ

- ・ 光ファイバの整備に対するこれまでの国の支援により、全国的な光ファイバ整備率は高い水準を実現。しかし、地理的条件が不利な地域等では光ファイバの整備が遅れているため、5G・IoT・Wi-Fiなどの高度な無線環境の利用機会に地域間格差が生じるおそれがある。
- ・ 今後、地理的条件が不利な地域等において電気通信事業者等が行う5G等の高速・大容量無線局の前提となる光ファイバの整備に対し、支援を実施する。
- ・ これにより、高度な無線環境の利用機会に関する地域間格差を是正し、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を促進する。

KPI (進捗) : 高度無線環境整備推進事業による光ファイバ整備世帯数

KPI (効果) : 光ファイバ未整備世帯数(平成29年度末時点で約98万世帯)の減少

○[No. 6-2] 条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進

インフラ

- ・ 地理的条件や事業採算性等の問題により、携帯電話を利用することができないエリア(不感エリア)や地域の活性化、活力の向上を図るために不可欠な5Gの整備が遅れるエリアがある。このため、不感エリアの解消や5Gサービスの速やかな全国展開を進めることが必要。
- ・ 災害時等の安心安全確保の観点から、道路や登山道など、非居住エリアの不感解消を促進するとともに、民間事業者による5G基地局整備が遅れるエリアについて、5Gの導入を促進する。
- ・ これにより、都市と地方の情報格差を是正する。

KPI (進捗) : 補助事業実施件数

KPI (効果) : 道路メッシュカバー率(道路を含むメッシュ※のうち、携帯電話サービスが提供済みのメッシュの割合)(令和6年度までに90%以上)

※平成27年度国勢調査に関する地域メッシュ統計のうち2分の1地域メッシュ(約500m四方)

○[No. 6-3] 鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間

インフラ

の解消を加速

- ・ 鉄道トンネルや道路トンネルなど人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話が利用できないエリアが存在。このため、非常時に備えた乗客の通信の確保等の観点から、このようなエリアを解消することが必要。
- ・ 新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間について、供用開始済みのトンネルは、本年中の解消を目指すとともに、今後、延伸予定の区間に建設されるトンネルについては、開業と同時に携帯電話を利用できるよう対策を講ずる。また、在来線については、平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間のトンネルを対象として携帯電話を利用できる環境を整備する。
- ・ これにより、訪日外国人を含めた利用者の利便性向上及び非常時等における通信手段を確保する。

KPI（進捗）： 未設定（令和3年度当初より、在来線トンネル等の対策にかかるKPIを新たに検討し設定）

KPI（効果）： 新幹線トンネル内で携帯電話が利用可能な距離（令和2年1,105km）

○[No. 6-4] 地域IX・CDN等を活用したコンテンツ配信効率化等促進事業

インフラ

- ・ 我が国のインターネットは、その大部分のトラフィックを都市部で交換する一極集中型の構成となっている。このため、本来的には地域内で交換可能なトラフィックも都市部を経由して通信。非効率的な通信により、ネットワークインフラを圧迫していることに加え、災害時等における脆弱性の要因ともなっている。
- ・ 今後、5GやIoT、エッジ・コンピューティング技術等の利点を十分にいかすためには、このようなネットワーク構成を見直す必要があり、地域でのIXやCDNの活用を促進。
- ・ これにより、今後も増加が見込まれるインターネットトラフィックに対応するためのトラフィック流通の効率化を図るとともに、耐災害性の向上を実現。

KPI（進捗）： 地域IX及びCDNの実証拠点の設立数（令和2年度までに2か所）

KPI（効果）： 地域IX及びCDNの活用による地域でのトラフィック流通の効率化検証（令和2年度までに15%程度の効率化）

○[No. 6-5] 情報アクセシビリティ確保のための環境整備

分野横断

- ・ IoTやAIの社会実装が進むためには、ICT機器・サービスのアクセシビリティの確保が必要となる。米やEUでは、法律によりICT機器・サービスのアクセシビリティ基準を規定し、それを企業が自己評価する仕組みが提供されている。

- ・ このため、米・EUの基準に加え、各業界団体が独自に規定したアクセシビリティ基準を基礎に、我が国において各企業が自己評価するための様式や公表の仕組みを策定する。あわせて、政府情報システムの調達時にも活用する方策を検討。
- ・ これにより、企業によるアクセシビリティ基準に関する情報公開が進むことで、基準を満たすICT機器・サービスの展開を促進。

KPI（進捗）： 仕組みの構築・導入に向けた検討状況

KPI（効果）： ICT機器・サービスのアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示の仕組みの構築

○[No. 6-6] Webアクセシビリティ確保のための環境整備等

インフラ

- ・ 高齢者や障害者など、ICTの恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。
- ・ 誰もが行政等のWebサイトを利用しやすいようにするため、平成29年度の調査結果を踏まえ更なる公的機関Webサイトのアクセシビリティ状況改善に向けた取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、平成29年度から令和3年度までにかけて事業者等への助成を行い、進捗状況を確認。
- ・ これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。

KPI（進捗）： サービス及び研究開発に対する助成件数

JIS規格準拠に係る各公的機関への説明会回数（令和元年3件）

KPI（効果）： 民間事業者向け「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率（令和2年70%）

ホームページのJIS X 8341-3への準拠を表明している地方公共団体の割合（令和3年77%）

○[No. 6-7] 4K・8Kなどの高度な映像・配信技術の利用機会の均等

インフラ

- ・ 4K・8K放送については、平成30年12月から開始した新4K8K衛星放送について、その魅力や視聴方法に関する周知広報を進める必要。また、一部の旧式受信設備から電波が漏洩し他の無線局に混信が発生する可能性があるほか、ケーブルテレビで視聴するためにはネットワークの光化が必要となることなどが課題。
- ・ 東京2020大会以降も、引き続き全国の様々な場所で4K・8K等の視聴が可能となるよう、関係者と連携した周知広報活動を強化するとともに、一部の旧式受信設備の改修やケーブルテレビネットワークの光化への支援を進めるなど、官民連携で必要な対策を推進。
- ・ さらに、4K・8Kの普及に向けて「衛星放送の未来像に関するワーキンググルー

プ」を再開し、有識者や関係事業者・団体を交えて、受信環境整備や周波数有効利用に係る検討を開始。

- これらの対策によって、4K・8Kの視聴可能世帯の増加を推進。

KPI（進捗）： 4K・8Kの視聴可能世帯

KPI（効果）： 4K・8Kの視聴可能世帯の増加

○[No. 6－8] IoT地域実装のための総合的支援

分野横断

地域IoT実装・共同利用総合支援

- 超少子高齢化等が進展する地域においては、生活や産業の基盤が従来の形で維持できなくなりつつあり、IoT実装を通じた官民データ利活用による課題解決が期待されるが、予算や人材の制約等により、地域における取組が進んでいない状況。
- 民間活力を最大限に活用しつつ、地域におけるIoT実装を進めるため、引き続き計画策定支援、地域情報化アドバイザー派遣などの人的支援、実装事業の支援等を総合的に実施。また、「地域IoT実装推進ロードマップ」のフォローアップを行うとともに、地域IoT実装状況に関する調査等により本施策の効果KPI及び更なる地域ニーズ把握を実施。
- このような取組により、成功モデルの横展開を含め令和2年度末までに800の地方公共団体において、生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出し、地域活性化を実現。

KPI（進捗）： 計画策定支援事業により策定された計画数（平成30年度～令和2年度30件）

地域IoT実装・共同利用推進事業により地域IoTを導入した地方公共団体数（平成30年度～令和2年度92団体）

KPI（効果）： 地域IoTを導入した地方公共団体数（令和2年度800団体）

計画策定支援事業により解決・改善した地域課題数（令和2年度60件）

地域IoT実装・共同利用推進事業により解決・改善した地域課題数（令和2年度276件）

○[No. 6－9] 「デジタル活用支援員」の検討

分野横断

- 高齢者や障害者（高齢者等）がICT機器・サービスを活用し、Society 5.0時代におけるデジタル活用の恩恵を受け、生き活きとより豊かな生活を送ることができるようにすることが必要。
- このため、ICT機器・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援員」に関し、令和2年度中に

支援員の活動、実施体制などの基本的枠組みの構築に取り組むとともに、必要となる制度整備について検討を進め、令和3年度以降、民間サービス等との役割分担を踏まえつつ、本格的に実施する。

KPI（進捗）： デジタル活用支援員に係る実証事業の実施状況

KPI（効果）： デジタル活用支援員のモデル構築

○[No. 6-10] ICT等を用いた遠隔診療の推進

健康・医療・介護

- ・ 遠隔医療に関する基礎的な知識を習得させることを目的とした遠隔医療従事者研修を引き続き実施。
- ・ オンライン診療に関する新型コロナウイルス感染症への対応の検証等も踏まえ、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を定期的に見直す。
- ・ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂の状況等を踏まえ、診療報酬における対応についても引き続き検討。
- ・ これらにより、医療の質を向上させ、国民の健康を増進。

KPI（進捗）： 遠隔医療従事者研修の延べ受講者数

KPI（効果）： 遠隔診療に関する診療報酬の算定件数

○[No. 6-11] 防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進

インフラ

- ・ Wi-Fiは、高速・大容量の無線通信が可能であり、IoT社会を支える重要な社会インフラとして、早急な整備が求められている。
- ・ 他方、Wi-Fi環境の必要性、防災面等での有用性及び整備の推進について地方公共団体の知識や認識が不足していることから、地方での活用事例の創出等を進めるなど、普及促進を図ることが必要。
- ・ 引き続き、国による支援を活用した整備、地方財政措置を活用した整備、自主的な整備等、官民連携して更なる整備の加速化をさせていく。

KPI（進捗）： 新規整備等件数

・ 令和2年度：約2,000か所

・ 令和3年度：約2,000か所

KPI（効果）： 整備済箇所数（令和3年度までに約3万箇所）

○[No. 6-12] 障害者の本人確認等の簡素化

分野横断

- ・ 障害者割引等については、従来より、各事業者の自主的な判断に基づき実施されており、多くの事業者が利用者に対して利用の度に身体障害者手帳等の提示を求めている一方で、交通事業者においては、ICカードの活用を行う等の簡素化が進められている。また、国としても、ユニバーサル社会の実現に向けた諸

施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）第8条3項「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保」の規定を踏まえて、障害者の利便性の向上に向けた取組の推進が求められている。

- ・ 令和2年中に、関係省庁は、障害者が日常的に利用する施設・移動の事業者等に対して、障害者の本人確認等の簡素化の推進の要請文書の発出を行う。
- ・ 本取組を推進することで、公共交通機関、各種サービスの利用等においてアプリ等を活用した障害者の本人確認等の簡素化の促進及び利便性の向上が期待される。

KPI（進捗）： 関係省庁から事業者等に発出した要請通知文書数

KPI（効果）： 未設定（令和2年内に検討）

○[No. 6-13] AIチャットボット等の活用

防災・減災等

- ・ 災害対応においては、行政機関が迅速に情報収集を行い、被災者にとって必要な情報を的確に発信することが重要。
- ・ このため、SIP第2期において、住民一人一人との自動対話機能で被災情報集約と避難支援情報発信を同時に実現する防災チャットボットの開発を、実証実験や実災害適用を行いつつ進める。

KPI（進捗）： 防災チャットボットの実証実験・実災害適用回数

KPI（効果）： 防災チャットボットのプロトタイプの実現

II- (7) 情報システム改革・業務の見直し【官民データ基本法第15条第1項関係】

これまでの主な取組等

- ・ 「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、行政分野における、サービスやデータの標準化、業務の見直し（BPR）等を推進しており、今後も継続して各種取組を実行していく。
- ・ また、以下施策をはじめとした、教育現場・保険医療機関・地方公共団体等の業務に係る情報システムについても、データ連携等の取組をはじめ、業務の見直し（BPR）まで踏み込んだ情報システム改革を推進している。

○[No. 7-1] 教育現場におけるクラウド利用の普及と情報連携（校務系及び授業・学習系情報）

分野横断

- ・ 教育現場において1人1台の端末環境が実現していく中、教育データ連携は、一人一人の児童生徒に応じた指導の実現や学校経営の改善にとって必要不可欠である。
- ・ クラウドを基軸とする、校務系と授業・学習系システム間のデータ連携を促進することにより、教育現場の実情に応じた、特色ある情報連携の事例を創出する。
- ・ 本件の推進により、教育データ連携による多面的な教育指導の確立に資する。

KPI（進捗）： 教育現場へのクラウド利用の普及活動回数

KPI（効果）： 特色ある情報連携の事例の創出

○[No. 7-2] 土地情報連携の高度化

電子行政

- ・ 土地に関する各種台帳等（不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等）について、不動産登記簿の情報が最新でないことに加え、台帳間のデータの共有・連携が十分ではないために、特に地方公共団体において事務負担が発生。
- ・ 登記所から提供される登記済通知データを地方公共団体の固定資産課税台帳へ取り込む際の事務負担削減等をするため、令和2年度から、地方公共団体やベンダーへのヒアリング等を通じて①不動産番号を固定資産課税台帳に収録するための効率的な方法等の検討②不動産登記情報と固定資産課税台帳の情報連携（データ取込の方策等）の検討を行う。また、これらの検討結果を踏まえて、各種台帳の情報連携のために必要となるデータ項目・表記の在り方等も検討する。
- ・ これにより、地方公共団体において、土地に関する情報の異動の把握・反映に係る事務負担の軽減が期待されるほか、最新情報が共有されることによる土地所有者の探索の容易化や、将来的な所有者不明土地の発生防止等が期待され

る。

KPI（進捗）： 登記済通知データを固定資産課税台帳へ取り込む際の事務負担軽減等の方策の検討（令和2年度中に方向性を決定）

KPI（効果）： 登記済通知書CSVデータを活用する地方公共団体数

○[No. 7-3] 運転免許業務及び警察情報管理システムの合理化・高度化

電子行政

- ・ 運転免許証は、国民生活に密着したライセンスとして広く普及しており、運転免許証の交付、更新などの手続に関しては、より一層国民の利便性向上や負担軽減が求められている。また、運転免許の管理等を行う運転者管理システムをはじめとする警察情報管理システムについては、警察庁及び都道府県警察が個別にシステム整備を行っており、同じ仕組みを複数構築運用するなど整備・維持に係るコストの増大などの課題がある。これらの課題を解決するため、警察庁が警察庁及び都道府県警察が活用する共通基盤を整備し、他のシステムとの連携も含めた警察情報管理システム全体の合理化・高度化に取り組む。令和元年度は、現行システムに係る現状調査、BPRの検討を行った。
- ・ 令和2年度から、共通基盤の整備及び新システムの構築を行い、令和4年度以降順次、警察庁及び都道府県警察のシステムを移行する。
- ・ これにより、システムの機能の合理化・高度化による国民の利便性向上や負担軽減を図るとともに、行政手続の処理の効率化や警察情報管理システムの整備・維持に係るコストの大幅な削減に取り組む。

KPI（進捗）： 新運転者管理システムの開発進捗

KPI（効果）： 未設定（令和4年度以降に検討）

○[No. 7-4] 医療保険業務（診療報酬における審査業務等）の効率化・高度化

健康・医療・介護

- ・ 保険医療機関等における診療報酬請求業務や審査支払機関における審査支払業務等に係る職員及び審査委員の業務負担（審査・データの手入力等）が課題。
- ・ 審査支払業務に係る社会保険診療報酬支払基金のシステムについては、令和元年度にソフトウェアの分離調達が完了。令和2年度はシステム総合試験等を実施。引き続き、令和3年9月稼働に向け開発を進めるとともに、システム開発コスト、ランニングコストなどのコスト低減効果について、規制改革会議や保険者（費用負担者）などの関係者への説明を予定。
- ・ 審査支払機関における審査プロセスの見直しにより、審査に係るコンピュータチェック寄与度の向上や審査支払業務に係るコスト低減に貢献。

KPI（進捗）： 新システムの構築（令和3年9月稼働予定）

KPI（効果）： システム調達及び運用コストの低減

○[No. 7-5] 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの構築、活用促進

健康・医療・介護

- ・ 症例が比較的少なく、全国規模で研究を行わなければ対策が進まない難病や小児慢性特定疾病について、一定の症例数を確保するため、指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等の診断基準等に係る臨床情報等を収集。
- ・ 平成29年度に指定難病や小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築。データ登録、データベース制度の周知を通じ、令和元年度には、データベースの登録件数の拡大を図るとともに、研究者へのデータ提供の受付を開始したところ、今後準備ができたものより順次提供を行う予定。
- ・ 一定の症例数を確保することで、患者の臨床情報等を把握することが可能となり、研究の推進や医療の質の向上に結びつけ、難病・小児慢性特定疾病の克服に貢献。

KPI（進捗）： データ登録進捗率（データベースへのデータ登録件数／登録予定件数（前年度の登録件数を参考値として算出））

KPI（効果）： データベースからのデータ提供件数

○[No. 7-6] 交通規制情報の集約・提供の高度化、普及促進

移動・物流

- ・ 平成30年度は、都道府県警察に対し、令和2年度までに各都道府県警察の交通規制情報を標準フォーマットに変換するプログラム又は標準仕様書に基づく交通規制情報管理システムの整備を促進。令和元年度まで、19都道府県警察がプログラム又はシステムを整備。
- ・ 令和2年度も、引き続き、都道府県警察に対し、プログラム又はシステムの整備を促す予定。
- ・ これにより、運転者が交通規制情報を的確に把握することが可能となるほか、自動運転の実現に寄与することを期待。

KPI（進捗）： プログラム又はシステムを導入した都道府県数

KPI（効果）： 交通規制情報を利活用した自動運転の実現

II-（8）データ連携のためのプラットフォーム整備【官民データ基本法第15条第2項関係】

これまでの主な取組等

- ・ 新たな経済社会としてのSociety 5.0の実現に向けた取組として、「高度道路交通システム」をはじめとする主要分野において、必要な技術開発やプラットフォーム開発等を実施してきた。
- ・ また、日付時刻や住所、電話番号などの基本的なデータの記述形式、システムにおける外字の取扱いや漢字等に読み仮名を付与する際の方針等、円滑なデータ連携環境を構築できるよう、IT総合戦略室にてガイドラインを整備した。

○【No. 8-1】 分野ごとデータ連携基盤間でのデータ流通を促進する分散型分野間データ連携の推進

分野横断

- ・ Society 5.0を実現するためには、国、地方公共団体、民間等で散在するデータ基盤を連携させ、分野・組織間を越えたデータ活用とサービス提供を可能とするデータ連携基盤技術の整備が必要。
- ・ 総合科学技術・イノベーション会議において、SIP（第2期）の「ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の事業の一環として、複数分野のデータを容易に連携可能とする分野間データ連携基盤技術（コネクタ（仮称））の研究と機能ツール開発、及びデータ流通を促進する主体となる民間コンソーシアム（dataex.jp（仮称））を設立する。
- ・ 上記の取組みにより、分散型分野間データ連携を実現する。

KPI（進捗）： データ連携基盤技術の開発進捗

KPI（効果）： データ連携基盤技術の本格稼働

○【No. 8-2】 データ利活用型ICTスマートシティの推進

分野横断

- ・ 人口の増減、訪日外国人への対応、インフラやサービスの維持・高度化等の各都市・地域の抱える多様な課題が存在。当該課題解決を目的として、分野横断的なデータ連携のための基盤（プラットフォーム）整備などの「データ利活用型の街づくり」について支援を実施。平成29年度から令和元年度において、計14か所に対して補助を交付決定し、先進的モデルを構築したが、現状の構築数ではまだ十分とは言えないとともに、都市間連携による取組が十分に進んでいないため、引き続き取り組む必要がある。
- ・ 分野間・スマートシティ間でのデータ連携を更に進展させるため、「スマートシティ官民連携プラットフォーム」等の枠組を活用し、政府一体となって、先進的モデル構築の支援を行うとともに、構築されたプラットフォームを利用した

横連携方策について検討を行う。これらの取組や自主財源による取組も含め、令和2年度末までに、先進的なデータ利活用型ICTスマートシティを全国において26か所に構築。

- ・ 上記の取組により、都市の魅力や生産性の向上等に貢献。

KPI（進捗）： 分野横断的なデータ利活用によるスマートシティに対する補助の交付決定数（令和2年度6か所）

KPI（効果）： 横展開及び自主財源による構築を含む分野横断的なデータ利活用によるスマートシティの構築数（令和2年度末までに延べ26か所）

○[No. 8-3] Connected Industriesの実現に向けた取組の推進

分野横断

- ・ 第四次産業革命による技術の革新を踏まえて、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服するSociety 5.0を実現する必要。
- ・ 「Connected Industries」というコンセプトの下、新たな産業システムを構築するため、平成29年度に設置した重点5分野（自動走行・モビリティサービス、ものづくり・ロボティクス、バイオ・素材、プラント・インフラ保安及びスマートライフ）の分科会において、取組の具体化等に向けて集中的に議論。企業・産業を越えた協調領域における官民のデータ共有や人材育成等に向けて具体化した取組を平成30年度から本格化し、着実に実施中。
- ・ これにより、人、モノ、技術、組織等が様々な繋がることによる新たな付加価値の創出と社会課題の解決を目指す。

KPI（進捗）： Connected Industriesというコンセプトを具体化したプロジェクト数

KPI（効果）： Connected Industriesによる付加価値の創出又は社会課題の解決

○[No. 8-4] データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策

分野横断

- ・ Society 5.0の実現に向けて、産業構造、社会の変化に伴うサイバー攻撃の脅威の増大への対応が必要。そのため、Society 5.0の産業社会において求められるセキュリティ対策の全体像を整理した「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」（以下「CPSF」という。）を平成31年4月に策定。
- ・ CPSFを各産業分野に展開し、データ流通に求められるセキュリティ対策を含む、産業分野別のセキュリティガイドライン策定を推進するとともに、産業横断的な対策が求められるデータそのものの信頼性確保の手法等について検討。加えて、IoT機器等を活用して制御系システムを含めた拠点の無人化等の推進が見込まれる中、フィジカル・サイバー間を繋げる機器・システムにおけるカテゴリズ及びセキュリティ・セーフティ要求の検討に資する「IoTセキュリテ

「サイバー・セキュリティ・フレームワーク」を令和2年以内に策定するとともに、末端の制御系システムにふさわしいセキュリティ対策に関して検討を開始する。

- これにより、IoTの進展等によってデータを含めあらゆるものが繋がるSociety 5.0の実現に求められるセキュリティの確保や製品・サービスのセキュリティ品質を差別化要因にまで高めることによる競争力の強化を図る。

KPI（進捗）： サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワークに基づいて策定された、産業分野別セキュリティガイドラインの策定数

KPI（効果）： 策定されたガイドライン等に沿った対策の実施やその確認の仕組みを導入し、セキュリティ対策を実施した産業分野数

○[No. 8-5] 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進

分野横断

- デジタル時代のビジネスにおいては、サービスやオペレーションを管理するシステムのスピードや柔軟性又はセキュリティ対応の差が競争力を決定する要因の一つとなる。
- このため、企業におけるデジタルガバナンスの実施状況を客観的に評価するための基準（「デジタルガバナンス・コード」）の策定や、当該評価結果に基づき格付けを行う「DX格付制度」創設等により、企業の経営改革、レガシーシステムからの脱却等を促進し、本格的なDXを推進する。また、非競争領域におけるシステムの共通化に取り組もうとする業界等を支援する機能・体制を構築し、効率的かつ競争力の高い情報システムの開発を支援する。さらに、平成30年9月に公表されたDXレポートにおいて今後取り組むべき点として示された「ユーザー企業とベンダー企業間のモデル契約ガイドラインの改訂」についても引き続き取り組む。
- これにより、重要産業を中心とした民間部門において、競争性・効率性の強化と安全確保を両立させたシステムガバナンス、システム投資を促進。

KPI（進捗）： 未設定（令和2年度中に方針が固まった段階で検討）

KPI（効果）： 未設定（令和2年度中に方針が固まった段階で検討）

○[No. 8-6] 医療保険のオンライン資格確認の構築、医療等分野における識別子（ID）の導入

健康・医療・介護

- 急速な高齢化と厳しい保険財政の中で、質の高い医療サービスの提供を推進するための方策が必要。
- 医療保険の被保険者番号を個人単位化するとともに、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の令和3年3月からの本格運用に向けて、必要なシステム整備を着実に進める。創設した医療情報化支援

基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援する。

- ・ これにより、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報などの患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みを推進する。
- ・ 個人単位化される被保険者番号を医療等情報の連結に活用できるよう、有識者検討会において具体的なスキーム・活用主体等について議論し、令和元年10月に報告書を取りまとめ、第201回国会（常会）において地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が成立したところ。令和3年度からの運用開始を目指し、同法律の施行準備を行うとともに、引き続き、制度面・技術面・運用面での検討を進めていく。

KPI（進捗）： オンライン資格確認システムの構築

KPI（効果）： オンライン資格確認に参加する医療機関数

○[No. 8-7] 健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・

健康・医療・介護

連携の仕組みの確立、成果の推進・普及

- ・ 医療機関や介護施設に存在するデータは、個別の施設内で利用するために集められているものが多い。このため、保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みが必要。
- ・ 令和元年度は主にレセプトデータを活用した診療支援等におけるサービスモデルの構築に資する実証及びDtoD（医師－医師間）も含む遠隔医療の新たなモデル構築に資する調査・実証を行った。
- ・ 令和2年度は、令和元年度の取組を基に新たな通信・放送技術の活用も見据えた遠隔医療モデルの構築に関する調査・検討、普及啓発等を実施。
- ・ このような取組を通じ、地域の医療機関や介護施設間での効果的な情報共有や、地域を越えたデータ活用による患者等への適切な医療・介護サービスの提供が可能となるなど、国民一人一人を中心としたデータの統合による個々人に最適な健康管理・診療・介護を目指す。

KPI（進捗）： 未設定（令和2年度第1四半期中に設定）

KPI（効果）： 未設定（令和2年度第1四半期中に設定）

○[No. 8-8] 電子カルテなどの情報を活用した医薬品等の安全対

健康・医療・介護

策

- ・ 医薬品等の安全対策の高度化を推進するためには、薬剤疫学的手法により副作用情報を定量的に解析し評価を行う必要があることから、平成30年4月より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA：Pharmaceuticals and Medical Devices Agency）において、電子カルテ等の医療情報を大規模に収集・解析す

ることを可能としたMID-NET⁸³の本格運用を開始し、医薬品の安全対策等を目的として行政、製薬企業、アカデミアが利活用を行っている。

- ・ 令和2年度においては、医薬品等の安全対策のため、大規模医療情報の活用による副作用等の分析を実施。
- ・ これにより、医薬品等の安全対策の高度化を推進。

KPI（進捗）： MID-NETの利用可能症例数（520万人（令和2年度末））

KPI（効果）： MID-NETの利活用件数（91件（令和2年度末までの累積））

○[No. 8－9] 電子タグ活用によるサプライチェーン高度化に向けた検討

金融

- ・ 個品情報の取得・共有ができていないことにより、サプライチェーン全体における食品ロスや返品といったことが課題。
- ・ 平成29年度から平成30年度にかけて実施した情報共有システムに関する実証実験により、電子タグを用いたサプライチェーン情報共有システムの仕様を策定し、令和元年度には当該仕様を公表。
- ・ 今後、当該情報共有システムの仕様を活用したサプライチェーン効率化に関する実証実験を実施。
- ・ これにより、電子タグの実装及び情報共有システムの活用によるサプライチェーンの効率化に向けた取組を推進。

KPI（進捗）： 電子タグの出荷枚数（令和7年まで1,000億枚以上）

KPI（効果）： 労働生産性の改善（令和7年2%（実績）ベース）

○[No. 8－10] スマートフードチェーンによる生産・流通改革

農林水産

- ・ 人口減少に伴い国内市場が縮小する中、農水産業を成長産業にしていくためには、拡大し続ける世界の食市場に向けて、我が国の高品質な農水産物・食品の輸出を強化することが重要。
- ・ 農業データ連携基盤の機能拡張により、農産物・食品の生産から販売・消費・輸出に至るまでの様々なデータを収集・活用し、国内外の市場や消費者のニーズに機動的に 대응する世界初のスマートフードチェーンシステムの構築を進める。具体的には、データ連携に向けた標準化やセンシングによる生産から流通までのデータ集積技術の開発を進めるとともに、高精度な生育・出荷予測に基づく生産・需要のマッチング、輸出を含めブロックチェーン技術等を活用した品質管理・トレーサビリティ等の実現に取り組む。また、港湾においてITを活用し産地と連携した農水産物の輸出拠点機能の強化を図る。
- ・ これらの取組を通じて、我が国の農水産物・食品の信頼性の確保、付加価値の

⁸³ Medical Information Database Network の略。

向上、輸出拡大に貢献。

KPI（進捗）： スマートフードチェーン基盤の構築

KPI（効果）： スマートフードチェーン基盤の活用事業者数

○[No. 8-11] データをフル活用したスマート水産業の推進

農林水産

- ・ 水産分野においては、公的データが一元的に管理されておらず、また、非公開の情報が多いため、ITを活用した技術やサービスの横展開が進まず、漁業現場で有効活用されていない。
- ・ 令和元年度から、多種多様な水産分野の情報を活用するためのデータ連携基盤の構築・稼働等に向け、産学官の有識者からなる協議の場を設置・運営し、今後の取組の方向性等に関する提言を取りまとめた。水産資源の評価・管理やデータに基づく漁業・養殖業、新規ビジネスの創出を支援する水産業データ連携基盤（仮称）を令和2年までに構築・稼働し、他のデータプラットフォームとの連携を図る。
- ・ これにより、水産資源管理の高度化と効率化、水産分野における生産性向上を実現。

KPI（進捗）： スマート水産業データ連携基盤（仮称）の構築（令和2年まで）

KPI（効果）： 漁業者等に対するデータ連携基盤を活用したサービスの提供（令和3年度までに10サービス以上）

○[No. 8-12] 農業情報の標準化の推進

農林水産

- ・ データを活用した農業を推進するためには、農業情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化や情報の取扱いに関する政府横断的な戦略を策定し、これを踏まえた取組を推進することが不可欠。このため、農業ITサービス標準利用規約ガイド及び標準化ロードマップに基づき10項目の個別ガイドライン等を策定。
- ・ 令和2年度以降も、これまで策定した個別ガイドラインの普及促進及び必要に応じた見直しを行うとともに、各事業者間でのデータ連携を可能とするシステム基盤による取組状況等を踏まえ、個別ガイドラインを策定していくこととする。
- ・ これらにより、農業分野全体における情報創成・流通を促進し、我が国農業の産業競争力を強化。

KPI（進捗）： 策定した情報の取扱いに係るガイド⁸⁴及び標準化に係る個別ガイドライン等数（令和2年度12件）

⁸⁴ 農業ITサービス標準利用規約ガイド（平成28年3月31日新戦略推進専門調査会農業分科会取りまとめ）。

KPI（効果）：標準化に係るガイドライン等の閲覧数

○[No. 8-13] 農業生産のスマート化

農林水産

- ・ 農業者の減少と高齢化、さらには後継者不足が進行し深刻な問題となっている中、生産性の高い農業生産を実現する必要がある。
- ・ そのため、AIを活用した病害虫診断技術の構築、データの持続的な蓄積を通じて精度が高まっていく育種システムの自律的維持といった農業生産スマート化に資する取組を推進。
- ・ 以上の取組により、農業者に対する病害虫管理の支援、高効率・短期間での品種改良を実現。

KPI（進捗）：病害虫被害データの収集スキームの構築
バーチャルラボの構築

KPI（効果）：病害虫被害データの収集件数
バーチャルラボの利用機関数

○[No. 8-14] 「デジタル地図」による農地情報の一元化に資する農地情報公開システムの見直し

農林水産

- ・ 新規就農者や規模拡大を検討している農家等の担い手が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、平成27年4月から、農地情報公開システムにて、農地の所在や面積、所有者の貸付意向等を全国一元的に提供。しかしながら、大半の農業委員会においては、農地情報公開システムにおける農地台帳のデータ更新等がされておらず、他の農地情報データベースとの整合性が課題。
- ・ 農地情報公開システムの農地台帳等のデータ更新作業の省力化や、「デジタル地図」による農地情報の一元化に資するよう、システムの見直しを検討し、結論を得たものから実施。
- ・ 担い手への農地利用の集積・集約化を進め、令和5年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割になることを目指す。

KPI（進捗）：農地情報公開システム（全国農地ナビ）へのアクセス数
農業委員会等による農地情報公開システムへのログイン数

KPI（効果）：全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合（令和5年度までに8割）

○[No. 8-15] 森林クラウド・SCM⁸⁵による施業集約化・流通の効率化
を実現するためのスマート林業等（林業イノベーション）の推進

農林水産

- ・ 我が国の森林所有構造は、小規模・零細であり、所有者の世代交代や不在村化等から、今後、所有者の特定が困難な森林の増加が懸念され、効率的な森林整備のためには、所有者・境界を明確化し、その情報を担い手に提供して施業集約化することが必要。このため、平成30年度までに森林所有者情報を取りまとめた林地台帳の整備に向けて取り組んできたところ。
- ・ これまでの取組を踏まえ、都道府県、市町村、森林組合や林業事業体等が管理する森林資源情報、森林所有者情報、施業履歴等の森林情報を共有するための森林クラウドの導入に向けた取組を推進。また、森林組合や林業事業体等が森林クラウド等を活用することにより、森林所有者に対する施業の働きかけを効率的に行い、森林施業の集約化等を推進。
- ・ このため、特に、集積・集約化が求められる私有人工林において令和10年度末までにその半数（約310万ha）を集積・集約化することとし、これを森林の経営管理の集積・集約化の目標面積とする。
- ・ 効率的なサプライチェーンの構築に向けて、民間事業者間で需給等データを共有する取組を推進。

KPI（進捗）： ・ 森林クラウドを導入している都道府県数

KPI（効果）： ・ 私有人工林面積における集積・集約化の目標面積に対する割合（令和10年度末までに100%）
・ 木材需給情報データベースの活用事業者数（令和3年度末までに250社）

○[No. 8-16] 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等

インフラ

- ・ 地理空間情報の流通・利用を拡げるため、G空間情報センターと各種の分野別データプラットフォームとの連携を図り、幅広い分野におけるデータの提供が可能にすることが課題である。
- ・ このため、防災・農業等の各プラットフォームとのデータ関係の仕組みを強化する等の取組を推進。
- ・ これにより、G空間情報センターをハブとしたデータの流通・利用の促進を図り、国民の利便性を向上。

KPI（進捗）： 循環システムの形成により作成・提供される分野数、参加団体数（令和2年度までにデータ分野数10、参加団体数50）

⁸⁵ Supply Chain Management の略。

KPI（効果）： G空間情報センターの平均月間ページビュー数（令和2年度までに平均月間ページビュー数10万件以上）

○[No. 8-17] 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進

防災・減災等

- ・ 国・地方公共団体・事業者等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を共有することで、迅速で効果的な災害対応を支援する。
- ・ SIP4D⁸⁶に災害情報を集約するとともに、災害対応を支援する実証実験及びSIP4Dの高度化のための研究開発を推進する。
- ・ これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。

KPI（進捗）： 訓練または災害発生時に、地方公共団体や事業者等へのSIP4Dを活用した情報共有を年1回以上実施

KPI（効果）： 国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みの構築により、きめ細やかかつ迅速な災害対応を実現

○[No. 8-18] 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化

防災・減災等

- ・ 平成30年11月1日に準天頂衛星システムの運用を開始し、7県に端末の貸出を実施し試行的に導入を行うことを決定。
- ・ 令和元年度において、5県に端末の貸出を実施し試行的に導入を行うことを決定。
- ・ 未導入の地方公共団体へ安否確認サービスに関する説明を行うとともに、端末貸出の公募を継続し、利用拡大に向けた端末貸出の拡大を行う。
- ・ 令和3年度までには20都道府県程度への普及を促進し、被災者の安否情報の迅速な把握に貢献。

KPI（進捗）： 安否確認サービスの導入地方公共団体数（令和3年度までに20都道府県）

KPI（効果）： 安否確認サービス端末の配置数

○[No. 8-19] 国土交通データプラットフォーム整備

インフラ

- ・ Society5.0の実現に向けた必須の社会インフラとして、国、地方公共団体、民

⁸⁶ Shared Information Platform for Disaster Management の略。内閣府が主導する「戦略的イノベーション創造プログラム」（通称：SIP）の一環として研究開発された、府省庁連携防災情報共有システムのこと。災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備えた、組織を越えた防災情報の相互流通を担う基盤的ネットワークシステム。

間等に散在するデータを連携させ、分野横断での利活用を可能とするデータ連携基盤の整備が必要。

- ・ 国土交通分野の多種多様な産学官のデータをAPIで連携し、3次元地図上で表示するとともに、横断的に検索・ダウンロード可能にする「国土交通データプラットフォーム」の構築実現を目指し、データ連携基盤の整備に着手する。
- ・ これにより、業務の効率化や施策の高度化、産学官連携によるイノベーションを創出する。

KPI（進捗）： データ連携基盤の開発進捗

KPI（効果）： データ連携基盤の本格稼働

○[No. 8-20] 港湾の完全電子化と港湾関連データ連携基盤の構築

移動・物流

- ・ 港湾関連データ連携基盤の要件について検討を行い、「港湾の電子化（サイバーポート）推進委員会」及び「サイバーポート検討WG（港湾・貿易手続）」において協議した。要件定義を踏まえて、システム設計及びプロトタイプを構築し、利用者からの改善要望や今後の開発に係る意見等を集約し、令和2年度の開発に反映する予定である。
- ・ 令和2年度から、システム設計内容に基づき、引き続きシステム開発を進め、令和2年末までに港湾関連データ連携基盤の構築を行う。令和3年より、利用者に対する連携テスト・受入テストを開始し、多くの方々に利用いただける事業環境を構築する。また、港湾管理及び港湾インフラ分野の電子化に向けた検討も並行して行う。
- ・ これらの取組により、民間事業者間での情報の再入力・照合作業の削減やトレーサビリティの確保による港湾物流の生産性向上や、港湾管理者の利便性向上、港湾管理の効率化及び施設情報の効果的な利用を図る。

KPI（進捗）： 港湾関連データ連携基盤へ接続可能な港湾関係者数

KPI（効果）： 港湾関連データ連携基盤各種機能の利用回数

○[No. 8-21] ブロックチェーンを利用した再生可能エネルギー環境価値取引プラットフォームの構築と環境配慮型行動変容の促進

分野横断

- ・ 平成30年度から、これまで十分に評価又は活用されていなかった自家消費される再生可能エネルギーのCO2排出削減に係る環境価値を創出し、当該価値を低コストかつ自由に取引できるシステムを、ブロックチェーン（分散型台帳）技術を用いて構築し、実証する事業を実施している。平成30年度では、遠隔地間での売買取引に伴う環境価値の移転をブロックチェーンにより記録する実証実験に成功した。令和元年度は、複数地点で同時に取引が発生した場合でもシ

- システムがダウンしないことを確認するため、システム負荷試験を実施し、10,000トランザクションを発生させてシステムのパフォーマンスを評価した。
- 令和2年度は、「いつ・どこで・誰が・どのような再生可能エネルギーで・どれだけ発電したか」といった環境価値に付随する属性情報の一部または全部を、その後の実証実験の内容に合わせて表示・閲覧・検索することのできる取引システムを構築するとともに、環境価値の支払意思額を高めるための手法を明らかにするために、ナッジ等の行動科学の知見を用いた行動変容の実証実験を実施する。
 - そして令和4年度までに、行動変容の実証実験を通じ、環境価値の取引回数を増やすためのマーケットデザインを明らかにすることに繋げる。

- KPI（進捗）：
- 遠隔地間での売買取引に伴う環境価値の移転のブロックチェーンでの記録回数（平成31年度1件）（平成31年度実施済）
 - 複数地点で同時に取引が発生した場合を想定したシステム負荷試験におけるトランザクション数（令和元年度10,000トランザクション）（令和元年度実施済）
 - 環境価値の属性情報（価値創出の時点、地点、主体等）を表示・閲覧・検索可能な取引システムの構築数（令和2年度1件）
 - 環境価値の支払意思額を高めるナッジ手法を明らかにするための行動変容実証の実施回数（令和2年度1回）
 - 環境価値の取引回数を増

- KPI（効果）：
- ナッジを通じた環境価値の支払意思額の向上（令和2年度 対統制群比5%）
 - マーケットデザインを通じた環境価値の取引回数の向上（令和4年度 対統制群比5%）

○[No. 8-22] 海事生産性革命（i-Shipping）

分野横断

- 生産性向上のための研究開発補助を行うとともに、開発された新技術の実用化及び普及を促進し、海事産業全体の生産性向上に繋げる取組が必要。
- 船舶の開発・設計、建造、運航の各段階において、AI、IoT等を活用した抜本的な生産性向上に資する革新的な技術やシステムの開発・実用化の支援を実施。
- 令和7年に世界における船舶建造量シェアを30%とすることを目指す。

KPI（進捗）： 建造分野及び運航分野における生産性向上に資する革新的な技術やシステムの開発・実用化に係る支援事業における採択件数

KPI（効果）： 世界における建造量シェア（令和7年までに30%）

II- (9) 研究開発【官民データ基本法第16条関係】

これまでの主な取組等

- データ流通基盤を支える5Gなどのネットワーク技術や、AI、エッジ・コンピューティング等に係る革新的な基盤技術の研究開発を推進している。なお、我が国が官民データの活用に関する技術力を自律的に保持することが重要であり、そのためには、AI、IoT、関連技術その他の先端技術に関する研究開発は、関係省庁が別々に取り組むのではなく、分野横断で取り組むべきものであり、政府一体となり計画的に実施する必要がある。

○[No. 9-1] 「異能vation」プログラムの推進

分野横断

- 破壊的イノベーションの種となるような技術課題の公募を実施。突き抜けた技術課題を発掘するために全国各地に広く周知を行い、既存の政府系R&Dで応募倍率が3倍程度のところ、10倍以上を達成。
- 挑戦への取組を支援する「異能vation 破壊的挑戦」プログラムを推進。より突き抜けた課題になるようスーパーバイザーからのアドバイスや評価を実施。当該プログラムの卒業生による地球規模の情報発信を開始。
- ゴールへの道筋が明確になる価値ある「失敗」を高評価とすることにより、アンビシャスな技術課題への挑戦を奨励するとともに、企業等とのマッチングによる技術の社会展開を促進することにより、応募のうち、社会展開や実装を目指す課題の割合50%以上を達成する。

KPI (進捗) : 公募への応募倍率

KPI (効果) : 応募のうち社会展開・実装を目指す課題の割合

○[No. 9-2] 交通信号機を活用した5Gネットワークの構築

インフラ

- 超高速・超低遅延・多数同時接続の特長をもつ新たな通信方式である5Gは従来よりも稠密な基地局設置が求められるが、新たな設置場所の確保には個別の地権交渉等が必要。また、全国で約20.8万基設置されている交通信号機のうち、ネットワーク化されているものは全体の3割程度にすぎず、またその通信もアナログ専用線を用いたものがほとんどであるため、その低コスト化・高度化が急務。
- このため、交通信号機への5G基地局設置を検討することで、5Gエリア展開と交通信号機ネットワークエリアの拡大を一体的に進め、5Gネットワークの全国展開と、交通信号機のセキュアかつ低コストなネットワーク化の双方の取組の加速化を目指す。
- 具体的には、交通信号機のセキュアなデジタル化・ネットワーク化及びデータ連携の在り方を含めた5Gエリアの低コストかつ柔軟な展開を可能にするリフ

アレンスアーキテクチャを策定する。

- KPI（進捗）： 令和元年度 交通信号機を活用した5Gネットワークの構築にかかるフィージビリティスタディ
 令和2年度 小規模社会実証
 令和3年度 大規模社会実証
 令和4年度以降 交通信号機に5Gアンテナ等を設置
- KPI（効果）： 令和元年度 交通信号機を活用した5Gネットワークの構築にかかるフィージビリティスタディの実施
 令和2年度 小規模社会実証の実施
 令和3年度 大規模社会実証の実施
 令和4年度以降 交通信号機に設置する5Gアンテナ等実装数

○[No. 9-3] 個人の健康・医療情報を活用した行動変容促進事業

健康・医療・介護

- 生活習慣病等の領域では、各個人の生活習慣や行動をいかに効果的に変容させられるかが大きな課題。
- 平成29年度から令和元年度まで、IoT機器（ウェアラブル端末等）やその取得データを活用して、行動変容を促進し、生活習慣病等の予防・改善を図る実証研究を実施し、行動変容を促すアプローチの方法や、そのための機器やソフトウェアの開発に向けた研究事業を実施。被験者1,159人を対象に介入を行った。今後は、介入の効果を検証し、その成果を各保険者に普及広報することによって本施策の効果が発現する。このため、来年度以降、健康情報^{つな}を活用した生活習慣病予防・改善に繋がるサービスの高度化やその効果についてのエビデンスの構築を進め、保険者等へのサービスの導入・普及^{つな}の取組を普及する。
- これにより、糖尿病等の予防・改善^{つな}に繋がるサービスの高度化やその効果についてのエビデンスの構築を進め、保険者等へのサービスの導入・普及に貢献。

KPI（進捗）： 1,159人の被験者に対して12か月の介入を行い、令和元年12月末に被験者全員の介入が終了

KPI（効果）： 令和7年に健康情報^{つな}を活用して、糖尿病の重症化予防及び糖尿病以外も含めた生活習慣病の予防・改善や、被保険者の健康改善等に取組む保険者数を1,000組合にする

○[No. 9-4] 臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究事業の推進

健康・医療・介護

- 健康・医療分野（介護・福祉分野を含む。）の大規模データの分析結果を利活用するため、データの標準化と人工知能（AI）を用いた恒常的な仕組みづくりが必要。

- ・ 令和2年度も健康・医療分野におけるデータ利活用のための基盤構築研究を推進するとともに、医療データ分析による政策の科学的根拠の創出や、実用可能な保健医療分野におけるICT・AIシステム開発研究を促進。
- ・ 本研究事業により、AIの保健医療分野への応用及び実装、種々の医療データの横断的分析による更なる医療の質向上を実現。

KPI（進捗）： 事前評価委員会により評価・採択とされた研究課題数を基に、その継続分について、中間事後評価委員会での中間評価により継続と判断された課題の割合（令和2年度目標100%）

KPI（効果）： 終了した研究に基づき発表された成果数（論文、学会発表、特許の件数等）（令和2年度目標は前年度と同水準）

○[No. 9-5] 利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現する介護ロボットの開発等

健康・医療・介護

- ・ ロボット技術の介護利用については、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減の実現に向けて取り組むことが重要。
- ・ 平成29年10月に改訂されたロボット技術の介護利用における重点分野に基づき、引き続き4分野5項目について研究開発を加速していく。
- ・ 以降、事業の適時に中間評価等を実施し、自立支援等に資する介護機器開発等を目指す。

KPI（進捗）： 令和2年度に4件の追加開発予定

KPI（効果）： ロボット介護機器の販売台数を令和7年度までに25,000台

○[No. 9-6] 8K等高精細映像技術の医療応用の推進

健康・医療・介護

- ・ 令和元年度から令和3年度までにおいて、8K等高精細映像データ利活用研究事業として、8K内視鏡システムの更なる改良を進めるとともに、当該システムを応用した遠隔手術支援の実現に向け研究開発を実施。
- ・ これまでに開発を行った8K内視鏡システムのカメラ部分の小型化や新たなレンズを開発するとともに、8K内視鏡システムについて、事業期間中あるいは事業終了後速やかに薬事承認を得ることを目指す。
- ・ これにより、医療従事者の負荷の軽減及び患者に提供される医療の質の向上に寄与。

KPI（進捗）： 遠隔手術支援システムの開発状況（令和3年度開発完了を目指す。）

KPI（効果）： 臨床試験を実施し、医療上の有用性等を検証

○[No. 9-7] 診療データを活用したICT・AI等を用いた診療支援機器の研究開発

健康・医療・介護

- ・ 医療分野へのICT技術やAI等の活用が進んでいるものの、収集した診療情報を集計・分析して治療に活用する医療機器の開発は発展途上。診療情報のセキュリティ対策や品質確保の観点にも留意しつつ、診断支援機器・システムを開発し、臨床現場で利用可能とすることが重要。
- ・ 令和9年度までに5件の医療機器等の実用化を目指す。
- ・ これら診療情報等を活用した新たな医療機器・システムにより、医療の質を向上。

KPI（進捗）： 先進的な医療機器・システム等の開発状況

KPI（効果）： 先進的な医療機器・システム等の実用化件数

○[No. 9-8] 農業におけるAI、IoT、ロボット、準天頂衛星などの先端技術を活用した研究開発

農林水産

- ・ 農林水産業の現場における人手不足等の様々な課題を解決し、生産性を抜本的に改善するため、AI、IoT、ロボットなどの先端技術の活用に向けた研究開発に取り組む必要性が存在。
- ・ 農業機械の遠隔監視下での無人システムを令和2年末までに実現することを目指し、安全対策技術を含め、研究開発実証を推進。令和2年末までに農林水産業・食品産業分野での省力化等に貢献する新たなロボットを20種類以上市場へ導入。また、平成31年から先端技術を現場に導入し、生産から出荷まで一貫した体系として実証を実施。
- ・ これにより、農業の産業競争力の強化、担い手不足の解消を実現。

KPI（進捗）： 無人走行システムの実現、省力化に貢献するロボット等の実用化数

KPI（効果）： ロボット等の導入により効率化された作業等

○[No. 9-9] スマート農業実証プロジェクト（「スマート農業加速化実証プロジェクト」及び「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」）

農林水産

- ・ 農業者の生産性を飛躍的に向上させるためには、近年、技術発展の著しいロボット・AI・IoTなどの先端技術を活用した「スマート農業」の社会実装を図ることが急務。
- ・ 先端技術を生産現場に導入・実証することにより、スマート農業技術導入による経営効果等を検証し、成果を取りまとめて情報発信を行う。
- ・ これにより、スマート農業が広く定着し、ほぼ全ての農業の担い手がデータを

活用した農業を実践。

KPI（進捗）： 実証課題設計書に設定した年度計画の進捗状況（単年度評価の結果）

KPI（効果）： 実証課題設計書において設定した成果目標を達成した実証計画数（終了時評価を実施した実証計画数の80%以上）

○[No. 9-10] 第5世代移動通信システム（5G）普及・展開に向けた研究開発、地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証

インフラ

- ・ 平成31年1月に5Gの技術的条件を策定し、同年4月10日に5G用周波数の割当てを実施。また、令和元年12月にローカル5Gの制度化を行い、免許申請受付を開始。
- ・ 引き続き、基地局の小型化や高信頼化、共用化等に関する研究開発を実施し、5Gの普及・展開に向けた検討を推進するとともに、ローカル5Gの導入に向けた取組の一環として、様々な利活用シーンで地域のニーズを踏まえた開発実証を実施。
- ・ これにより、5G及びローカル5Gの普及・展開が促進され、新たな通信インフラの提供が可能となり、国民の利便性が向上。

KPI（進捗）： 地域課題解決型ローカル5G等開発実証の実施件数

KPI（効果）： 携帯電話通信事業者による5G基盤展開率、ローカル5G無線局数

○[No. 9-11] 豪雨・竜巻予測技術の研究開発

防災・減災等

- ・ 令和元年度においては、実証実験を6件実施した。今後は実証実験の評価結果を踏まえ、東京2020大会に向けた情報提供システムを構築する必要がある。
- ・ 令和2年度においては、マルチパラメータ・フェーズドアレイ気象レーダーの連続観測と観測データのリアルタイム転送により観測後2分以内に豪雨情報を分かりやすく伝えるためのWeb表示システムを構築する。
- ・ これにより、東京2020大会における豪雨時の安全な大会運営及び地方公共団体等における豪雨対策に寄与する。

KPI（進捗）： NICTが実験観測運用を継続的に行い、関係各機関と連携し、実用化を踏まえたフェーズドアレイ気象レーダーの二重偏波化技術を確立。暖候期（特に7月から9月まで）の安定した運用（7月から9月までの3か月間のデータ取得率7割以上）。

KPI（効果）： 東京2020大会中の豪雨直前情報の発信と提供及び暖候期の地方公共団体等との実証実験の実施（実証実験2件以上）

○[No. 9-12] 良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「ヒトを支援するAIターミナル」の実現

移動・物流

- ・ 近年の大型コンテナ船の寄港の増加によるコンテナ船の荷役時間の長期化やコンテナターミナル周辺での渋滞の深刻化に対応するため、国土交通省港湾局においては、「ヒトを支援するAIターミナル」を実現し、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を創出する。
- ・ 令和元年度に創設した遠隔操作RTG⁸⁷の導入に係る支援制度を活用し、遠隔操作RTG等の導入を促進する。また、AI等を活用したターミナルオペレーション最適化実証事業をはじめとした、AIターミナル高度化実証事業を実施している。
- ・ 令和2年度までにターミナルオペレーションの最適化に資するシステムを開発し、荷繰り回数の最小化の改善効果等について明らかにするとともに、令和4年度までに、その他の所要のシステムについても開発する。

KPI（進捗）： 「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向け、以下の取組を実施

- ・ 熟練技能者の暗黙知の継承（令和3年度まで）
- ・ コンテナ蔵置場所の最適化（令和2年度まで）
- ・ コンテナダメージチェックの効率化（令和3年度まで）

KPI（効果）： 「ヒトを支援するAIターミナル」を実現したコンテナターミナルにおいて、外来トレーラーのゲート前待機をほぼ解消（令和5年度まで）

○[No. 9-13] 「官民ITS⁸⁸構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進

移動・物流

- ・ 自動運転（SAEレベル3以上）の実現に向け、関連する法制度整備と技術開発を推進。法制度整備に関して、「自動運転に係る制度整備大綱」（平成30年4月17日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、自動運転等の設計・製造過程から使用過程にわたる安全性を一体的に確保するための改正道路運送車両法⁸⁹が施行（令和2年4月）。また、自動運転技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定等の整備を行う改正道路交通法⁹⁰が施行（令和2年4月）。技術開発は東京臨海部等、全国で実証実験を実施。
- ・ 令和2年度以降、引き続き、関連する法制度整備の検討と、技術開発・実証実験を通じた社会利用を推進することで、自動運転の早期実現を目指す。

⁸⁷ Rubber Tired Gantry crane（またはRubber Tyred Gantrycrane）の略。タイヤ式門型クレーンのこと。

⁸⁸ Intelligent Transport Systems（高度道路交通システム）の略。道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上等を目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムの総称。

⁸⁹ 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）。

⁹⁰ 道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）。

- ・ これにより、道路交通に関する社会課題の解決を目指す。

KPI（進捗）： 「官民ITS構想・ロードマップ」本文内に記載

KPI（効果）： 「官民ITS構想・ロードマップ」本文内に記載

○[No. 9-14] 自動運転に係る実証プロジェクトの円滑・迅速な推進

移動・物流

- ・ 少子高齢化が進む中、地域における移動手段の確保、人手不足が深刻化している物流分野への対応等が喫緊の課題。隊列走行については、これまでの公道実証実験で明らかになった課題を踏まえ、引き続き高速道路（新東名）でのトラック後続車無人隊列走行システムの実証（後続車有人状態）を進める。無人自動運転移動サービスは、車両の高度化、環境等の難易度や制約条件の変化等を行い、引き続きモデル地域での実証実験を実施する。「ラストマイル自動走行」については、令和2年度中に遠隔型自動走行システムを用いた無人自動運転移動サービスを開始すべく、遠隔操作による3台以上の車両運行の実証評価等を実施する。また、道の駅等を拠点とした自動運転サービスについては、自動運転に対応した道路空間の基準等の整備や持続可能なビジネスモデルの構築等のための実証実験を実施。令和元年11月には道の駅「かみこあに」において社会実装を開始。
- ・ 令和2年度以降、引き続き、各地域での実証を行っていく。
- ・ 隊列走行については、令和2年度に高速道路（新東名）での後続車無人隊列走行技術を実現。また、無人自動運転移動サービスは、令和2年度までに実現を目指す。

KPI（進捗）： 高速道路でのトラック隊列走行・無人自動運転移動サービスの実証プロジェクトの実施

KPI（効果）： 自動運転の実現

○[No. 9-15] 小型無人機（ドローン）の技術開発等と産業利用の推進

移動・物流

- ・ 令和2年3月31日の「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」において、小型無人機の有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度設計の基本方針を決定した。
- ・ 今後、制度設計の基本方針に基づき、必要な制度整備等を推進する。
- ・ これにより、令和4年度を目途に有人地帯での目視外飛行の実現を目指す。

KPI（進捗）： 実証実験件数

KPI（効果）： 有人地帯での目視外飛行の実現

○[No. 9-16] 全国主要交差点への信号交差点到着時の信号灯火に関する情報等を提供するインフラの整備

インフラ

- ・ 令和元年度までは、交通量及び交通事故死者数が多い路線にTSPS⁹¹の整備を実施。
- ・ 令和2年度以降も、引き続き、交通量及び交通事故死者数が多い路線にTSPSの整備を実施。
- ・ これにより、交通事故から国民の生命、身体が守られるとともに、円滑な交通を実現し、安全で安心できる道路交通環境の整備が可能。

KPI（進捗）： TSPSを運用する都道府県数

KPI（効果）： TSPS整備交差点数

○[No. 9-17] 交通規制情報のデータ精度向上等に関する調査研究

移動・物流

- ・ これまで都道府県警察において実施されている交通規制に係る情報については、交通規制情報管理システムによりデータベース化を進めてきたが、情報が網羅的でない上、緯度・経度情報が登録されていない。また、交通規制に係る情報を適切に管理するには、膨大な作業時間を要しており、情報の精度向上に加え、その省力化が急務である。
- ・ 令和2年度に、交通規制情報管理システムによりデータベース化された交通規制情報に係る現状の調査、画像認識技術の活用を含む交通規制情報の自動収集技術の検討、モデルシステム仕様書の作成を行う。令和3年度以降は、令和2年度の検討及び調査を踏まえ、交通規制情報を簡易に交通規制情報管理システムに登録するモデルシステムに関する検討を行う。
- ・ これにより、交通規制情報管理システムでデータベース化された交通規制情報の精度向上を図り、自動運転車が必要とする交通規制情報の適切な管理の実現に取り組むとともに、当該データベースの維持に係る省力化に取り組む。

KPI（進捗）： 交通規制情報のデータ精度向上等に係る研究進捗

KPI（効果）： 自動運転車が必要とする交通規制情報の提供及び管理の実現

○[No. 9-18] 交通管制の高度化に関する調査研究

移動・物流

- ・ 現在の交通管制システムは、車両感知器、光ビーコン等の既存インフラから収集される情報を基に交通管制を行っており、ビッグデータや、人工知能（AI）等の新たな技術に十分に対応できていないほか、自動運転の実用化に向けたニーズ等に対応していくことが急務となっている。

⁹¹ Traffic Signal Prediction Systems の略。信号情報活用運転支援システムのこと。運転者に対して、信号灯火に関する情報を事前に提供することで、ゆとりある運転を促し、急停止・急発進に伴う事故の防止等を図る。

- ・ 令和2年度に、プローブ情報の収集、高度な交通情報提供及び信号制御について検討するとともに、交通管制システムのセキュリティに係る調査を行う。令和3年度以降は、令和2年度の検討及び調査を踏まえた改修後の交通管制システムの仕様に係る検討を行う。
- ・ これにより、ビッグデータの普及、人工知能技術の発展、5Gネットワークの進展等による技術革新に対応し、サイバー攻撃や大規模災害に対応可能な交通管制システムのモデルを確立し、自動車の運転支援による安全かつ快適な交通環境及び高度な自動運転の実現に寄与する。

KPI（進捗）： 交通管制システムの高度化に係る研究進捗

KPI（効果）： 自動車の運転支援による安全かつ快適な交通環境及び高度な自動運転の実現

○[No. 9-19] 児童生徒1人1台端末の整備

分野横断

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大等により、遠隔教育等ICTを活用した教育の需要が高まる中、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数が全国平均5.4人にとどまるなど、必要な端末や通信環境の整備状況に課題がある。
- ・ そこで、文部科学省を中心としたGIGAスクール構想を加速させ、令和2年までに、義務教育段階の児童生徒1人1台端末の実現を目指すとともに、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備支援やセキュリティを確保した上で学校に整備された端末の家庭への持ち帰りを可能とすることを前提としたガイドラインの策定を行う。
- ・ これにより、Society 5.0という新たな時代を担う人材の育成や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備する。

KPI（進捗）： 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数

KPI（効果）： 児童生徒1人1台端末の実現

○[No. 9-20] ICTを活用した教育サービスの充実

分野横断

- ・ Society 5.0という新たな時代を担う人材の育成に向けては、単なるICT環境及び端末の整備ではなく、一人一人の理解度・特性に対して個別最適化され、格差のない公平な学びの実現や、感染症拡大時等の非常時にも学びを止めない環境を構築する必要。
- ・ そこで、EdTechの学校への導入の推進を図るとともに、グローバルな社会課題を題材にした、産学連携STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーの構築を図りつつ、在宅教育にも活用可能なオンライン・コンテンツの開発を進める。

- これにより、単なる教育における通信環境・端末整備にとどまることなく、実社会で必要となる知識・技能、思考力・判断力・表現力等を学習する環境を整備するとともに、個別最適化され、かつ、非常時にも強い教育環境を実現する。

KPI（進捗）： 未設定（GIGAスクール構想の進捗等も踏まえながら、令和2年度中に設定）

KPI（効果）： 児童生徒の実社会で必要となる知識・技能、思考力・判断力・表現力の向上
感染症拡大時等の非常時における教育の継続性向上

○[No. 9-21] 児童生徒の学習データの継続的な活用に向けたデータ基盤の検討

分野横断

- 児童生徒一人一人に公正に個別最適化された学びの実現に向けては、1人1台の端末から生じる個人の教育データを継続的に利活用できるような仕組みの整備が急務。
- そこで、学校内外における児童生徒の学びやプロジェクトの記録を保存する学習ログや健康状態等について、1人1台端末の整備に合わせ、転校や進学等にかかわらず継続的にデータ連携や分析を可能にするための標準化や利活用を進める。また、児童生徒の学習データの継続的な活用と教育政策へのデータの活用に向けたデータ基盤についても中長期的に検討を行う。
- これにより、校務の効率化を図るとともに、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない学びの実現に寄与する。

KPI（進捗）： 教育データ標準の公表（令和2年度中に公表予定）

KPI（効果）： 教育データ利活用に向けた基盤の整備

II- (10) 人材育成、普及啓発【官民データ基本法第17条及び第18条関係】

これまでの主な取組等

- ・ 広く国民がデータ活用のリテラシーを高めるとともに、専門的な教育を受けることで経済成長や社会課題の解決を図ることが期待される。こうしたことから、IoT、ビッグデータ、AI等が発達した社会においても活躍できる人材の育成等に資する取組（プログラミング教育、IT人材スキル標準の策定等）を実施している。

○[No. 10-1] 不足するセキュリティ人材等の計画的な育成

分野横断

- ・ セキュリティ・IT人材については、不足が懸念されており、今後の育成が急務であることから、「サイバーセキュリティ戦略」に基づいて推進する。
- ・ 経済産業省では、サイバーセキュリティの専門人材の不足に対応するため、最新のセキュリティに関する知識・技能を備えた高度かつ実践的な人材に関する国家資格である「情報処理安全確保支援士」制度を平成28年10月から開始。令和2年度までに登録者数3万人超を目指す。
- ・ 「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等に基づき、各府省庁は、平成28年度に策定した「セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を着実に推進。民間等の高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをする人材のスキル認定者数の充足を図る。

KPI（進捗）： ・ 情報処理安全確保支援士登録者数の前年同期比
 ・ 情報システム統一研修のうち、橋渡し人材育成に係る研修（特に課長補佐級）の修了者数（対前年度比増）

KPI（効果）： ・ 情報処理安全確保支援士の登録者数（令和2年度までに3万人超）
 ・ 橋渡し人材（部内育成の専門人材）のスキル認定者数

○[No. 10-2] 地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成

分野横断

- ・ 令和元年度も、引き続き地域IoTの実装を進める地域への専門家・有識者の派遣を実施。平成31年4月から令和元年12月末まで派遣申請を受け付け、347団体に派遣を実施した。
- ・ 令和2年度については、4月17日に派遣申請の受付を開始しており、令和3年3月まで順次派遣を実施する予定。
- ・ 地域情報化アドバイザー派遣事業により、地域課題を解決・改善。

KPI（進捗）： 派遣地域数

KPI（効果）： 地域IoTを導入した地方公共団体数（令和2年度800団体）

○[No. 10-3] 実践的サイバー防御演習 (CYDER)

分野横断

- ・ セキュリティ人材は不足しており、令和2年には約20万人が不足するとも言われている。そのような中でサイバー攻撃は巧妙化・複雑化しており、サイバーセキュリティ対処能力を持つ人材育成が急務である。
- ・ 総務省において、NICTの「ナショナルサイバートレーニングセンター」を通じて、国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習 (CYDER) 等を実施。平成29年度から、年間100回、計3,000名規模で演習を実施している。令和2年度は、東京2020大会の開催に向け、これまで未受講の地方公共団体が集中的に受講可能なコースを設置するとともに、地理的な要因により未受講である地方公共団体に対応するため、オンラインでの受講を可能とする予定。
- ・ これにより、サイバーセキュリティ人材の育成を推進し、社会全体としてサイバーセキュリティ対応力の強化を図る。

KPI (進捗): 演習等の開催回数

KPI (効果): セキュリティ人材の育成数

○[No. 10-4] 地域で子供たちがプログラミングなどICT活用スキルを学び合う場の普及促進

分野横断

- ・ 令和2年4月から小学校でプログラミング教育が導入されることに伴い、地域社会でもICTスキルを学び合う場を普及させることが重要。
- ・ 実施団体のネットワーク化や好事例等の情報提供を促進。
- ・ ICT活用スキルを学べる機会を促すことにより、AI・IoT社会における基本的素養の習得に資する。

KPI (進捗): 好事例等を整理した参考情報の提供

KPI (効果): 好事例等を整理した参考情報を提供するホームページ等の閲覧数

○[No. 10-5] 新時代の学びを支える先端技術の活用推進

分野横断

- ・ 急激な社会的変化が進むSociety 5.0の時代において、子供たちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、社会の形成に参画するための資質・能力を身に付けられるよう、先端技術の効果的な活用を通じて、教師の指導や子供の学習の質を更に高めることが必要。
- ・ そのため、学校現場における先端技術の効果的な活用に向けた実証研究の実施及びその検証結果の周知によって、GIGAスクール構想の推進に繋げる。
- ・ これにより、「子供の力を最大限引き出す学び」を実現。

KPI (進捗): 令和2年度当初予算事業のため、現時点でのKPIの設定はない。

KPI（効果）：令和 2 年度当初予算事業のため、現時点での KPI の設定はない。

○[No. 10-6] 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究

分野横断

- ・ 学習者用デジタル教科書を制度化した法改正（平成30年度）⁹²における附帯決議において、「デジタル教科書の使用による教育効果や児童生徒の心身の発達・成長を含めた健康面への影響に関して、本格的かつ長期的な調査研究や実証研究に基づいた客観的・定量的な検証を行い、知見を蓄積した上で、デジタル教科書の使用に関する必要な施策を講ずること」とされており、令和元年度から、学習者用デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等について、実証研究を実施。
- ・ 令和 2 年度においても、令和元年度の成果を踏まえつつ、実証研究を実施。
- ・ この成果については、有識者会議におけるデジタル教科書の今後の在り方の検討に活用する。

KPI（進捗）： デジタル教科書の教育上の効果の有無、影響の有無を把握するための実証研究の実施状況（1年に1度成果物の公表）

KPI（効果）： 未設定（実証研究の結果及び今後設置する有識者会議での議論を踏まえて令和 2 年度に検討）

○[No. 10-7] シェアリングエコノミーサービスの普及

分野横断

- ・ 地域の課題解決や経済活性化のためにシェアリングエコノミーを活用した取組事例を取りまとめた「シェア・ニッポン100」を令和 2 年 3 月に改定。本改定では、新たに 25 事例を追加し、計 101 事例を公表した。複数のサービスを継続的に活用する地方公共団体も増えてくるなど、一定程度の浸透が進みつつある。
- ・ このような取組を行う地方公共団体等に対し、シェアリングエコノミー伝道師の派遣や、シェアリングエコノミー活用推進事業等による支援を行う。また、非常時等における共創・共助による新たな公共サービスの円滑な提供に向け、シェアリング事業者と地方公共団体間の連携を促進するための防災分野も含むモデル連携協定、事業者向けハンドブックをシェアリングシティ推進協議会等と連携しながら作成する。こうした取組を通じ、地域資源を有効に活用しつつ、地域の課題解決を図る観点から、地域運営組織などの多様な地域主体による支援を通じ、共助の仕組みとしてシェアリングエコノミーの活用を進める方策について検討を行う。
- ・ 以上のような取組を通じ、地域の既存のリソースの有効活用等による地域活性化、行政・公共サービスを補完するサービスの提供、地域における共助と価値共創の仕組みの充実を進展させ、地域の諸課題の効率的かつ効果的な解決を図

⁹² 学校教育法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 39 号）。

る。

KPI（進捗）： シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体数

KPI（効果）： 解決・改善された地域課題数

○[No. 10-8] シェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保

分野横断

- ・ 令和元年5月、シェアリングエコノミー検討会議の第二次報告書を取りまとめ、プラットフォームに対してサービスの公正性・透明性の確保を求めるとなどを内容とした「シェアリングエコノミー推進加速化アクションプラン」を策定。根強く残る利用者の不安感を解消するため、同プランを速やかに実行に移していくことが必要。
- ・ とりわけ、サービスの提供者が順守すべき基本的事項を示すとともに、シェアワーカーの裾野拡大、スキルアップ、サービス品質の向上に向けた研修・認証制度について、令和2年度に認証を開始する。また、民間団体等におけるオンライン紛争解決（ODR）の取組について、進捗を注視し、必要に応じてシェアリングエコノミーモデルガイドライン等への反映を検討する。
- ・ 以上のような取組を通じ、シェアサービスの重要な担い手であるシェアワーカーの拡大や質の向上を図り、担い手の裾野拡大に繋げるとともに、消費者等の安全を守り、信頼性を向上させることにより、シェアリングエコノミーを広く社会に浸透させる。

KPI（進捗）： 認証シェアワーカー制度（令和2年度中に認証開始）

KPI（効果）： 未設定（制度の検討状況を踏まえ設定）

○[No. 10-9] テレワークの普及

分野横断

- ・ テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、また今般の新型コロナウイルス感染症対策として人と人との接触を極力避け、業務継続性を確保するためにも不可欠なものであり、具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。
- ・ このため、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、テレワークに必要なITシステム導入支援、専門家による相談体制やサテライトオフィス、必要なネットワーク環境の整備、ガイドラインの周知等に取り組むとともに、企業の取組を踏まえつつ、テレワーク・デイズやテレワーク月間の実施や表彰等の周知による啓発にも取り組む。KPIの目標値達成については、緊急事態宣言を受けた企業の取組の状況を踏まえた上で設定する。
- ・ 国家公務員のテレワークについては、「デジタル・ガバメント実行計画」に基づいて推進する。
- ・ 緊急事態等における企業及び行政の事業継続性を確保するとともに、働き方改

革の一助となり、労働者、事業者及びその顧客にとってワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。

KPI（進捗）：テレワーク導入企業の割合及びテレワーク制度等に基づく雇用型
テレワーカーの割合

（新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢
の変化を踏まえて設定）

KPI（効果）：緊急事態等における事業継続性の確保、働く者にとって効果的な
テレワークを推進

II－(11) 国の施策と地方の施策との整合性の確保【官民データ基本法第 19 条関係】

これまでの主な取組等

- ・ 平成29年度に基本計画を踏まえ、地方公共団体の官民データ活用推進計画策定の手引を作成し、適宜改訂を行い地方公共団体に対する説明会やワークショップ等を開催しているところ。
- ・ さらに、政府CIO等が地方公共団体の首長等を訪問し、国の官民データ活用推進基本計画に基づく、国のIT化・BPRやオープンデータの取組などの成果を地方公共団体へ紹介している。

○[No. 11－1] 地域におけるデータ利活用の環境整備

分野横断

- ・ 地方公共団体が保有するデータについては、個人情報の保護を図りつつ、適正かつ効果的な活用を積極的に推進することが必要。
- ・ このため、地方公共団体が保有する個人情報に関する非識別加工情報の仕組みに関する相談対応や情報提供を行うとともに、非識別加工情報の活用事例を整理する等、地方の非識別加工情報に係る取組を支援。
- ・ これにより、個人情報の活用による活力ある経済社会及び豊かな住民生活を実現。

KPI（進捗）： 未設定（令和2年度中に検討）

KPI（効果）： 地方公共団体の非識別加工情報の適正かつ効果的な活用状況

II－（12） 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

これまでの主な取組等

- ・ 政府の経協インフラ戦略会議の決定等を踏まえ、官民一体でのインフラシステムの海外展開が進められている。
- ・ 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」⁹³等の外交課題も踏まえた海外展開や、昨年のG20大阪サミットで合意された「Data Free Flow with Trust (DFFT)」に基づく施策に取り組んでいく。

○[No. 12－1] 国際的なデータ流通の推進

分野横断

- ・ 急速に進行するデジタル化の潜在力を最大限活用するためには、データ流通、電子商取引を中心としたデジタル経済に関する国際的なルール作りが急務。この問題意識の下、令和元年6月のG20大阪サミットにおいて、プライバシーやセキュリティ等に関する消費者や企業の「信頼」を確保することによって自由なデータ流通を促進する「Data Free Flow with Trust (DFFT)」のコンセプトに合意した。また、同サミットの機会に開催した「デジタル経済に関する首脳特別イベント」において、我が国主導で、27か国の首脳とWTOをはじめとする国際機関が参加の下、「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出し、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際ルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」を立ち上げた。
- ・ 「大阪トラック」の下、DFFTの考えに基づき、データ流通、電子商取引を中心とした、デジタル経済に関する国際的なルール作りについて、OECD等の国際機関や産業界等、多様なステークホルダーを交え、様々な国際場裏において加速させていく。特に、WTO電子商取引交渉については、80以上の加盟国が参加する中で、我が国は、シンガポール及びオーストラリアと共に共同議長国として、データの自由な流通を含む具体的なルールの交渉を牽引^{けん}してきており、引き続き積極的に取り組んでいく。
- ・ こうした取組により、データの潜在力を最大限活用し、AI、IoT、ビッグデータにおけるイノベーションを大きく加速させ、我が国の産業に新たな成長の可能性を生み出す。

○[No. 12－2] 個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みの構築、日EU間における個人データの円滑な越境移転のための環境の維持及びAPEC CBPRシステムの推進

分野横断

- ・ 信頼性の確保された国際的な個人データ流通の枠組み構築に向けた取組につ

⁹³ 例えば2016年8月の第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)において外交政策として各国に表明。

いては、日米欧三極の関係機関で、個別論点や今後の進め方等について、具体的な検討を行うとともに、現在行われているOECDプライバシーガイドラインの見直しのプロセスにおいて、データローカライゼーションや無制限なガバナメントアクセスといった個人情報保護をめぐる新たなリスクについても考慮すべく、各国の個人情報保護当局を含めた関係機関や専門家と継続的に対話を実施している。引き続き三極を中心とした関係機関等との対話を進めていく。

- ・ 日EU間における相互の円滑な個人データ越境移転の枠組みについては、令和3年に予定されている、当該枠組みに係るレビューに向け、欧州委員会及びEUデータ保護機関等の関係機関との意見交換等を行ってきており、引き続き、当該枠組みが維持されるよう密接にこれらの関係機関と対話や情報交換を行い、連携を深めていく。なお、EU離脱後の英国との間においては、円滑な個人データ移転が維持されるよう、所要の措置を講じてきた。また、APEC域内において個人データの円滑な移転を促進する枠組みであるCBPRシステムについては、参加企業数の拡大が課題となっており、令和元年度においても、関係国際会議等の場において関係諸外国・諸機関との連携等を図ってきたところ。引き続き、普及促進に取り組んでいく。
- ・ 上記の取組により、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための一層の環境整備を進める。

**○[No. 12-3] AIネットワーク化が社会・経済にもたらすインパクト
やそれによる社会的・経済的・倫理的・法的課題の解決に資する取組に関する国際的な議論等を踏まえた
検討の推進**

分野横断

- ・ 「AIネットワーク社会推進会議」において、令和元年8月に「AI利活用ガイドライン」を含む「報告書2019」を取りまとめ、
 - 「AI利活用ガイドライン」等について、OECDにおける今後の議論に貢献するため、OECDへの情報提供（同年7、8月）
 - OECDのAI政策に関するオブザーバトリ（※）に対し積極的に貢献していく旨について、同CDEP（デジタル経済政策委員会）会合において説明。また、オブザーバトリに納められる文書に対し、国内で検討されたAI利活用ガイドラインの情報の入力（同年11、12月）

の取組を行ったが、今後は、セキュリティ等個々の論点に係る詳細な検討を行う必要がある。

（※ AIに関する成果文書・分析結果等を格納したライブ型データベース）

- ・ 「AIネットワーク社会推進会議」において、G7、G20、OECD等の国際的な議論の動向を踏まえつつ、AIの社会実装の推進により、どのような社会経済を目指すべきか、基本的な政策や中長期的な戦略の在り方について検討する。
- ・ G7、G20、OECD等がAIの社会実装に向けた様々な検討を現在進めているところ、

日本の検討状況や成果を提言すること等を通じてグローバルなAI社会の実現に貢献する。

○[No. 12-4] 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）

分野横断

を活用したICTインフラの海外展開の促進

- ・ 一般に通信・放送・郵便は規制分野であり、海外で事業を行うに当たっては政治リスク（突然の制度・政策変更等）やそれに伴う需要リスクが大きく、民間金融からの資金が集まりにくいなどの課題がある。
- ・ このため、JICTが長期リスクマネーの供給等を通じて、こうしたリスクを一部負担することで、民間資金を誘発し、我が国の事業者の海外展開を後押しすることとしている。
- ・ これまでのJICTの支援により、アジア・太平洋地域における光海底ケーブル事業、欧州における電子政府ICT基盤整備・サービス提供事業等への我が国の事業者の参画が実現。

KPI（進捗）： -

- KPI（効果）：
- ・ 民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果（JICTからの出資額に対するJICT及び日本企業からの総出資額の比率）：2.0倍以上
 - ・ 海外市場への参入促進（支援案件に参加する日本企業数（出資企業＋受注関連企業））：平均2社/件以上
（KPIについては、令和2年秋頃見直し予定）

索引

(1) 行政手続等のオンライン化原則等【官民データ基本法第10条関係】	82
[No. 1-1] ベース・レジストリの整備	82
[No. 1-2] 民間プラットフォームの更なる活用の推進	82
[No. 1-3] 政府情報システムの共通部品整備	83
[No. 1-4] 法人向けワンストップサービスの実現	83
(2) オープンデータの促進【官民データ基本法第11条第1項及び第2項関係】	85
[No. 2-1] オープンデータ官民ラウンドテーブル等を通じたデータ利活用の促進	85
[No. 2-2] オープンデータ・バイ・デザインの推進	86
[No. 2-3] オープンデータカタログの一元的提供の推進	86
[No. 2-4] 地方におけるオープンデータの促進	86
[No. 2-5] 都市計画に関するデータの利用環境の充実	87
[No. 2-6] 不動産登記情報の公開の在り方の検討	88
[No. 2-7] 登記所備付地図データの事業者等への提供	88
[No. 2-8] 気象情報の利活用の促進	88
[No. 2-9] 障害当事者参加型技術開発の推進	89
[No. 2-10] 統計データのオープン化の推進・高度化	89
[No. 2-11] 農業関係情報のオープンデータ化の推進	89
[No. 2-12] 公的研究資金による研究成果の適切な管理・利活用の推進	90
[No. 2-13] i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進	90
[No. 2-14] 交通事故統計情報のオープンデータ化の推進	91
[No. 2-15] 犯罪発生情報のオープンデータ化の推進	91
[No. 2-16] 海上活動情報のオープンデータ化	92
[No. 2-17] ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進	92
[No. 2-18] 公共交通分野におけるオープンデータ化の推進	92
[No. 2-19] 国家座標に準拠した高精度な位置情報の利活用及び流通の促進	93
[No. 2-20] 防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築	94
(3) データの円滑な流通の促進【官民データ基本法第11条第3項関係】	95
[No. 3-1] AI・データの利用に関する適切な契約の促進	95
[No. 3-2] 革新的データ産業活用計画及び特定革新的データ産業活用の認定制度施行に向けた法制度整備・周知並びにデータの提供要請制度の推進	96
(4) データ利活用のルール整備【官民データ基本法第12条関係】	97
[No. 4-1] いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備	97
[No. 4-2] 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信	97
[No. 4-3] IoT推進コンソーシアム等を通じた身近な地域におけるIoTプロジェクトの創出等	98
[No. 4-4] 放送分野におけるデータ利活用	98
[No. 4-5] 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現	98
[No. 4-6] 匿名加工医療情報の利活用の推進	99

[No. 4-7] 電子レシート（購買履歴）データの流通の検討	99
[No. 4-8] スマートホームの新サービス創出のためのルール整備	100
（5）マイナンバーカードの普及・活用【官民データ基本法第13条関係】	101
[No. 5-1] スマートフォンによる公的個人認証サービスの利用実現	101
[No. 5-2] 公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる官民のID連携推進	101
[No. 5-3] 海外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用	101
[No. 5-4] マイナンバーカードの多機能化の推進	102
[No. 5-5] コンビニ交付サービスの導入推進	102
[No. 5-6] マイナンバーカード等を活用したチケットレス入場・不正転売の防止の仕組みの検討	103
[No. 5-7] 金融機関における取引でのマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進	103
[No. 5-8] 罹災証明のデジタル化	104
[No. 5-9] 被災者台帳管理	104
[No. 5-10] 被災者支援におけるマイナポータル活用の推進	104
[No. 5-11] 被災者生活再建支援金手続における添付書類不要化等	105
（6）利用の機会等の格差の是正【官民データ基本法第14条関係】	106
[No. 6-1] 条件不利地域におけるICTインフラの整備の推進	106
[No. 6-2] 条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進	106
[No. 6-3] 鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速	107
[No. 6-4] 地域IX・CDN等を活用したコンテンツ配信効率化等促進事業	107
[No. 6-5] 情報アクセシビリティ確保のための環境整備	107
[No. 6-6] Webアクセシビリティ確保のための環境整備等	108
[No. 6-7] 4K・8Kなどの高度な映像・配信技術の利用機会の均等	108
[No. 6-8] IoT地域実装のための総合的支援 地域IoT実装・共同利用総合支援	109
[No. 6-9] 「デジタル活用支援員」の検討	109
[No. 6-10] ICT等を用いた遠隔診療の推進	110
[No. 6-11] 防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進	110
[No. 6-12] 障害者の本人確認等の簡素化	110
[No. 6-13] AIチャットボット等の活用	111
（7）情報システム改革・業務の見直し【官民データ基本法第15条第1項関係】	112
[No. 7-1] 教育現場におけるクラウド利用の普及と情報連携（校務系及び授業・学習系情報）	112
[No. 7-2] 土地情報連携の高度化	112
[No. 7-3] 運転免許業務及び警察情報管理システムの合理化・高度化	113
[No. 7-4] 医療保険業務（診療報酬における審査業務等）の効率化・高度化	113
[No. 7-5] 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの構築、活用促進	114
[No. 7-6] 交通規制情報の集約・提供の高度化、普及促進	114
（8）データ連携のためのプラットフォーム整備【官民データ基本法第15条第2項関係】	115
[No. 8-1] 分野ごとデータ連携基盤間でのデータ流通を促進する分散型分野間データ連携の推進	115
[No. 8-2] データ利活用型ICTスマートシティの推進	115

[No. 8-3] Connected Industriesの実現に向けた取組の推進	116
[No. 8-4] データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策	116
[No. 8-5] 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進	117
[No. 8-6] 医療保険のオンライン資格確認の構築、医療等分野における識別子（ID）の導入	117
[No. 8-7] 健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及	118
[No. 8-8] 電子カルテなどの情報を活用した医薬品等の安全対策	118
[No. 8-9] 電子タグ活用によるサプライチェーン高度化に向けた検討	119
[No. 8-10] スマートフードチェーンによる生産・流通改革	119
[No. 8-11] データをフル活用したスマート水産業の推進	120
[No. 8-12] 農業情報の標準化の推進	120
[No. 8-13] 農業生産のスマート化	121
[No. 8-14] 「デジタル地図」による農地情報の一元化に資する農地情報公開システムの見直し	121
[No. 8-15] 森林クラウド・SCMによる施業集約化・流通の効率化を実現するためのスマート林業等（林業イノベーション）の推進	122
[No. 8-16] 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等	122
[No. 8-17] 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進	123
[No. 8-18] 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化	123
[No. 8-19] 国土交通データプラットフォーム整備	123
[No. 8-20] 港湾の完全電子化と港湾関連データ連携基盤の構築	124
[No. 8-21] ブロックチェーンを利用した再生可能エネルギー環境価値取引プラットフォームの構築と環境配慮型行動変容の促進	124
[No. 8-22] 海事生産性革命（i-Shipping）	125
（9）研究開発【官民データ基本法第16条関係】	126
[No. 9-1] 「異能vation」プログラムの推進	126
[No. 9-2] 交通信号機を活用した5Gネットワークの構築	126
[No. 9-3] 個人の健康・医療情報を活用した行動変容促進事業	127
[No. 9-4] 臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究事業の推進	127
[No. 9-5] 利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現する介護ロボットの開発等	128
[No. 9-6] 8K等高精細映像技術の医療応用の推進	128
[No. 9-7] 診療データを活用したICT・AI等を用いた診療支援機器の研究開発	129
[No. 9-8] 農業におけるAI、IoT、ロボット、準天頂衛星などの先端技術を活用した研究開発	129
[No. 9-9] スマート農業実証プロジェクト（「スマート農業加速化実証プロジェクト」及び「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」）	129
[No. 9-10] 第5世代移動通信システム（5G）普及・展開に向けた研究開発、地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証	130
[No. 9-11] 豪雨・竜巻予測技術の研究開発	130
[No. 9-12] 良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「ヒトを支援するAIターミナル」の実現	131

[No. 9-13] 「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進	131
[No. 9-14] 自動運転に係る実証プロジェクトの円滑・迅速な推進	132
[No. 9-15] 小型無人機（ドローン）の技術開発等と産業利用の推進	132
[No. 9-16] 全国主要交差点への信号交差点到着時の信号灯火に関する情報等を提供するインフラの整備	133
[No. 9-17] 交通規制情報のデータ精度向上等に関する調査研究	133
[No. 9-18] 交通管制の高度化に関する調査研究	133
[No. 9-19] 児童生徒1人1台端末の整備	134
[No. 9-20] ICTを活用した教育サービスの充実	134
[No. 9-21] 児童生徒の学習データの継続的な活用に向けたデータ基盤の検討	135
(10) 人材育成、普及啓発【官民データ基本法第17条及び第18条関係】	136
[No. 10-1] 不足するセキュリティ人材等の計画的な育成	136
[No. 10-2] 地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成	136
[No. 10-3] 実践的サイバー防御演習（CYDER）	137
[No. 10-4] 地域で子供たちがプログラミングなどICT活用スキルを学び合う場の普及促進	137
[No. 10-5] 新時代の学びを支える先端技術の活用推進	137
[No. 10-6] 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究	138
[No. 10-7] シェアリングエコノミーサービスの普及	138
[No. 10-8] シェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保	139
[No. 10-9] テレワークの普及	139
(11) 国の施策と地方の施策との整合性の確保【官民データ基本法第19条関係】	141
[No. 11-1] 地域におけるデータ利活用の環境整備	141
(12) 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開	142
[No. 12-1] 国際的なデータ流通の推進	142
[No. 12-2] 個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みの構築、日EU間における個人データの円滑な越境移転のための環境の維持及びAPEC CBPRシステムの推進	142
[No. 12-3] AIネットワーク化が社会・経済にもたらすインパクトやそれによる社会的・経済的・倫理的・法的課題の解決に資する取組に関する国際的な議論等を踏まえた検討の推進	143
[No. 12-4] 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を活用したICTインフラの海外展開の促進	144